

10月6日(金)

出席委員

委員長 鈴木 真澄 君
副委員長 つる 伸一郎 君
同 石田 ちひろ 君
委員 のだて 稔史 君
同 新妻 さえ子 君
同 吉田 ゆみこ 君
同 田中 さやか 君
同 高橋 伸明 君
同 松永 よしひろ 君
同 安藤 たい作 君
同 筒井 ようすけ 君
同 あくつ 広王 君
同 鈴木 博 君
同 横山 由香理 君
同 中塚 亮 君
同 鈴木 ひろ子 君
同 須貝 行宏 君
同 高橋 しんじ 君

委員 塚本 よしひろ 君
同 こんの 孝子 君
同 浅野 ひろゆき 君
同 渡部 茂 君
同 木村 けんご 君
同 石田 しんご 君
同 飯沼 雅子 君
同 南 恵子 君
同 藤原 正則 君
同 西本 貴子 君
同 たけうち 忍 君
同 若林 ひろき 君
同 伊藤 昌宏 君
同 本多 健信 君
同 石田 秀男 君
同 大沢 真一 君
同 いながわ 貴之 君

欠席委員

なし

その他の出席議員

松澤 利行 君

出席説明員

区長 濱野 健 君	地域振興部商業・ものづくり課長 山崎 修 二 君
副 区 長 桑 村 正 敏 君	文化スポーツ振興部長 安 藤 正 純 君
副 区 長 中川原 史 恵 君	文化スポーツ振興部文化観光課長 鈴 木 誠 君
企 画 部 長 中 山 武 志 君	文化スポーツ振興部スポーツ推進課長 池 田 剛 君
参 事 企画部企画調整課長 柏 原 敦 君	子ども未来部保育課長 佐 藤 憲 宜 君
参 事 企画部財政課長 秋 山 徹 君	健康推進部長（品川区保健所長兼務） 西 田 みちよ 君
企画部施設整備課長 小 林 道 夫 君	健康推進部健康課長 川 島 淳 成 君
総 務 部 長 榎 本 圭 介 君	健康推進部国保医療年金課長 三ッ橋 悦 子 君
参 事 総務部総務課長（危機管理室長兼務） 米 田 博 君	品川区保健所生活衛生課長 井 浦 芳 之 君
総務部人事課長 黒 田 肇 暢 君	品川区保健所保健予防課長 舟 木 素 子 君
総務部経理課長 立 川 正 君	参 事 品川区保健所品川保健センター所長 鷹 箸 右 子 君
地 域 振 興 部 長 堀 越 明 君	品川区保健所大井保健センター所長 間 部 雅 之 君
地域振興部地域活動課長 伊 崎 みゆき 君	品川区保健所荏原保健センター所長 榎 本 芳 美 君
地域振興部生活安全担当課長 菅 雅由樹 君	都 市 環 境 部 長 藤 田 修 一 君

都市環境部都市計画課長
中村敏明君

品川区清掃事務所長
工藤俊一君

防災まちづくり部公園課長
溝口雅之君

防災まちづくり部河川下水道課長
持田智彦君

会計管理者
齋藤信彦君

教 育 長
中 島 豊 君

教育委員会事務局教育次長
本 城 善 之 君

教育委員会事務局庶務課長
品 川 義 輝 君

教育委員会事務局学務課長
有 馬 勝 君

区議会事務局長
久保田善行君

○午前10時00分開会

○鈴木（真）委員長　ただいまより、決算特別委員会を開きます。

それでは、平成28年度品川区一般会計歳入歳出決算を議題に供します。

本日の審査項目は、一般会計歳入歳出決算、歳出のうち、第4款衛生費および第5款産業経済費でございますので、ご了承願います。

これより、本日予定の審査項目の全てを一括して説明願います。

○齋藤会計管理者　第4款衛生費からご説明申し上げます。事項別明細書の112ページをお願いいたします。成果報告書では147ページになります。

第4款衛生費は、左から6列目、「計」の下、予算現額114億6,683万1,000円、3列右、支出済額は110億3,350万9,709円で、執行率は96.2%、前年度2億4,799万8,696円、2.3%の増であります。増の主なもの、定期予防接種、資源化センター管理運営費であります。

次のページにまいりまして、1項保健衛生費の支出済額は、50億2,440万4,939円で、執行率は95.0%であります。

1目保健衛生総務費では、休日・応急診療費、各種助成金を支出いたしました。

2目予防費では、流行性耳下腺炎などの任意予防接種、子宮がん検診など各種がん検診、こころの健康づくり事業などを行いました。

次のページにまいりまして、3目環境衛生費では、食品衛生等の監視指導、公衆便所の維持管理などを行いました。

4目保健指導費では、妊婦健康診査、健康教育事業、不妊治療助成などを行いました。

次のページにまいりまして、5目保健衛生施設費では、各保健センター等の管理運営費であります。

6目公害保健費では、公害健康被害補償事業などを実施いたしました。

次のページにまいりまして、2項環境費の支出済額は16億4,160万6,085円で、執行率は94.4%であります。

1目環境対策費では、環境調査測定、エコライフ普及事業などを行いました。

1枚おめくりいただきまして、2目緑化推進費では、みどりのボランティア支援事業、公共施設の緑化事業などを行いました。

3目リサイクル推進費では、古紙などの資源ステーション回収、資源化センターの管理運営などを行いました。

3項清掃費の支出済額は43億6,749万8,685円で、執行率は98.4%であります。

1目清掃総務費では、広報用冊子の作成、廃棄物排出指導などを行いました。

次のページにまいりまして、2目清掃事務所費では、清掃事務所と粗大ごみ中継所の維持管理を行いました。

3目廃棄物対策費では、粗大ごみ受付センターの運営などを行いました。

以上で衛生費の説明を終わります。

続きまして、産業経済費をご説明申し上げます。1枚おめくりいただきまして、126ページ中ほどになります。成果報告書では158ページでございます。

第5款産業経済費は、予算現額26億7,251万8,000円、支出済額は23億5,337万3,873円で、執行率は88.1%、対前年度340万161円、0.1%の減であります。減の主

なもの、共通商品券普及促進事業、中小企業センター等運営費であります。

1項産業経済費、1目産業経済総務費では、就業支援や観光フェアの開催、大井町駅等イルミネーション設置等、観光アクションプラン推進事業などを行いました。

次のページにまいりまして、2目消費者対策費では、消費生活相談や消費者講座などを行いました。

3目中小企業対策費では、中小企業への支援といたしまして、事業資金の融資あっ旋、中小企業IT化推進事業、武蔵小山創業支援センターの運営、各種経営相談などを行いました。

また、成果報告書では160ページとなりますが、商店街活性化事業といたしまして、イベント事業の助成、装飾灯の建替え、プレミアム付区内共通商品券発行経費の助成、商店街国際化推進事業などを行いました。

ものづくり活性化事業といたしましては、成果報告書は161ページでございます。新製品・新技術の開発促進事業、品川技術ブランドのPR事業、海外進出推進事業、企業活力づくり支援、事業承継支援などを行いました。

○鈴木（真）委員長 以上で、本日の審査項目の全ての説明が終わりました。

質疑に入ります前に、今現在29名の方の通告をいただいております。

これより質疑に入ります。

ご発言願います。横山由香理委員。

○横山委員 私からは、151ページ、出産・子育て応援事業、152ページ、不妊治療助成事業、159ページの大井町駅等イルミネーション設置経費、中小企業支援費についてお伺いしております。

1点目なのですが、不妊治療助成と出産・子育て応援事業についてお伺いいたします。東京都の不妊治療助成と区の不妊治療助成のすみ分けを今後どのようにしていくのか、お考えを教えてください。また、ネウボラなのですが、民生費でもお聞きしましたが、衛生費で、産後ケア事業の日帰り型・宿泊型の利用の状況と、助産師による産後の母乳・乳房ケア等の状況について教えてください。

○川島健康課長 東京都が一般不妊治療・検査の助成を始めたというところで、区の制度とのすみ分けというご質問でございます。

都の不妊検査助成の受付というのが10月2日から開始になります。上限が5万円で、10分の10の助成ということです。1回のみ助成にはなるのですが、年齢が34歳までの方が対象になるということです。区の制度は、年齢制限が42歳までの方ということ、それから医療費の自己負担額の半分は区が助成する、それから上限が10万円というところがあるのですが、いろいろと重なり合う部分が多いということで、この辺をどのようにすみ分けていくかというのは大変難しい課題でございます。今、制度の再構築をせざるを得ないということで、予算編成に向けまして検討している最中というところでございます。できれば、都のほうでカバーできていない年齢を、このまま区のほうでカバーしていければいいと考えているところ。それから、より多くの費用負担が生じる部分、特定不妊治療が何とかならないかというのも検討はしているところでございます。まだ、どのようになるかというのはわからないところではございますが、そういう状況でございます。

○鷹箸品川保健センター所長 産後ケア事業についてのお尋ねにお答えいたします。

現在、既に始まっております、まず日帰り型と宿泊型の利用状況についてでございます。平成28年6月から始まりました日帰り型につきましては、平成28年度中は90組、それから今年9月末までのところで73組のご利用がございました。また、宿泊型のほうでございますけれども、平成28

年11月から予約開始、12月から実際の宿泊型は開始しておりますけれども、平成28年度中に22組、今年度9月末までに30組のご利用がございました。また、ご質問にございました今後の訪問型、国で言うておりますアウトリーチ型への展開でございまして、今年9月に3保健センターで、乳児健診、4カ月健診にいらっしゃった保護者の方に、どんな形の産後ケアが一番欲しいかといったようなアンケートをとったところでも、その中でも、委員のご質問にありました、特に乳房ケアですとか、初めてのお子さんの場合、授乳に対して不安を持っているお母さんが多いということで、訪問型の乳房を中心としたケア、ご自宅に助産師が来てくださって乳房ケアをしてくださるといったサービスに対しての希望が非常に多いということがわかりました。今後、そういった形を視野に入れた、ご自宅に助産師が訪問することによる訪問型の産後ケアについて展開を広げていきたいというふうに、現在、検討を進めているところでございます。

○横山委員 不妊治療についてなのですが、こちらは区と都での制度が少しかぶってきましてということで、都のほうの状況を見ていただいて、やはり年齢のほう、今まで区は42歳までやっていたので、35歳から42歳までの部分にしっかり区で対応していけるように、また特定不妊治療は高額になってまいりますので、そのあたりの制度のすき間といいますか、どのようなことが利用者の方にとって使いやすいのか、区民の方にとってよりよい不妊治療のあり方になるのかというところを検討していただいて、進めていただけたらと思っております。

また、産後ケア、ネウボラの部分なのですが、母乳のケア、乳房のケアなのですが、結構、外来などの病院も区内の方で利用していらっしゃる方がいるのですが、やはり高額であったり、あとは小さいお子様で、1人目だけではなく2人目、3人目等でなかなか外出しづらい方が、やはり母乳のケアの部分で、詰まってしまうたり、体の部分、つらい思いをされている方がいらっしゃるかと思えます。アンケートでもそのような結果が出てきているということですので、ぜひアウトリーチ、家庭訪問型の産後ケアの展開をご検討いただきたいと思っております。

また、全妊婦面接の面接率のアップにつきまして、多くの方々に今後受けていただくような方策を要望いたしますが、区のお考えをお聞かせください。

○鷹簀品川保健センター所長 全妊婦に対する面接ですが、平成27年度が66.7%、平成28年度が70.2%ということで、これをなるべく早く100%に近づけていきたいと考えているところでございます。現在、妊娠届が一番多く届けられるのは実は区役所でございます、面接については3保健センターで実施している。現在、母子手帳を申請していただいた後、予約してから3保健センターにおいていただいている状況なのですが、できれば母子手帳を申請されたときに面接ができるというのが一番望ましい状況ではございますので、今後、このあたりの乖離について何とか近づけるような形で、現在、検討を進めているところでございます。

○横山委員 今の制度をよりよくしていただく中で、昨日、我々の会派の鈴木博委員からお話がありましたけれども、子育て応援券の部分ですとか、連携していただきながら、さらによりよい制度に組み替えていただければと思っております。こちらは要望で終わらせていただきます。

2点目、大井町駅等イルミネーション設置経費についてお伺いいたします。平成28年度に西小山駅前のイルミネーションが設置されました。商店街との連携の状況、商店街と区の役割分担とコラボレーションによって生まれた相乗効果、またそのときに出てきた課題も、初めてですので幾つかあるかと思いますが、今後の展開にどのように活かされていくのかお聞かせください。

また、中小企業支援についてもお聞きします。品川区における中小企業の人材ニーズと求職者のニー

ズ、マッチングの状況について教えてください。

○鈴木文化観光課長 西小山駅前におけるイルミネーション事業でございますが、この事業につきましては、地域の3つの商店街がございますが、その中の実行委員会の皆さんと連携しながら、イルミネーションで駅前に多くの方に訪れていただき、そこを訪れた方に商店街のイベントで楽しんでいただくということで、役割分担をしたものでございます。その中で見えてきた課題につきましては、まずはPRをしっかりとやるということと、それから駅前は区境で、目黒区の商店街とも接しておりますので、今後は目黒区との連携も図りたいというのが地域の要望でございます。それをもとにしまして、今年度も来年2月から3月にかけて、さらに中身を拡充しながら実施する予定で準備をしているところでございます。

○山崎商業・ものづくり課長 区内中小企業、非常に事業規模が小規模な事業所がございます。そういう意味では、個々の企業において、さまざま人材に対するニーズというのは多様でございます。それにきめ細かく対応させていただくために、昨年度から就業支援コーディネーターを配置しまして、ずばり採用活動そのものの支援でありますとか、社内での人材育成、雇用環境整備といった方面で、取組みをさせていただいているところでございます。

○横山委員 西小山駅のイルミネーションなのですが、区が集客、そして商店街でイベントを楽しむという役割分担の中で、今後もPRをしっかりとお願いしていただくということと、地域が目黒区との連携を強く希望しておりますので、こちらもぜひ進めていただきたい、ご支援いただきたいというふうに要望いたします。また、大井町駅、目黒駅のイルミネーションについても新たな広がりとお実現をお願いしたいと思います。

中小企業の支援なのですが、企業側・求職者側、双方のキャリアカウンセリング、事業所内の保育所のシェアリングですとか、短時間勤務からのスタートなど、潜在的なニーズを補完して、引き続き、緩やかに、きめ細やかなマッチングを進めていただいて、潜在労働力の発掘をお願いしたいと思います、要望です。

○鈴木（真）委員長 次に、新妻委員。

○新妻委員 159ページ、観光アクションプラン、しながわ観光フェアについて、149ページ、狂犬病予防および動物の愛護、ペットの防災について、162ページ、勤労者福利厚生事業、出会い事業について伺います。

まず最初に観光アクションについて伺います。現在、品川区内では、しながわ観光フェア2017が、9月23日のしながわ宿場まつりから始まり、旧東海道水辺エリア、大崎の夢さん橋、荏原地域、戸越銀座、そして大井町のイルミネーションの点灯式の10月29日まで開催されております。この中で、9月30日、10月1日に、しながわ・おた水辺の観光フェスタが、お隣の大田区と連携して大盛況に行われました。濱野区長をはじめ、大田区の松原区長、また桑村・中川原副区長もオープニング等でご挨拶をされ、区を挙げての大きなイベントとなりました。時間がありませんので、詳しくはあくつ委員にお任せしたいと思います。

品川区全体の観光フェアの一つに水辺エリアが追加されまして、区を越えて水辺つながりで、お隣の大田区と共同開催ができたことは、とても良かったことであると思います。そして何よりも、地域の皆様のお力をお借りしてできた今回のイベントでありました。中でも東品川海上公園では、区内最大級の2,000発の花火が秋の夜空を彩って、多くの区民の笑顔が広がった大盛況の花火大会でありました。花火大会の開催につきましては、我が会派も求めてきたことでしたので、大きな一歩であったと

思っております。勝島運河では、勝島運河倶楽部がEボートレース、そして立会川商店街の協力により、マルシェ、飲食店のブースが出店されました。

その中で際立っていましたのが、ヘブンアーティストによる大道芸です。勝島の運河で大道芸が披露されました。ヘブンアーティストとは東京都公認の大道芸人のことで、パフォーマンスや音楽演奏など、430組が公認されており、上野の恩賜公園、また丸の内、新宿など、54施設、72カ所で活動をしております。今回は、S U K E 3 & S Y Uのアクロバット芸とばわぁによるジャグリングがテント1張りぐらいのスペースで披露され、Eボートレースに出場した親子たちが食い入るように見ておりました。ヘブンアーティストに関しては、2008年の第2回一般質問で、我が会派のたけうち委員から、品川区版のヘブンアーティストの認定をと、このヘブンアーティストの推進を提案してきた経緯があります。

そこで、2020東京オリンピック・パラリンピック文化プログラムの一つとして、区民の皆様とともにオリンピックを迎えていく、この機運醸成となるよう、品川区内でもあちこちで、この大道芸人の活動の場があるといいと期待しております。そこで、ぜひ品川区商店街連合会や、しながわ観光協会、町会・自治会などへ、ヘブンアーティストの活動の場の提供を推進していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。課長もこの観光フェアにお越しになっておられましたので、感想も含めてぜひご答弁をお願いしたいと思います。

○鈴木文化観光課長 ヘブンアーティストについてのお尋ねでございますが、ご指摘のとおり、私も当日、会場で拝見させていただきました。また、そのヘブンアーティストの活躍について、コーディネートする方のお話も伺うことができました。その中で感じたことは、この前は水辺の観光フェスタでございましたが、それ以外にも、今ご指摘のあったような、オリンピック・パラリンピックに向けた文化プログラムのような場でも活躍いただけるのではないかと感じたところでございます。それで、今後の活動の場の確保ということでございますが、観光についてはご存知のとおり、地域の皆さん、団体が、会場の手配から何から全て自分たちで実施されておりますので、そこにはぜひ、こういうヘブンアーティストのような皆さんに楽しんでいただけるコンテンツがあるというご紹介をしたいと思っております。それから町会等での場の確保というのは、やはり町会でもいろいろな行事などを予定されておりますので、そこに支障のない範囲でご紹介しながら、区と連携して活躍の場を用意できればと考えております。

○新妻委員 私もこのヘブンアーティストを見させていただきまして、非常に感動いたしました。本当に、自分の体ひとつで芸を披露して、人を引きつける話術であったり、すばらしいものがあると感じております。いろいろなところで多くの方にこの大道芸を見ていただきたいと思っております。ぜひよろしく願いいたします。

次に動物愛護について伺います。品川区で取り組まれております動物愛護事業について簡単に教えていただきたいと思っております。

○井浦生活衛生課長 品川区で取り組んでおります動物愛護の取組みでございますが、まず犬の飼い方、あるいは猫の飼い方についての講座を年に3回開催しております。また、マイクロチップの装着というようなことの啓発のチラシも今年度用意するような形で、取り組んでいるところでございます。

○新妻委員 毎年9月に動物愛護週間が設定され、環境省・東京都が主催で、どうぶつ愛護フェスティバルが開催されております。今年は上野公園で、9月23・24日に行われましたけれども、その中の区内事業の講演会に参加いたしました。テーマは「ペットの防災対策を考える」です。平成23年東日本大震災以降、飼い主の避難とペットにかかわる問題が生じ、環境省は平成25年に、災害時にお

けるペットの救護対策ガイドラインを公表しております。その後、熊本地震が発生し、飼い主に対する人道支援の視点も必要であることが議論され始めております。この講演会で強調されていましたが、ペット避難はあくまでも飼い主の責任であるとのこと。予防接種から日常の健康管理、ペットの餌の備蓄、ゲージの中でおとなしくしていただけるか等のしつけができていないか、事前の準備が必要です。また、避難所への同行避難への理解を求めていくには、飼い主の心がけが大事だと思います。ぜひ品川区でも、飼い主に対しての意識啓発に取り組んでいただきたいと思いますが、ご見解をお聞かせください。

○井浦生活衛生課長 飼い主に対する啓発の取組みでございますが、動物愛護週間に伴いまして、9月の広報紙で、区では、最後まで動物について責任と愛情を持って飼いましょうということで、6項目、具体的に啓発しているところでございます。また、ペットの防災対策につきましても、広報紙の中で、9月23日のイベントについては紹介してございます。また、犬のしつけ方教室や猫の飼い方教室の中でも、防災についての項目を必ず入れまして、飼い主の皆さんに啓発を行っているというところでございます。

○新妻委員 現在、防災課では品川区地域防災計画の修正が進んでおりまして、愛玩動物の受入れルールを具体化し、それらを盛り込んで各避難所における運営マニュアルの具体化を促進するとして、ペットの避難ということも意識を高くしていただいているところであります。生活衛生課、防災課と連携して、具体的にしっかりと対応ができるように取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○井浦生活衛生課長 動物愛護法の観点から、日頃から、獣医師会の先生方と防災課と、この三者で災害対策におけるペットの同行避難等々について課題等を検討しているところでございます。

○新妻委員 よろしく願いいたします。

最後に、勤労者福利厚生事業について伺います。いわゆる婚活事業について伺います。平成29年度からは、地域活動課の所管で、しながわ発見出合い事業が始まりました。現在、募集をされているのか、募集を終わったところか、10月22日にしながわ水族館での交流会があると聞いておりますが、現在の状況をお知らせいただきたいと思っております。

○伊崎地域活動課長 今年度から、地域活動課で、しながわ発見出合い事業を行っております。10月22日のしながわ水族館のイベントが第1回目なのですが、募集は10月1日で締め切りまして、26人の応募をいただいているところでございます。

○新妻委員 16名の募集人数に対して26名の応募ということで、好評であると受けとめております。これは国も婚活事業を推進して、予算もつけてやっております。区がやることに関して、しっかりと現状を見極めて、成果をしっかりと確認していただきながら、ぜひ区ですっかり進めていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○鈴木（真）委員長 次に、中塚委員。

○中塚委員 160ページの商店街活性化事業にかかわって、住宅リフォーム助成の商店街バージョンについて、それと商店街のイベントチラシについて伺いたいと思っております。また、158ページの就業支援費にかかわって、若者のブラック企業対策について伺いたいと思っております。

まず、この間、繰り返して取り上げてきましたが、商店のリフォーム工事に、融資制度ではなく、補助制度としてレベルアップしてほしいということです。まちのにぎわい、区民生活の基盤づくり、さらには観光としても、商店街の魅力アップはとても大切です。住宅とあわせて、店舗の工事への助成工事

は、地元の仕事づくりとしても経済効果があると思います。改めて、飲食店や精肉店、魚屋やケーキ屋などで、冷蔵庫の取替えや、各店舗の店内の内装などリニューアルするための工事について、商店街支援として補助制度を進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○山崎商業・ものづくり課長 現在、さまざま商店街あるいは中小企業の取組みをさせていただいているところではございます。ご案内の設備関係の支援としましては、現状、融資あっ旋の事業設備資金を利用していただいている企業の取組みに対して、利子補給などを中心に取り組みさせていただいているところが軸として1つはあります。それから、いろいろな、単に内装を改装というきっかけでの直接的なものではないのですけれども、環境対応型で、周辺環境にというような理由でございませうとか、あと空き店舗のチャレンジマート事業としましては、ハード整備を支援させていただいているところがあります。あと、住宅と店舗が一緒になったご商売をやっている方がご商売をリタイアしたときに、住居は2階で使うのだけれどもというようなときの住居・店舗の分離改修経費など、さまざま取組みをさせていただいているところではございます。

○中塚委員 私が伺ったのは、現状の仕組みではなくて、こういう仕組みをつくってほしいという質問なのですけれども、飲食店や肉屋、魚屋などには大きい冷蔵庫があります。これを取り替えるには、まとまった金額がかかります。クリーニング屋でも、機械も同じく高額です。また、長年営業してきた店の内装リニューアルにも思い切った費用がかかりますが、融資では返済が必要なため、実際、なかなか難しいという現状もあります。商店への支援はまちづくりでもあり、区民生活を支える支援でもあり、地元の仕事づくりにもつながっていきます。この制度は2013年に群馬県の高崎市から始まり、中小企業を支援しようとして始まりました。今では全国各地で広がり、私の調べでは、北海道では10自治体、新潟県では4自治体、群馬県では8自治体、東京都内でも同様の制度が江東区、荒川区、世田谷区、足立区、東大和市、小平市で、そのほか兵庫県、広島県、熊本県、沖縄県へと全国各地で広がっております。こうした各自治体の実践について品川区でも把握させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。そして、他の自治体も参考に、店舗の工事費への補助制度を改めて求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○山崎商業・ものづくり課長 もちろん店舗の改修を含みますハード整備による産業の活性化という視点では、るる紹介がございました手法というものも1つかと思います。ただ、品川区につきましては、先ほどの他の自治体にはない融資あっ旋制度の充実、制度メニューを持っております。ちなみに、昨年度、そのような形の整備融資は95件で、これは市中の銀行などで10億円の融資が行われております。そこに区の利子補給・信用保証で3,200万円というような公費の投入をしているというようなことと、それから大切なのは、資金需要に応えるための事前の相談という部分をすごく重視しております。例えば店舗の改修であれば、いろいろな形態がございませう。物販の小売りであれば、やはり店舗を改修することによって新たな顧客創出を生むような工夫だとか、そういったものについては、やはり融資を利用していただくときの経営相談員が、そうした状況に丁寧に対応しているような部分もあります。それから、例えばサービス業、理容店では、やはり一定の顧客が離れてしまう、店内改装をどういう時期でどんなタイミングでやればいいのかというところで、そうしたサービス内容相談の上で、資金需要にも応えているというようなことで、そうしたことを主眼に対応させていただいているということではございます。

○中塚委員 全国各地でも始まっておりますが、商店街振興にはさまざまな補助事業が今もあります。ぜひ店舗の改修についても、融資ではなく補助事業を実施していただきたいと、これは強く求めておき

たいと思います。

続いて商店街のイベントチラシについてです。イベントチラシの一部に、次回のほかのイベントの告知を求めることを認めてほしいということですが、東京都の対応も変わり、商店街の次回の告知を一部入れることは可能になったと伺いましたが、まずこの点を確認させていただきたいと思います。しかしながら、次回の告知について、主催が商店街ではない、例えば町会のイベント、夏祭りなど地域のイベントは、まだできないと伺っております。また、イベントの規模が小さい場合は他のイベントの告知はできても、イベントが大きくなるとできなくなるという状況もあるようです。区の対応と東京都の対応の違いが原因のようですが、なぜなのか。商店街や地域の実状に沿って改善していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○山崎商業・ものづくり課長 イベントの大きさといえますか、大きなイベントにつきましては、事業ボリュームが大きいということで、基本的なスキームが、東京都、それから品川区、主催の商店街で、3分の1ずつ経費をとというようなスキームになっております。そうした観点で東京都の補助が入ることになりますので、東京都の補助要綱が適用される部分がございます。そういう意味では、以前までは、当該イベントの告知以外の告知をすることは、目的外の告知が部分的にあるものについて、東京都がかなり厳しく、その部分については経費から除外するようなことになっていました。それから一方で、小規模イベントの助成制度も区は持っておりまして、それは区の単独の補助ということになりますので、そこには東京都のスキームは関係ないといえますか、そういうことになっております。区は一定、委員のご指摘にもあるような、次のイベント告知などについて柔軟に対応しているような状況もあって、その違いで現場で少し混乱が起きているようなケースも伺っております。そういったことを、他区とあわせまして東京都に声を上げまして、当該イベント以外の次の告知といったものも当然必要な部分でございまして、今年度から一定、柔軟に、その部分については東京都も考慮いただいているというような状況になってございます。

○中塚委員 商店街が商店街の次回の告知を一部載せることはできるようになったということでもよろしかったでしょうか。実際に商店街のお話を伺うと、何でこれが認められて、何でこれがだめなのだろうと。また、商店街が、来月行われる町会のイベントを告知しようと思っただめと言われた、そういう状況が起きております。今のご説明ですと、東京都の対応が実態と合っていないということですがけれども、これは品川区だけでなく、ほかの自治体でも同様のことがあると思いますので、ぜひ他の自治体と連携して、東京都に改善を引き続き求めていただきたいと思いますが、この点はいかがでしょう。

○山崎商業・ものづくり課長 地域イベントの実施主体で、商店街に対する補助メニューだからというようなことではありました。ただ現実的には、商店街のイベントも、周辺の町会の方々あるいは関連のNPO団体の方々などと実態上連携して、地域連携型という概念でイベントの補助スキームもできておりますので、そうした公益に資する中身の吟味というのはあります。そういったところで、東京都のほうにも区としまして柔軟な対応などは求めていくようなことをやってまいりたいとは思ってございます。

○中塚委員 ぜひ、周辺の自治体の方とも連携して、これは東京都に求めていただきたいと要望しておきたいと思います。

最後にブラック企業対策について伺いたいと思います。これまでも区は、違法な働かせ方を繰り返すブラック企業から、特に若者を守るために、労働基準法を学ぶセミナーについて、東京都と連携して実施してきました。働き過ぎで命を落とす、しかも違法な働き方で命を落とす、そんな過労死を生む社会

は私は間違っていると思います。同時に、今ある働くルールを多くの若者が知る機会が少ない、またないというのも実態としてあると思います。それだけに、こうしたセミナーなどの事業はとても重要だと思います。最近では、7月5日と11日に「採用から離職までに起きるトラブルと労働法」と題して、「こんなはずではなかった」とならないための対応策についてと、品川区も東京都の事業に共催しております。チラシを見ると、自分の契約内容がわからない。残業しても手当がつかない。職場で嫌がらせを受けている。退職したいがやめさせてくれないなどの相談を紹介し、労働法の内容や具体的対策について解説するセミナーです。品川区も共催していますが、こうしたセミナーで若者のどんな力になりたいと考えているのか、ぜひ事業の充実を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○山崎商業・ものづくり課長 中小企業の活力を生むためには、そこに勤務される従業員の方、区民の方々の、一定、適正な就労を確保した上でというようなことで、区としましては就業部門あるいは雇用部門につきましては、この間、力を入れて取り組んできているところでございます。ご紹介のありました大崎にあります東京都労働相談情報センターなど、関連機関と十分連携しながら、区としてもしっかり取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○中塚委員 ぜひ、こうした取組みは私は大事だと思うのです。チラシにもありましたけれども、残業しても手当がつかない。退職したいがやめさせてくれない。自分の契約内容がわからない。こうした悩みが実際あるわけで、それに対して、今の法律ではこういう仕組みになっていると学ぶ機会を持つことというのは大事だと思うのですけれども、こうした事業を通じて品川区はどんな力として役割を發揮したいのか、改めて伺いたいと思います。そして、こうした事業があることを、幅広く周知を強めていくことが大事だと思いますし、特に最近では、高校生や大学生など、試験中にもかかわらずシフトを入れるなど、ブラックバイトについても問題が広がっております。ぜひ学生も参加ができるように工夫が必要ではないかと思いますが、今後の展開についてお伺いしたいと思います。

○山崎商業・ものづくり課長 働く人にとって、若い方々のそうした一般的な雇用関係法令などの正しい知識を持っていただくというのは、基本的には必要だと思っております。若い方々ですから、いろいろなツールを使いまして、スマホでダウンロードしていただくとか、漫画、絵解きで紹介するとか、そういったことを通じてという部分と、あと企業側にも、そうした雇用側としての法的な部分の知識、これは両面必要ですので、両面から関係機関と連携しながら対応してまいりたいと考えてございます。

○鈴木（真）委員長 次に、木村委員。

○木村委員 私は、衛生費の149ページ、上から6行目、健康診査費7,960万円余からです。

2016年4月から、低年齢化傾向にある高血圧、高脂血症、糖尿病、メタボリックシンドロームなどの生活習慣病予防のために、生活習慣が大きく変化する20歳からの無料健康診査が実施されています。健康診査に2,257名、2,137万円余が掲載されていますけれども、お聞きいたします。社会人になり、生活習慣病が変わり、低年齢化してきたとのことだと思いますけれども、よく考えるのですが、これは比べてはいけませんけれども、選挙権が18歳からになったということもいろいろありますし、これと同じというわけにはいきませんが、19歳と20歳との境目というものなぜできたのでしょうか。それをお聞かせください。健康診査での低年齢化はまだ考えることができないのかということをお聞かせください。もし18歳からということになれば、予算がどれぐらい必要になるのかということも、仮に想定してお聞かせください。

○川島健康課長 20歳からの健康診査の年齢設定のご質問だと思います。こちらがなぜ20歳からかということですが、こちらは、20歳になると生活環境が大きく変化するという、今、委員

ご指摘の、18歳からも変わるのではないかというご意見もあるかもしれませんが、やはり今まで、20歳になると、いろいろと環境が変わってくると。お酒が飲めるようになるですとか、そういったこともございますし、そのようなことから、20歳からという設定をしております。それから、以前からやっておりました35歳からの健康診査などを見ましても、若年層の方の生活習慣病の疑いが高いということで、なるべく早く手を打って、予防のために、このような健診を、年齢を引き下げて実施してきたということでございます。

こちらは今、単純に18歳からやった場合の健診費用という積算はできてはいないのですけれども、また、20歳からの健康診査もまだ実施して1年目ということなので、経年で何年か、このデータを追って行って、若い方がどのぐらい受けているのかというところを見まして、それで18歳の方から、もしやったとすれば、やるかどうかはまだわからないのですけれども、やったとすれば幾らかという積算の根拠になるかと考えてございます。

○木村委員 では次に、150ページの1行目、猫の不妊・去勢手術費助成、465万円余からです。東京におけるメス猫の不妊手術に対する助成金の事例ですが、都内で一番多い助成額は江戸川区で、飼い主のいない猫に対して2万5,000円、妊娠中は3万5,000円、次に文京区が、飼い主のいない猫に対して2万5,000円、妊娠中は3万円などとなっています。本区はオス猫の場合が、区が4,000円、そして獣医師会助成金が4,000円、計8,000円ということです。メス猫は、区が8,000円と、そして獣医師会の助成金が8,000円、計1万6,000円となっています。本区は他区と比べて高いほうなのか安いほうなのか、また、なぜこの金額に設定されたのか、お聞かせください。そして、区内の野良猫の数というものは年々増えてきているようにも思いますけれども、今後の対策というものに対してもお聞かせください。

○井浦生活衛生課長 猫の不妊助成手術の金額についてのお尋ねでございます。こちらの料金の設定の考え方でございますが、やはり手術代の平均的な実勢価格というところを踏まえまして、23区全体での助成の状況等を見まして設定しているところでございます。また、2つ目の野良猫について、数が増えているのではないかとこのところでございますが、なかなか猫の数を正確に把握というのは難しいところでございますが、東京都の直近の調査では、5年前に比べると大幅に野良猫が減っていて、代わりに飼い猫のほうが増えているという数字もございますので、このあたりは不妊助成手術の効果があつたのかと考えているところでございます。

○木村委員 私の目には増えているように見えるのですけれども、いい方向へと進んでいっていると思います。

次に、中ほどより下にあります公衆便所費3,991万円余からです。区内には36カ所の公衆便所がありますけれども、4行下、小破修理ですが、昔はトイレットペーパーの持ち去りというものが大変以前から問題になっていました。それ以外に、公衆便所の小破修理に416万円余もかかっているということでもありますけれども、どのようなことが小破修理にあたるのか、事例があればお聞かせください。

○溝口公園課長 公衆便所の小破修繕に関するご質問についてでございます。まずトイレですと、フラッシュバルブという、水を流すバルブがあります。そういったものが壊れたり、また扉が壊されたり、そのようなものに対応するために小破修繕費用というものを予算計上して実行しているものでございます。

○木村委員 心なき区民によってもたらされる、本当に無駄なお金にあたりますけれども、区として指をくわえて見ているわけにはいかないと思っています。一刻も早く止めなければなりませんし、これ

をどうすれば防ぐことができるとお考えでしょうか。

○溝口公園課長　まず、やはり公衆便所を使う方々のマナーの向上というのが必要になってくると思います。公の施設でございますので、皆さん、誰もが使う施設ですので、誰もが大切に使う、壊さないように使うというのが大切だと思っています。また、トイレにつきましては、清掃業者が必ず少なくとも日に1回は清掃するような形になっています。また、公園巡回等も含めて対応しているところがございますので、そのようなところで、もしそういう破損の行為が見つければ、しっかり注意しながら、今後もよりよい快適に使えるトイレを目指して取組みを行っていきたいと考えているものでございます。

○木村委員　ぜひお願いしたいと思います。

次に、152ページの上から7行目、健康大学しながわ、講座受講者延619名、141万円余からです。しながわ健康プラン21推進事業の1事業で、健康大学しながわは、健康について総合的な学び、それをもとに地域でさまざまな健康づくりの活動ができることを目的に、平成21年に開校したとあります。お聞きいたしますけれども、昨年の受講生が619名でいいのか。また、開校後、卒業生というもののはどのぐらいの数になったのかお聞かせください。

○榎本荏原保健センター所長　健康大学しながわのご質問でございます。

619名についてでございますけれども、昨年度から健康大学しながわにつきましては少し手法を変えて、受けやすい形の講座に変えております。区民の方々が新しく受講されたのは40名ぐらいでございます。そのほか、さまざまな公開講座等の受講の方々を足した数でございます。卒業生の累計でございますが、純粋な卒業生につきましては250名ぐらいでございます。

○木村委員　卒業生は、健康に関して地域で活動されている人も多いということをお聞きしました。具体的にどのような活動をしているのかを簡単にお答えください。

○榎本荏原保健センター所長　卒業生の活動ですけれども、地域のグループということで、5グループぐらいつくりまして、さまざま区民の方々に、ロコモや健康の介護予防などの活動をしていただいております。

○鈴木（真）委員長　次に、藤原委員。

○藤原委員　まず、147ページの人口動態調査5万1,114円ですけれども、これはどういう調査をしているのか。それと、この調査によって、どういうことがわかってくるのか、きたのか、教えてください。

○井浦生活衛生課長　こちらの衛生統計の人口統計調査でございますが、こちらは統計法に基づきまして、国の基幹統計として毎年実施されるものでございます。具体的には、戸籍の届け出の数を集計いたしまして、保健所、都道府県を経由しまして厚生労働省で取りまとめていて、月次で発表され、年報もまた発表されるという大きな統計でございます。具体的には、出生、死亡、婚姻、離婚の数値の傾向がわかるというものでございます。この中で、品川区で申し上げますと、出生については5年前と比較すると12%増えている。死亡についても増えていますが3%ということで、出生と死亡の推移を見ますと、出生が4倍多いというようなことがわかります。また、婚姻と離婚の数値につきましても、婚姻のほうがなだらかに増えておりまして、離婚のほうは14%減っているという、5年前との比較でそのようなところがわかるかと思っております。

○藤原委員　5万1,000円ぐらいしかついていないので、本当は、もう必要ないのではないのですか。みたいな話を伺おうと思ったのですけれども、これは区の根幹の調査ですよ。今、課長の答弁でわかるのは、亡くなる方よりも生まれる方のほうが、品川区はもう全然多いのですよ。これはもう、

区の施策等のすばらしさによって品川区の人口が増えているということの証明だと思えるのですが、今、人口動態という意味で言うならば、東京23区というのは人口が増えています、もしわかれば、他区、品川区以外で、いわゆる生まれてくる数のほうが亡くなる方の数より少ないという区はあるのですか。

○井浦生活衛生課長 東京都が発表している統計を見ますと、やはり数区については死亡者数のほうが上回っているというところも統計的にはございます。

○藤原委員 私も実はそれを調べたのですが、他自治体のことだと豊島区がそうです。それで、この間、NHKを見ていたのですが、そのときに豊島区が、消滅可能性都市になっていました。それで、流入してくる方は2万人ぐらい増えていて、なぜそうなるのかと思いましたが、流入はしてくるのですが、流入してきている方たちの収入が200万円台だと。それで、その方たちが単身世帯のまま高齢者になってしまうからということが説明されていたのですが、そこで、企画部門に少し伺いたいのですが、この人口動態調査を保健所でやっているのですが、まずはこういうデータが来るのでしょうか。そして、品川区の実態というのが表われていると思うのですが、それをどのように活用しているのか。それと、この人口というのが、財源的にも税収という意味でも重要になってくると思うのですが、その辺について伺います。

○柏原企画調整課長 人口動態調査と区の施策との関連ということであろうかと思います。

まず、この調査が行われている中で、品川区のデータということで、所管部門から我々のほうにもまいりますし、それから、これは先ほど答弁がありましたけれども、保健所として、東京都で集約をかけて、そこからまとまった形でまた情報提供されるというところがありますので、データに関しては我々のほうでも把握しているといったところでございます。

今、ご指摘等ございましたけれども、出生、死亡、それから婚姻等の関係では、ここからデータがとれるということ、それから、あと別のところで住民基本台帳から転入・転出の関係のデータがとれますので、そういったところから、区としての人口動向ということを把握しながら、施策にどう活かすかというところを考えているところでございます。特に品川区の場合ですと、特に若い単身世帯の転入・転出が多いということで、転入のほうが上回っているのですが、そういった動きがあるということ。それから、40歳代ぐらいのファミリー世帯の転出が、若干ですけれども多いところが見受けられます。ほかの区とは違う動きも若干ありますけれども、そういったところを見ながら、今後の転出入の動向を見て、財政的施策としてどこを中心に当てたらいいかであるとか、施設の関係であるとか、そういったところには、人口の動きが一番ベースとなる、いわゆる財政規模のところでも一番基礎となるデータになりますので、これは毎年いろいろなデータを見ながら分析をかけて、予算等にも反映させながら、施策に反映させていくといった状況でございます。

○藤原委員 まさに課長がおっしゃってくれたとおりで、品川区の今までの施策が、私は成功していたと思うのです。ただ、確認をとりたいのですが、逆に品川区は一定の収入がないと住めないのかと。人口で、それで生まれる方のほうが多いという意味で、ある一定の収入がないと、それはできないのかという思いも実はありまして。というのは、小・中学生の生活状況調査をしたときに、2年生で、1,500万円以上の世帯が13.2%。それで、1,000万円から1,500万円未満が24.6%、750万円から1,000万円未満が20.4%。そうすると、2年生の世帯の約6割の方が、世帯収入が750万円以上。私は個人的な考えだと、ある程度、高額だと思っているのですが、いわゆる高額を維持できなければ、個人の自由ですが、結婚して、お子さんを生んでとい

うことが、厳しいことかという表われもあるのかと思っているのですけれども、品川区にいる世帯で750万円以上が6割ですから、この辺についてはどう思われますか。

○柏原企画調整課長 今、委員からご案内いただいた数字、こういったところというのも現実としてはあるのだろうというところがございます。やはり影響の1つの部分としては、地価といったところの影響というのは、かなり大きい部分があるのだろうと思います。それで、我々のほうの人口の動態の分析の中でも、先ほど若干というふうには申しましたけれども、世帯で一定程度の40歳代のファミリー世帯が、転出のほうが多いという状況があります。これは、例えば学齢期の方々が、一定程度、学歴が終わったというところで転出されている方々が多いというのも若干見受けられます。そのようなところが、いわゆる収入の関係であったり、そういったところの関連性もかなりあるのではないかとこのころは、深い分析はもう少し必要だと考えてございまして、そういったものを含めて、次の施策にどうやってその辺がうまく、区としての施策に当てられるのかというのは、今後も分析・研究していきたいと思っております。

○藤原委員 人口動態調査というのは、数字でパーセンテージが出てきますし、やはり、この調査をどうやって活かしていくか。品川区の施策、私は、成功してきているから、こういう形で、生まれてくる方のほうが亡くなる方よりも多いと。23区が全てではない。この数字を見ると、やはり品川区の施策が成功していると思っております。ぜひ、そういう調査も含めて、施策につなげていただきたいと思います。

次に、大きい質問から細かい質問に変わるのでございますけれども、149ページで、狂犬病予防とあるのでございますけれども、実際、狂犬病になられてしまった方が品川区にいらっしゃるのか、まず伺います。

○井浦生活衛生課長 狂犬病の発症状況のお尋ねでございますが、全国、日本全体で見ましても、昭和31年で1名お亡くなりになった方がいたというのが、国内発症としては最後でございます。

○藤原委員 それでもやはり維持していくことなんでしょうか。

○井浦生活衛生課長 狂犬病につきましては、1回発症してしまうと有効な治療薬がないと。もう100%死に至るという怖い感染症でございます。また、世界に目を向けましても、年間で5万5,000人の方が狂犬病でお亡くなりになってございます。アジアで3万1,000人、アフリカで2万4,000人という数字がございますので、引き続き法律に基づきまして粘り強く、狂犬病の予防については区では啓発していこうと考えております。

○藤原委員 よくわかりました。

次に、152ページの健康づくり支援事業費だと思っておりますけれども、よく健康寿命と言いますが、健康寿命の定義を教えてください。

○川島健康課長 健康寿命の定義というご質問でございます。こちらは、日常生活に制限のない期間の平均ということで、日本全国のもの、それから都道府県別のものが出てくるものになります。具体的に申しますと、平成25年の全国のもので、男性が71.19歳、女性が74.21歳ということで、東京都が、最新のデータで平成25年が、男性が70.76歳、女性が73.59歳ということになっております。

○藤原委員 年齢、ありがとうございます。そうではなくて、健康寿命というのは具体的に、例えば常備薬というのか、降圧剤とか、例えば糖尿病の予防とか、そういう薬を飲んでいても健康寿命にはカウントされるのでしょうか。

○川島健康課長 今ご説明しました健康寿命につきましては、言ってみれば、アンケート調査にご自

身で日常生活に制限がないと書いていますので、委員がおっしゃったような治療をしていますが、自分は健康であると認識されている方については、健康のほうに入ってくるというような定義になっております。

○藤原委員 よくわかりました。アンケートですから、自分で健康だと思っていれば健康寿命に入ることですから、現実はその薬を飲んでいても、自分は薬を飲むことによって健康が維持できていると思えば健康寿命になるということでもいいのですよね。

なぜこういうことを伺うかという、やはり品川区の施策として、健康寿命ということで入ってしまうかもしれないのですけれども、なるべくお薬も飲まないで、飲まない状態の健康をずっと長く維持していてもらいたいという思いがあって、それが、いずれこれから、昨日もお話したかもしれませんが、2025年問題、団塊の世代でと質問させていただいたのですけれども、必ずわかっているわけです。医療費等はいっぱいかかってくる。そういう意味で、いかに健康の状態を維持していくかということでお伺いしているのですけれども、その辺についてはいかがですかということと、あと、区で、スポーツ推進課で、「いつでも、どこでも、だれとでも、いつまでも」そういったフレーズで、しながわ体操をつくられたと思うのですけれども、やはりその辺も、体操というのはものすごくいいらしいので、そういう形ではどういうふうにやっていくのか教えていただけますか。

○鷹箸品川保健センター所長 まず健康寿命でございますけれども、もう少しわかりやすくかみ砕いてお話をいたしますと、要は、先日「人生100年、年金に頼らず、死ぬまで歩こう、自分の足で」というフレーズで大変人気の番組でございましたけれども、要は死ぬまで自分の足で歩こう。寝たきりにならず、介護保険にも頼らず、自分で自立して生きていける、この期間を健康寿命と定義してございますので、委員ご指摘にございました、その意味では、例えば糖尿病でお薬を飲んでいらっしゃるとか、高血圧があって降圧剤を飲んでいるとか、そういうこととは別に、とにかく自分の足で歩いておいしいものを食べて、歯が丈夫であったりと、そういったことが全て必要になります。そのようなことが前提となるのが健康寿命ですので、お薬を飲んでいようと、どうであろうと、もちろん周りの方、仲間が、あと今日行くところがある、今日、用がある。そういったことをすごく大事にしながら、地域で寝たきりにならずに生きていくというのが健康寿命の定義でございますので、お薬を飲んでいらっしゃるのと、それは健康寿命の定義とは特段はかかわりはありません。

○池田スポーツ推進課長 委員から今ご指摘いただきましたことでございますけれど、「いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも」、こちらがスローガンでございます。こちらのスローガンに基づいて、私どもとしまして、今年6月にしながわ体操、こちらは日本体育大学と、昨年、スポーツ振興に関する協定というものを結びまして、それによって制作した体操でございます。内容としましては、こちらは本当にいつでもどこでもできるということで、時間にしては二分、三分のものでございますけれども、家事の合間、仕事の合間といったところで体操をしていただきまして、毎日スポーツをする習慣をつけていただくということ。そして、それが、ひいては健康増進、そして健康寿命の延伸になるというようなことで、皆様に普及を、今、活動させていただいているところでございます。

○藤原委員 二、三分でできるというのがすばらしいのです。二、三分だったら毎日できると思いますので、その辺もよろしく願います。

最後に149ページの、こころの健康なのですけれども、大井保健センター所長に伺いたいのですけれども、私の地元にあつて、施設は小さいけれども、本当にぴかっと光っている保健センターだと私は思って、地域の方も皆さん本当に喜んでおりますので、まずそういう報告をさせていただきます。

それで、このメンタルヘルス、心の問題なのですけれども、心の問題は私もいろいろご相談されるのですが、心の問題は保健センターへという形になっていくと思うのですけれども、今後について、どういう形でどういうふうな対処をしていくのか、最後にお伺いします。

○間部大井保健センター所長　　こころの相談ということでご質問をいただきました。

こころの相談は大変重要な事業だと思っていまして、センターとしても、高齢期のこころの相談、また思春期、子どもの相談を含めて、幅広くご相談に乗っているところでございます。また、大井保健センターでは、青年期のひきこもり、家族支援ということで、ひきこもり家族の支援事業も充実して行っているところでございますので、今後とも関係機関とも連携しまして、より充実した事業になるよう取り組んでまいりたいと思います。

○鈴木（真）委員長　　次に、田中委員。

○田中委員　　158ページ、1項産業経済費、1目産業経済総務費、若者・女性就業支援事業、153ページ、2項環境費、1目環境三計画改訂プロジェクト、環境調査測定費、156ページ、3目リサイクル推進費、区有施設等雨水利用タンク整備事業について伺います。

まず、若者・女性就業支援事業について伺います。中小企業センターにある託児室の使い方について、2016年度の予算特別委員会でも質問しています。「子連れで就労相談へ来た場合、託児室が空いていれば託児室の利用は可能だが、人の手当てという部分に課題がある」と答弁をいただいています。就業相談に来る方のためにも、安心して相談ができる環境を設けてほしいと思い、質問いたします。

中小企業センターの託児室は、私も授乳のときなどに借りることがありました。絵本やぬいぐるみ、おもちゃも充実しており、子どもたちがとても満足に過ごすことができました。就業相談や区への相談・申請に、子どもと一緒に窓口に向かうのは本当に大変です。利用者が快適に就業相談や区への相談に区役所を訪れることができるように、託児の事前予約をした場合には区で託児者を配置し、託児室で託児者が子どもを見てくれる、あるいは週2程度で託児者がいる託児室を開設し、その日に合わせて相談者は就業相談や区への相談ができるというような環境を整えてほしいと考えますが、いかがでしょうか。区民にとって中小企業センターの託児室は、本当にとっても貴重な財産です。ぜひ、有効活用されるように、託児者の配置について前向きに検討いただきたいのですが、いかがでしょうか。今、保育士の資格はあっても常勤が難しく、家庭にいる方たちがいます。そのような方たちに声をかけて、そのときだけの保育をお願いするなどの制度をつくり、活用していくという方法もあると思いますが、いかがでしょうか。託児者の配置と、あと保育士の方を活用する制度についてお答えください。

○山崎商業・ものづくり課長　　中小企業センターの託児室につきましては、さまざまな目的でセンターを利用いただいている方の、今、委員からも例示がありました、ちょっと授乳でというようなスポットのご利用でございますとか、あと、そのような子育てをされている方々を中心にした団体の方々の諸室の利用などにおきましては、例えばその団体の方々の中で、交替で託児室でお子さんを見たり、あるいは団体のほうで託児をお願いできる方を一緒に連れてきていただいて見ていただくような、いわゆる相互活用のお場としてご認識いただいて、ご利用いただいているというような現状でございます。したがって、現時点では、区のほうで託児室について託児者を配置するというようなところまでは考えてございません。

○田中委員　　現在の中小企業センターでの託児室の利用状況についてお知らせください。

○山崎商業・ものづくり課長　　先ほどの諸団体の方の活用で、月に8回から10回程度といった状況でございます。

○田中委員 8回から10回、わかりました。その日を避けてというか、子どもを連れて来たいのですけれどもという相談があった場合に、予約として受けとめて、託児する方を配置するということがあったら、多分適応できるのではないかと思いますのですが、いかがでしょうか。

○山崎商業・ものづくり課長 区の事業などで中小企業センターを使って展開するというような部分につきましては、例えば関連所管の保育課のほうでは、保育士を登録して、そうしたニーズに応えるというような人的な活用も行われておりまして、そのような方も含めて、中小企業センターの託児室をご利用いただいているというような状況もございます。そういったいろいろな利用者の利用ニーズといたしますか、そのような方面のニーズにも耳を傾けながら、最適な状況といたしますか、それは考えていく必要はあるのだろうとは思っております。

○田中委員 子育て中の方が集中して就業相談を受けられる環境を整備してほしいと強く思っています。買い物や手続きに子どもを連れていくことも、子どもは好奇心旺盛なので、あっちに行ってしまったら、こっちに行ってしまったら、そうかと思うと、逆に飽きて眠くなってぐずってしまったら、本当に大変なのです。就労相談となると、預け先がない保護者は、聞きたい話もきっとゆっくり聞けないし、きっと子どもも飽きて騒いでしまうだろうと考えて、初めから相談に行くことを諦めてしまう方が本当に多いのです。私もそうです。ですので、子育て中の方が気軽に就労相談に訪れることができる環境の整備ということで、託児室の活用の検討に少し時間がかかるようであれば、少し款がずれますが、第三庁舎に設置されるオアシスルームの活用を、就労相談でも活用できればと思い、質問いたします。昨日の質疑では、庁舎に用のある子ども連れの方にオアシスルームの利用の特別枠を設置するのはどうかという質問がありました。「区としては基本的には通常の利用として考えている、そして利用人数、定員の課題を挙げ、検討する」という答弁だったと思います。そのような課題も十分理解しています。しかし、就業相談をしたい子育て中の方にとっては、中小企業センターから第三庁舎までは少し距離があるのですけれども、庁舎のオアシスルームの設置というのは、集中して相談が受けられる環境が整うかもしれないと、とても期待したいところです。就労相談に来た方にもオアシスルーム利用の預け枠を設けてほしいと要望しますが、見解を伺います。

○佐藤保育課長 第三庁舎に整備するオアシスルームの関係のご質問ですが、昨日もほかの委員からご質問いただきまして、お答えしましたが、基本は在宅子育て支援の事業ということで、そのような保護者がお子様をお預けしてリフレッシュ等する施設として考えております。しかしながら、昨日もご答弁しましたが、区に近いという立地もありますので、さまざま事務の流れ等も勘案して、いろいろ調査・検討していきたいと考えております。

○田中委員 通常のアアシスルームの利用は事前登録と予約が必要です。しかし、子どもを抱えて庁舎に来ることを考えたとき、オアシスルームの利用のように事前にオアシスルームに行き、事前登録を行い、利用日を決め、前もって予約するということは、子どもの体調や、さきにも述べた理由などからも考えると、なかなか本当に大変な作業です。ですので、就業相談や庁舎に相談・申請に来る保護者・子どもには、事前の予約や登録などの必要がない預け枠を設置することを、保育課や庁内で一緒に協議して検討していただきたいと考えます。例えば、ほかの地域の庁舎内託児ルームの一例になりますが、浦安市では、庁舎内での手続中に、生後3カ月から就学前までの子どもを一時的に無料で預かる託児室を設置しています。予約は要らず、定員は10名まで、託児時間の条件は2時間までです。明石市や松山市でも、託児時間の条件は1時間で実施しています。品川区でも、就業相談などでオアシスルームを利用する場合は、一、二時間以内の保育時間に設定するなど、できることはさまざまあると思っております。

で、ぜひ検討いただきたいのですが、いかがでしょうか。

○佐藤保育課長　オアシスルームの関係でさまざまご提案いただきましたが、一応、オアシスルームも、短時間ですが命をお預かりする施設ですので、子どもの健康状態や発達状態を事前に確認する必要があると考えております。さまざま課題がありますが、検討していきたいと思っております。

○田中委員　第三庁舎のオアシスルームの利用枠に、就業相談や庁舎を訪れる方たちの託児の枠ができることにより、多くの保護者が安心して区に足を運ぶことができるようになるので、ぜひ前向きに検討をお願いします。

環境三計画改訂プロジェクト、環境調査測定費、大気汚染調査にいきます。2016年度予算特別委員会の中で、環境課長は「東京都が作成する環境基本計画の動向、また国の環境計画の動向を踏まえながら、品川区、自治体として環境に対する取組みを進める」と答弁しています。現在、環境三計画の改訂プロジェクトの進捗状況をお知らせください。

○小林環境課長　委員ご質問の環境三計画の進捗状況でございます。この業務につきましては、昨年度より実施しておりまして、昨年度は、区民および事業者へのアンケートの実施および分析を行っております。また、新たな計画の骨子づくりの策定をしてきました。今年度につきましては、現在までに、区の現況の把握や現行計画の評価の確認とあわせ、各施策の設定等、各関係課と実施したところでございます。現在は、12月に実施予定のパブリックコメントに向けまして、重点目標の設定や、計画作成後の進行管理方法等の検討を進めているところでございます。

○田中委員　現品川区環境計画の中では、市民との協働が多く記載されています。生活者ネットワークは、区民との協働をととても歓迎しています。次期計画策定にあたり、どのように区民参加を図ってきたのでしょうか。協働を進めるには、計画の段階から市民参加を進める必要があると考えますが、今の計画策定の中で区民の参加をどのように促してきたのか伺います。

○小林環境課長　我々、区の自治体として環境施策を考えていく上で、やはり区民の皆様の機運醸成を図っていくことは非常に重要なことと思っております。今回の計画につきましても、そういったものの内容が盛り込まれるように十分把握した上で、計画を策定していきたいと思っております。

○田中委員　2016年の2定の一般質問で、松葉を使ったダイオキシン調査について質問しました。そのときには詳細の調査結果はまだ出ていなかったのですが、先日、9月29日に2016年度の調査結果報告会があり、品川区の大気汚染状況が明らかになりました。ダイオキシン濃度は、前回、2012年の調査より下がっていましたが、今回、新たに計測したポリ臭化ジフェニルエーテルと多環芳香族炭化水素類については、多環芳香族炭化水素類の中でも最も発がん性が高いと言われているベンゾピレンの濃度が、品川区と大田区エリアで非常に高濃度で検出されてしまいました。目黒区や世田谷区の5倍という数値でした。高温でごみを燃やすことによりダイオキシンの発生は抑えられましたが、プラスチック類に含まれる重金属類が気化し、大気中に排出されたことが、高濃度のベンゾピレンが検出された要因の一つだと推測できます。また、2016年の調査では、清掃工場の故障が相次ぎ、焼却炉がほとんど止まっていた地域では、ダイオキシンの調査の結果が大幅に改善しました。ごみを焼却しなければ環境は改善することが明らかになったということです。焼却を減らすためにはごみ自体を減らす必要があります。容器包装プラスチックを分別回収して資源化していることは、とても評価しております。けれど、分別対象のプラスチックの範囲をもう少し広げてほしいと要望いたします。そして、ごみの焼却を減らすためにリユースを心がけ、リサイクルよりリユースが優先されるように、市民への積極的な呼びかけも要望いたしますが、いかがでしょうか。

○工藤品川区清掃事務所長 ごみを焼却する際に、さまざまな形のいわゆる汚染物質が出るということでございます。そういった中、今、清掃工場でも、高温でごみを燃やすことによって環境・健康上、被害の及ぶものに関しまして、さまざまな対策をとりまして、環境基準の中に適合するように、超えないようにやっているところでございます。私どもとしましては、清掃工場の中のいわゆる基準値等を注視してまいりますし、清掃一部事務組合につきましても、今、ホームページで値を公開しているということでございます。また、廃プラスチックの焼却につきましては、平成20年からサーマルリサイクルを実施させていただいております。熱を回収するというところでございます。区民の皆様にも還元されているということで、そういったところになってございますので、私どもとしましては、このような形で進めていく。また、最終処分場の問題がございます。そういった部分の延命化というところの観点からも、引き続き、廃プラスチックは焼却しましてサーマルリサイクルを実施するというところで、今、進めてまいるところでございます。

○田中委員 これも一般質問で伺いましたが、清掃工場以外のダイオキシンの重金属の発生要因として、斎場の排気も要因の一つに考えられています。品川区は、住宅地の中に斎場を1つ抱えております。絶対に必要な施設であり、機能なのですけれども、斎場周辺の大気状況に不安を感じる声も届いています。昔の施設は煙突が高かったので、空中で拡散されることができましたが、今はどこから排気されているかもわからない状況です。斎場での火葬の排気については法の規制がされておらず、測定数値報告の義務がありません。しかし、区として大気状況を把握することは、近隣住民の生活を守るためにも必要だと考えます。以前も要望しましたが、区から斎場へ定期的に排気状況の報告を求めるべきだと考えますが、区の見解を伺います。そして、焼却によって空気中に排出されたダイオキシンや重金属は、臭いも色も全くなく、なかなか区民に意識されにくいものですが、健康をむしろ重大な問題です。品川区は、一部事務組合がダイオキシンを測っていることから、そこに任せているというような姿勢が少し見えます。それで、23区中でダイオキシン調査をしていないのは、品川区を含めて2区だけです。ぜひ独自の計測を求めますが、見解を伺います。

○小林環境課長 桐ヶ谷斎場におけるダイオキシン対策につきましては、厚生労働省から、火葬場から排気されるダイオキシン類削減対策指針が平成12年に示されておりまして、その報告によりますと、基準は満たされていると聞いております。引き続き、必要に応じて、桐ヶ谷斎場につきましては状況を把握していきたいと考えております。また、ダイオキシンの測定につきましては、やはり1事業者が発するものとして測定していくべきと考えておりますので、現在のところ、区としては測定する予定はございません。

○田中委員 区として、もっときちんと定期的に排気状況の報告を求めるべきだと思います。

時間がないので、次にいきます。区有施設等雨水利用タンク整備事業について伺います。品川区には、第3次品川区地球温暖化防止対策実行計画があり、エネルギー施策にも積極的に取り組んでいると評価し、さらに推進してほしいという立場で質問します。

雨水タンクの利用状況について伺います。現在、学校や区の施設には、雨水タンクが設置されています。学校や施設の雨水タンクに貯まった雨水はどのように活用されているのか。学校と、そのほかの公共施設、それぞれの雨水活用状況について伺います。そして、河川下水道課として継続的に雨水の利用状況を点検しているのかも、あわせて伺います。

○持田河川下水道課長 雨水タンクの利用状況についてお答えいたします。これまで区有施設に56カ所、タンクの量としては約2万9,000リットルのタンクを設置してございます。

利用状況でございますが、設置しているときに、このようなものはできるだけ使ってくださいというように呼びかけをしてございます。また、タンク自体にもシールを貼るなどして、利用の推進についてPRしているところでございます。使用実績として幾つか、所管としてもヒアリングなどしてございますが、やはり設置のPRとともに、使い方についてもしっかりPRしていかなければいけないと思っております。今後、設置とともに、使い方のPRについても注力していきたいと考えてございます。

○田中委員 雨水は本当に使ってこそ意味があるので、ぜひPRをよろしく願います。

○鈴木（真）委員長 次に、高橋伸明委員。

○高橋（伸）委員 成果報告書、147ページ、保健衛生費、公衆浴場について、158ページ、産業経済費、公衆浴場商業協同組合、155ページ、環境費、もったいないプロジェクトについてお伺いいたします。

まず初めに、147ページ、保健衛生費、公衆浴場についてお伺いいたします。お風呂がある家庭がまだ都会に少なかったころ、日本人は公衆浴場という施設を利用してきました。公衆浴場の歴史はとにかく古く、発祥は奈良時代までさかのぼると言われています。私も銭湯に定期的に行っております。本当に体が温まって、気持ちも伸びやかになって、さまざまいろいろな知り合いの方とも友人とも会話が弾んで、楽しく私も銭湯に行っております。そういったところで、まず初めに設備等の整備補助についてお伺いいたします。これは金額が2,358万6,000円余なのですが、それで36件に対して、品川区は今現在、私の記憶だと28カ所あると思うのですけれども、その28カ所の中でも、おそらく私の地元でも1軒廃業するようなことを聞いております。28カ所が正確ではないと思うのですけれども、その28カ所の中にあって36件あるということは、例えばこれは窯の交換やボイラーの交換など、さまざま整備しなければいけない現状に銭湯もあると思うのです。その36件、詳しく内容を教えていただきたいと思えます。それと耐震化、これは屋根の工事等々あると思うのですけれども、これも1,000万円ぐらいかかる。これも当然、補助があると思えます。そのことについてもお聞きしたいと思えます。

続けまして、158ページ、公衆浴場商業協同組合についてお伺いいたします。これも決算が270万円ついていまして、親子スタンプラリーや、そういった事業が含まれていると思えます。直近で言うと、イベントが10月10日、銭湯まつりと題して、ラベンダー湯等々の、定期的にこういったイベントをやっております。このようなイベントの中で、親子スタンプラリーだけではないのですけれども、これからの公衆浴場の現状というか、今の現状、これから観光・文化の観点からも、どういうふうに公衆浴場とのかかわりを区としてお考えになっているのか、お聞きいたします。

○川島健康課長 公衆浴場に関するご質問でございます。区内の公衆浴場の数ということなのですが、非常に残念なお知らせということになるのですが、9月に海水湯が廃業いたしまして、10月いっぱいでもた2軒、記念湯と金春湯が廃業するというお話を聞いてございます。そうしますと、区内の公衆浴場数が、合計で24軒ということになってしまいます。

それから、決算の36件の内訳ということですが、こちらは浴場数よりも多いというような疑問だと思うのですが、こちらは、1つの浴場で幾つか、複数の補助の申請をされる場所があるということで、具体的に申しますと、ろ過機の改修ですとか窯の修理、電気系統の修理、温水器の修理ですとか、それからエアコンや鏡、ロッカー設備、煙突ですとか自動ドアも含めて、修理が補助対象になってございます。

それから耐震化については、現在、補助対象という中に入っていないのですが、これはこれから先の

いろいろな状況を見て検討させていただければと思います。

○山崎商業・ものづくり課長 私どもでは、協同組合が取り組むソフト関係の事業につきまして、決算額270万円の補助金の交付を通じまして、組合の振興・発展のためにというような意味合いでございます。委員からもご紹介のありましたスタンプラリーでございますとか銭湯まつり以外にも、従業員の方々が定着していただけるような定着化事業でございますとか、研修、講習会といった取組みに対しまして、一部助成をさせていただいております。組合のトータルの決算額に対して、区では比率としますと活動費の4割ほど公費負担をさせていただいているというようなことでございます。

先ほどの健康課のほうのハード整備の関係、それから1つの業種としての産業振興の関係の視点も重ね合わせた意味で、連携しながら、いろいろ工夫ができることがあれば、少し考えていく必要があるかとは思っております。

○高橋（伸）委員 やはり整備のところは、今後とも継続的にやっていただきたいと思います。

それで、とにかく28カ所から24軒になるということで、これは本当に観光文化の観点、オリンピック・パラリンピックを含めて、これから外国人の方も来訪されるという中で、やはりこれから、24軒ある事業者に対して、定期的な会議をやっていただきたいと思っているのですけれども、そのことはこれからどういうふうにお考えになっているのかお知らせください。

○川島健康課長 公衆浴場とは、浴場組合との関係ということで申しますと、先ほどの補助の申請等でございますので、定期的に窓口にはいらっしゃる。それから、会としましての会合も、出合いの湯事業というのを区は健康課のほうで持っておりますので、その打ち合わせということで、年に数回、役員の方との打ち合わせをする場を持っておりますので、今まで以上にその辺の要望を酌み取れるようなところとしての活用をしていきたいと考えてございます。

○高橋（伸）委員 これからの公衆浴場の維持、ぜひよろしく願いいたします。

続きまして155ページ、環境費のもったいないプロジェクトについてお伺いいたします。

これは、事務事業概要によりますと、SHINAGAWA“もったいない”プロジェクト、2020年に迫った東京オリンピック・パラリンピック、日本初の世界共通語「もったいない」の精神を普及させて、オリンピック開催までに、区内の環境意識・イメージの向上、外国人の観光客にとって魅力あるまちづくりにつなげていくということで、普及・啓発として食品ロスをやっておるということで、今現在、区内商店街の中で、商店街は11に対して89店舗の推進店があるということなのですけれども、これからの展望と現在の課題を教えてくださいたいと思います。

○小林環境課長 もったいないプロジェクトのご質問でございます。

現在は、まず店舗の拡大を目指しているところでございます。今年度につきましては、まずは100店舗の登録を目指すところで、今は進めているところでございます。課題でございますが、区民の皆様への周知が少し不足しているかというところは、我々、課題として思っているところでございます。現在、ホームページのみでの周知というところでございますが、今年度、100店舗達成した際には、冊子を作成しまして、商店街等で配布する予定にしております。広く区民の皆様へ周知してまいりたいと考えております。また、ツイッターやフェイスブックなどのSNSの活用も今後検討してまいりたいと考えております。

○高橋（伸）委員 昨年、私も建設委員会の行政視察で北九州市に行ってきました。北九州市でもやはり同じようなプロジェクトをやっておりましたけれども、これは当然、地域性が違うのはわかっております。ぜひとも告知をいろいろ考えていただいて、啓発活動に取り組んでいただきたいと思っております。

ます。

○鈴木（真）委員長 次に、あくつ委員。

○あくつ委員 私からは、147ページ、保健衛生総務費、関連しまして軽度外傷性脳損傷（MTBI）、149ページ、各種がん検診について、関連いたしましてアピアランス支援、159ページ、観光アクションプラン推進事業に関連いたしまして、しながわ・おた水辺の観光フェスタについて伺います。

まず1点目のMTBI、軽度外傷性脳損傷、何度も質問させていただいてきました。昨年度、平成28年度、まさにこの決算特別委員会で品川区役所のほうにご理解いただいて、本当に頑張っていたいて、わかりやすく読みやすい、品川区版のMTBI啓発リーフレットを作成していただきました。患者会の方も大変感謝して喜んでおられました。加えて、さらに、特に登下校の際の交通事故やクラブ活動や武道の授業などで発症の危険が高いということで、請願や患者会の思いを酌んでいただいて、教育機関への周知をお願いしていましたが、昨年の夏休み前には教育委員会からは、区立小・中学校、義務教育学校、全ての児童生徒、そして教職員、約1万9,000人に配布していただいて、多くの保護者の方に知ってもらい第一歩を踏み出すことができました。

この夏の団体ヒアリング、団体意見交換会の中でも、患者会から改めて、その対応に感謝があったとともに、もう一点、ご要望を賜りました。新年度入学する1年生は、MTBIについて知るの、おそらく、その保護者も含めて初めてなので、周知のために、新1年生に関しては配布をお願いできないでしょうかということ。そして、また新7年生については、そのほとんどが6年生で配布されているとは思いますが、必修授業として武道が導入されていることや、クラブ活動や激しい運動が増えてくる。また、通学の際に距離が延びることもあり得るだろうということで、事故に遭う確率も増えてくる。このような要素から、7年生についてももう一度配布していただきたい。また、私立から上がってくる子、転入してくる子もいるかもしれませんので、そういうことのご要望がありました。今年度、今年4月に入学された新1年生・7年生には配布があったのか、なかったのか、教えてください。また、単年度ではなく、やはりこれはじわじわと、1回配布しただけでは、私もいろいろ聞きましたけれども、なかなか浸透というところまではいかないというところで、今後、4月以降の新入学の1年生・7年生には、継続して配布を行っていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○品川庶務課長 MTBIのパンフレットにつきましては、現在のところ、1年生および7年生にはお配りしていない状況です。学校に配布しまして、学校の中で見ていただくというような状況で対応しております。今後の1年生および7年生への配布につきましては、少し教育委員会側で校長会ともいろいろ議論をしながら考えていきたいと考えています。

○有馬学務課長 同様に、現在の就学時前の就学時健診におきましても、今のところは具体的な配布ということは予定していませんので、それについてもまた検討していきたいと思っております。

○あくつ委員 今年は配布はなかったということでしょうか。

○有馬学務課長 平成30年度の、来年度入学者に対する今年10月に行われる案内については送っております。昨年の、平成28年度のものについては間に合っていなかったのかと思います。

すみません。昨年あわせて送っていたということでございます。就学時健診の際には、パンフレットについては同封して送っているということでございます。

○舟木保健予防課長 MTBIのリーフレットにつきましては、今年3月に教育委員会の庶務課と調整いたしまして、新しく入学する小学校1年生と、あと中学校1年生、合わせて約5,500部を配

布していただくという形でやりとりをしております。来年度につきましても、今後につきましても、そういう対象で配布できればと思っているところです。

○あくつ委員 少し情報が混乱しているようですがけれども、もう一度統一していただいて、この思いを酌んでいただいて、確認していただいて、配布していただきたいと思います。

続きまして、各種がん検診について伺います。アピアランス支援です。項目がないので、がん検診に関連して伺います。今年4月の予算特別委員会で、がん治療によって、患者が脱毛や傷跡などの外見の変化によって受ける精神的ダメージやストレスを軽減するために、品川区としても自治体として病院と連携して相談体制をつくっていただきたい。また、髪の毛が抜けたことによるウィッグなどの購入費、女性などは、これは高額ですから、こういったことも検討してください、支援してくださいというアピアランス支援について、品川区でのご検討を求めたのですけれども、健康課長から次のようなご答弁をいただきました。「委員よりご提案のありましたアピアランス支援の中でのヘアドネーション制度は、がん患者が社会生活を送る上での有効な支援策の一つというふうに考えてございます。こういった形で区の施策に取り入れていけるのか、今後しっかり検討させていただきたいと思います」。伺いますけれども、アピアランス支援の重要性について所管課がこのように認識していただいて、真正面から受けとめていただいた答弁だったことを、まず評価したいと思います。半年が経過しましたが、進捗状況についてしっかりと教えてください。

○川島健康課長 アピアランスケアにつきましては、患者の外見の不安を少しでも軽くして、治療中も自分らしく生きられるというサポートになるということで、重要だというご答弁を差し上げたところでございます。

まず、先行実施自治体であります港区に調査にお伺いするとともに、相談支援を実際に行っている方にもお話をお伺いに行ってまいりました。ウィッグにつきましては、患者のニーズに応じて最良になる商品を選択できるような支援をしていたり、皮膚の変色をカバーする化粧の方法などのアドバイスをを行うといったようなお話もあわせてお伺いしてまいりました。区としましては、ウィッグ購入や補正下着の購入の調整につきましては今後研究させていただきたいと考えておりますが、まず、区内のがん治療を行っている病院で、情報を必要とされている方がいらっしゃるということなので、必要な人がその人に合ったような情報を得られるような支援が必要ではないか、相談体制を構築する必要があるのではないかと、区内に2つございます、がん診療連携拠点病院、昭和大学病院、N T T東日本関東病院における患者の支援の状況を調べるところから、まずは始めていきたいと考えてございます。

○あくつ委員 誠実なご答弁をいただきまして、ありがとうございます。

3月にこの質問をして以来、この間も、私の周りとか町会とか、私の身内も含めてなのですが、幼稚園のまだ若いお母さんなどでもご病気になられてウィッグを着用されている方もいました。私も身内の付き添いで、この何年かで、築地のがんセンターや、がん研有明病院など、よく行ったのですけれども、そこでも地域の区民の方々と顔を合わせることは結構、何度かありました。2人に1人ががんになる時代とよく言われますけれども、これは本当に実感しているところでございます。これは研究していただく、もちろん大事だと思うのですが、もう今そういう時代に入っていますので、ぜひ、かなりの確率で皆さん、やはりがんになりますので、一刻も早い体勢構築をお願いしたいと思います。

続きまして、159ページ、観光アクションプラン推進事業。先週末、先ほど新妻委員からもありましたが、9月30日の土曜日、10月1日の日曜日、しながわ・おおた水辺の観光フェスタが開催されました。昨年4月、品川区と大田区の議員有志で城南地区水辺活用推進議員連盟というものが結成され

まして、我が会派からも、都議会議員も含めて5名が参加しております。以来、時には品川区で、時には大田区で、勉強会や視察を重ねて、時には半日をかけて、モノレールや船から運河を見学して、やはり品川区と大田区の水辺の魅力はいいと再度認識させていただいたところでございます。

このフェスタに関しては、本当に民間が中心となって行われるということで、もう絶好の機会ということで、我々も側面から支援しようという流れになりました。先ほど新妻委員からも紹介がありましたが、当日、私と新妻委員は、先ほどのヘブンアーティストの受け入れをやりまして、夜は花火の警備・誘導担当としてスタッフも務めさせていただきました。たけうち委員は、海がない荏原地域から、たくさんの人を呼んでご案内をされた。塚本委員は船に乗ってレースをされた。こんなこともありましたけれども、特に少し花火大会で伺いたいのですが、私もずっと議会提案をさせていただいていて、なかなか高さ制限や競馬場の問題もあったのですが、それも今回、クリアされて、今まで品川区議会の中で、花火大会をやりたいという有志の議員で、これは自民党、公明党、また民進党も含めて有志で勉強会をやったり、決算特別委員会でみんなで質問したり、いろいろありましたけれども、本当に良かったと思うのですが。それで、私は警備で、石田秀男委員と一緒に立たせていただいて、有料席のほうをやったのですけれども、これは残念ながら、肝心の花火には背を向ける仕事だったのです。そのかわり、花火を見上げる区民の皆様のお顔をずっと見ることができました。みんな本当に笑顔でうれしそうな顔でした。本当に、これは見ていただければわかると思うのですけれども、花火を見るときみんなの顔というのは本当にうれしそうなのです。私と石田秀男議員はそれを見てにこにこしているという感じでありましたけれども、1つ心配なことがあったのですが、以前、天王洲運河で、屋形船との秋の花火大会というのを2回やりました。そのときに、相当、苦情の電話があったと。これはテロではないのかとか、うるさいという苦情がかなりあったと聞いているのですが、今回の花火は苦情はどうだったのか、またその理由はどうだったのか、教えてください。

○鈴木文化観光課長 今回の地域のイベントでの花火大会についての苦情でございますが、区のほうに直接の苦情をいただいたというのは、今のところございません。前回に比べて苦情がなかった理由として考えられることは幾つかあるのですが、1つは地域の皆さんがご自分たちの手で実施した花火大会であるということ、それから事前の周知が、短期間ではありましたが、ポスティング等で知られていたこと、それから近隣にお住まいの方が皆さん、やはりほかの地区でも花火大会がない季節でございますので、それから水上であったり、背景にビルの夜景が見えるということで、地元の方も見にいっちゃったということで、見ている方からすれば、それは苦情にならないというのが、今回の苦情がなかった原因ではないかと推測しているところでございます。

○あくつ委員 私も前もって苦情がなかったですかと問い合わせしたら、なかったと聞いていたので。私もマンションなので、知らない子の泣き声はうるさいけれど、知っている子の泣き声はうるさくないという。自分がいいと思ったものに関しては本当に、何というのでしょうか、みんな、いいと思うことで苦情を言うことは絶対ないということです。本当に今回は良かったと思います。

それで、大田区のクロージングイベントの花火も拝見しました。これはもう、想像以上に良かったです。これは品川区に劣らず、大森ふるさとの浜辺公園というところでしたけれども、白い砂浜にみんなが足を組んで、海辺に上がる花火をみんなで見ている。皆さんもそれで大変喜ばれて、来年もぜひやりたいということで、最後、クロージングで皆さんおっしゃっていました。本当に今回は大成功、また陰で支えていただいたスタッフの皆さんには、もちろん本当に感謝したいと思っております。

最後にヘブンアーティスト、先ほど新妻委員がほとんどお話しになられたのであれですけれども、事

前に勝島運河の現場を、私と新妻委員と、あと渡辺裕一議員と3人で、プロデューサーを東京都から派遣していただいて、下見をして、一番最適な芸を、こちらから決めるのではなくて、ここで一番いい芸人を紹介して下さって、先ほどありましたけれど、430組登録していますから、そういう意味では最適なアーティストを紹介していただけるという流れになりました。私が想像する、2012年の لندنオリンピックで17万件から18万件、さまざまところでイベントが行われていたというイメージに、本当にぴったりだと私は思っているのですけれども、品川区として文化プログラム、これはこの前、薪能が第1回の認定プログラムとして行われましたけれども、品川区が考える文化プログラムの展開。これがオリンピックを控えた、例えば1年前からなど、どういうふうにお考えなのか、念のためもう一度伺いたいと思います。

○鈴木文化観光課長 オリンピック・パラリンピックに向けた区の文化プログラムでございますが、今年度になりまして、オリンピック・パラリンピック準備課のほうで、新しく品川版の文化プログラム制度を始めたところでございます。また、文化観光課でもさまざまな、区民芸術祭以外の活動も含めて、オリンピック・パラリンピックに向けまして、しっかりと区内全体で文化・芸術に親しんでいただくようなイベントを継続していきたいと考えておりますので、ヘブンアーティストの方も含めまして、できれば理想は、品川区内、至るところで文化芸術活動が行われ、区民の方もそこに参加したり親しんでいただけるというような状況が望ましいと考えております。

○あくつ委員 本当にその思いは1つだと思いますし、ロンドンオリンピックの終了後のアンケートをとったら、81%の英国民の方が、五輪大会と文化プログラム等の関連イベントを通じ、より自国を誇りに思うようになったというところであります。ぜひそういった、少し歩けば至るところで文化プログラムを展開している、こんなオリンピックを迎えたいと思いますので、いろいろとまた力を合わせていただきたい、いきたいと思います。

○鈴木（真）委員長 次に、飯沼委員。

○飯沼委員 154ページの環境調査測定費、159ページ、中小企業支援費でお伺いします。

まず、環境調査の中に風環境の調査が含まれているのかどうかお伺いします。また、実際に区内風環境についての相談があるのかどうか、あればその内容も教えてください。

○小林環境課長 風関係に関するご質問かと思えます。

昨年度につきましては、風に関するご相談というところで1件お受けしたところでございます。今年度につきましては0件というところでございます。

○飯沼委員 区内の建築の高層化が進む中、風の影響が出てきています。次々に建設が進む中に、複合の風が区民の生活に影響しています。風が強くなった。また反面、風通しが悪くなった。両面あると思います。騒音の被害は認知されていますが、風の被害は認知されていません。目に見えるように測定してほしい。数値で表わしてほしいと思います。風速計、移動式の測定器によいものができていますが、区でぜひ測定の体制をとってほしいと思います。これが1点です。

また、2万円とか4万円とか、デジタル式の測定器もたくさん出ています。貸出用の測定器を用意してほしいのですが、この点はいかがでしょうか。

○小林環境課長 2点ご質問があったかと思えます。

1点目でございますが、特に風につきましては、気象状況によりまして、自然に発生・変動するものでございます。また、地形や他の建物によっても影響を受けるものでございます。また、風に関する基準でございますが、例えば大きな建物、環境影響評価に該当するような建物につきましては、その予測

を行いまして軽減を図るものとされておりませんが、条例や法に基づく一律的な基準はないものでございます。その判断は行政では困難であると考えているところでございます。

また、貸出につきましてですが、今、環境課におきましては、放射線量の測定器、騒音計、振動計、それら3種類を保有しております。現在の貸出状況でございますが、これらも頻繁に貸し出されている状況でございます。また相談、苦情等も非常に多く来ているところでございます。まずはそちらの業務をしっかりとこなしていくということが大事なところかと考えてございます。

○飯沼委員 この間、風に対しての認識が全く変わっていない品川区ですが、今、品川区内は変化しているのです。あと、気象状況の変化も著しいということでは、風の被害が出ているのです。この認識を持っていただきたい。直視していただきたいと思います。騒音測定器や放射能の測定器、振動計などと同じように、やはり区民が求めるところに、ぜひ貸出体制をつくっていただきたい。これは強く要望したいと思います。あと、環境課はぜひ、環境を守るという存在感をしっかりと示していただきたいと思います。これも要望しておきます。

中小企業の支援なのですけれども、景況調査の結果をどう見ているのかお伺いします。特に建設業界の状況、建設業界からどんな声が届いているのかお聞かせください。

○山崎商業・ものづくり課長 景況調査の状況でございます。区内全体の平均的な景況につきましては、D I 値という、景気がいい、悪いというものを指標化したものなのですけれども、その値につきましては、もうほぼリーマンショックの前に戻っておりまして、その数字を見る限りでは良化傾向がうかがえるというような状況でございます。

それから、建設業のほうにつきましては、いろいろ震災の関係あるいはオリンピックの建設需要などによって、業績そのものにつきましてはかなり良好な状況というようなことと、反面、人手不足のほう少し顕在化しているかというような状況でございます。

○飯沼委員 就業支援を求める声が届いているかと思えます。区の景況調査でも、人材不足、若い人材が不足して、従業員の高齢化が進んでいるということがたくさん書かれていました。建設関係就労者数が、1997年がピークで685万人、2010年には498万人、今は500万人ぐらいと書かれていました。そのうち3分の1が55歳以上、29歳以下の若年労働者全体の11%だそうです。それで、若手技能労働者が入ってこない理由は、57.7%が収入の低さを挙げています。地元建設業界の育成、喫緊の課題であると言われていています。品川区はこの間、しながわ産業ニュースなどで、事業の継承、特集号を組まれたり、後継者づくりに努力をされているところなのですけれども、この間、建設の関係の組合からいろいろ提案がされています。届いているでしょうか。例えば世田谷区で行っている建設体験ツアーが効果を上げているそうです。マッチングの支援を求めています。世田谷区は「世田谷の建設業で働こう！」というタイトルがついていて、区内企業と若年者、高校生や40歳未満の方を対象につなげようとしています。建設業の現場見学や仕事体験、トーク会や企業の見学など、年に数回行われていて、毎回10名ぐらい応募があって、11人が区内企業へ就職しているとのこと。品川区でもぜひ企業の意見を聞いて、こういった対策・支援をしてほしいのですが、いかがでしょうか。

○山崎商業・ものづくり課長 景況などの認識につきましては、区でも景況調査報告会というのをやっております。その中でも建設関係の団体の方ももちろん出てきております。委員おっしゃいました状況も、協議会の中で共通認識をしているところでございます。区としましては、実はそのような人手不足感は建設業界のみならず、全体業種を通して、そういった傾向が見られます。景気の動向というよりも、例えば日本政策金融公庫では、少子高齢のような、日本全体が抱えている構造的な問題が顕

在化しているのだというようなこともございまして、とりわけ業種によって人材難というようなところよりも、全ての業種に対応すべく施策を考えていく必要もあるのだらうと、区としては思っております。そういう意味では、就業支援コーディネーターなどを活用して、さまざまな業種、さまざまな企業の方からのそうしたお声を聞きながら、きめ細かく丁寧な対応をしていく必要があるかと、今、現状ではそういういったところで対応しているところでございます。

○飯沼委員 いろいろな職種で本当に悩んでいらっちゃって、その全体的な底上げの支援はもちろん大事だと思いますが、今日は少し建設関係の厳しいところをお伺いしています。熱心な事業者の方々と若者をつなげていく、出会いの機会を本当にぜひつくっていただきたい。地道な支援を続けていくことが、とても今、大事である。こつこつとつなげていくことがとても大事であると思うので、今日は建設業界の願いで提案しましたので、ぜひよろしくお願ひいたします。期待しています。

あと、続けて、若い方々が安心して働けるという意味では、賃金と働くルール、先ほどもブラック企業をなくしていくということも出されましたが、働くルールの確立が急務と言われていています。共産党は公契約条例が必要と考えていますが、公契約条例は特別区においても進んでいます。4区で公契約条例が制定され、要綱の手法を用いている9区を含めて、23区中13区が取り組んでおります。目黒区は第4回定例会に条例提案を行うということです。目黒区の取組みが一番新しいのですが、骨子案の中にこのように書かれています。「2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けて公共事業の増加が想定される中、公契約条例を制定することにより、賃金の最低額を区独自に設定することは、労働者の労働条件を改善するのみでなく、優秀で経験豊富な技能者を確保することで、施工技術力の向上が図られる。事業者にとっても有益であり、区内事業者の育成・支援に資する施策であると考えます」と書かれているわけなのですが、品川区もぜひ前に進めていただきたい。公契約条例について、建設業界、関係団体などの意見を聞く場をぜひつくっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○立川経理課長 公契約条例につきましては、一般質問でご答弁したとおりでございます。区としましては、いわゆる建設業界の労働者の方と年1回、定期的にお話し合いをしております。そのときにも当然、要望されていることとございます。区としましては、今後とも契約制度の中で労働環境やその辺について企業側に配慮していくといった仕組みについて、これからも改善を図っていきたいと考えているところでございます。

○飯沼委員 この間、一般質問でも質問された方がいらっちゃって、予算決算のときも質問されていますが、品川区は今回も、総合評価制度あるいは最低価格制度で対応していく、こういう答弁だったのですが、品川区のやり方で、一人ひとりの賃金が幾らになっているのかつかめているのでしょうか、お伺いしたいと思います。港区では要綱を持っているのですが、人件費、賃金給与状況シートというものをを用いて、一人一人の職種から、1時間当たりの賃金額、書類を提出させて、きっちりチェックをさせて、有効になっているということをお伺いしています。品川区はつかめているのかどうか、1点お伺いします。

あと、建設組合の方々からは、設計労務単価はこの5年間、引き上げられているのだけれども、実際の賃金調査では、実質賃金に大きな乖離があつて、ここが広がっていると言われていています。現場の調査も続けていますけれども、実際に受け取る側との乖離は明らかになっていると言われていています。ぜひ公契約条例が必要だと思います。学識経験者、そして事業者の団体や、労働、働いている皆さんの団体の代表を入れた推進委員会を設置して、ぜひ公契約条例の調査研究を進めていただきたいと思いますが、改めて伺います。いかがでしょうか。

○立川経理課長 本来、労働条件につきましては、法律で定められているところでは、使用者と労働者が双方で定める事項と区では考えておりますので、区では全ての契約約款で法令遵守について謳っております、事業者にもその都度、遵守の徹底をお願いしているところでございます。

それから、いわゆる最低価格を把握しているかということですが、今お話ししたとおり、労働者と使用者のほうで双方で定める事項ということで、把握はしておりません。それで、労務単価の上昇が現場に反映されていないのではないかとございまして、毎年、区では国の発表する最新労務単価を、すぐ即座に設定し直しておりますので、その都度、事業者に要請しているところでございます。

○飯沼委員 最低価格を把握していない。法令遵守は当たり前なのですが、それが実際に生きていなくて、一生懸命働いていらっしゃる、これから経験を豊かにして働きたいという若い方が、その業種に入ってこないという深刻な事態なので、ぜひ検討してください。

○鈴木（真）委員長 会議の運営上、暫時休憩します。

○午後0時11分休憩

○午後1時15分再開

○鈴木（真）委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑に入ります前に、先ほどのあくつ委員の質問の答弁について訂正があるということですので、理事者よりご発言願います。

○品川庶務課長 それでは、先ほど、あくつ委員から、MTBIのリーフレットの送付について、私から「今年度、1・7年生については送っていない。来年度の1・7年生については校長会等と相談していきたい」と答弁しましたが、今年度の1・7年生は既に送付しております。また、来年度の1・7年生につきましても送付していく予定でございまして、また、学務課長から「平成30年度入学の新1年生の就学時健診の際に一緒に渡していく」という答弁がありましたが、平成30年度の入学当初に渡すということで、この就学時健診のときには渡さないというような形で訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

○鈴木（真）委員長 それでは質疑を続けます。

ご発言願います。筒井委員。

○筒井委員 私からは、161ページ、プレミアム付区内共通商品券発行助成、152ページ、不妊治療助成事業、159ページ、中小企業対策費全般、特に162ページ、品川ビジネスクラブ助成金についてお伺いいたします。

まずプレミアム付商品券についてなのですが、平成28年より応募はがきによる抽選制となりました。それまでの方式は、いわゆる並んで早い者勝ち、しかもその期間が平日、日中にもあったということで、平日、日中、働いている方は買えないという状況になっておりました。そうしたことで、買えない区民も出てきてしまうので不公平という状況だったので、そうした不公平な点を、私も指摘や、もっと公平性ある仕組みにしていっていただけないかと提案しましたが、今回の抽選制となり、公平性が保たれることとなったと思われるので、大変よかったと考えております。

そこで確認なのですが、今、行っている抽選システムについてお伺いいたします。はがきのあて先が岐阜県の場合になっているのですが、これは岐阜県で抽選が行われているのか、その理由は何かということをお伺いいたします。また、この抽選システムについてかかる経費はお幾らなの

かをお伺いいたします。また、プレミアム付商品券の今現在の応募はがきの募集についての周知方法、特に品川区の掲示板などにお知らせされているのかということをお伺いいたします。以上3点、よろしくお願いたします。

○山崎商業・ものづくり課長 事務センターの商店街連合会のほうで事前申込み制を敷きまして、まずはがきが来ますので、それを、例えば状況をパソコンに打ち込んだり、そういう事務のいわゆる一定の作業の部分を事業者に委託しておりまして、その事業者の作業をする場所が、岐阜県に作業所があるというようなところで、本体のほうは区内の事業者というようなところで、岐阜県の人材を活用しながら、連携しながらやっているということでもって、岐阜県ということでございます。

それから抽選につきましては、委託事業者の、都内でございますが一定場所で、立ち会いとしまして商店街連合会、それから区も立ち会う形でやってございます。それから、そうした抽選方式に基づく委託料が、以前と比較しまして追加になるということで、それが200万円程度ということでございます。

それで、一般的なプレミアム付商品券の周知につきましては、区の広報などを活用する形と、それから実際、パンフレットも、各商店街あるいは郵便局と連携しながらやっておりますので、区内各40カ所の郵便局などで周知を図っているというようなことでございます。

○筒井委員 それでは、品川区の掲示板ではチラシなどを貼ったりされていないということなのでしょう。追加で経費が200万円ほどかかったということもありますし、また、この商品券が使える商店の方は、やはり新規のお客さんということをぜひ開拓したいと考えていらっしゃるのだろうと考えております。それで今、高層マンションなど建ち並んできておりますし、区内の新興住民の方がどんどん増えてきている状態でございます。プレミアム付商品券をいきっかけとして、新しい新規のお客さんに商店街に来ていただいて、それが、ひいては商店街やまちの活性化につながると考えておりますので、ぜひ周知を、広報しながらですと、広報しながらそのものを捨てられてしまったら、また何だっけと忘れてしまいますので、常になるべく長期間にわたって掲示板などで告知をしていただきたいと考えております。

あと、また、はがきそのものの設置場所が品川区商店街連合会事務局や区内42カ所の郵便局なのですけれども、そうした幅広い告知という意味では、駅に設置するというお考えはいかがでしょうか。

○山崎商業・ものづくり課長 いろいろ周知につきましては、既存の統合ポスターなどもあわせて、あるいは少し目立つ装飾の、周知・PRをするPRカー、車ですけれども、そういったものも運行したりしながら、いろいろな媒体を使ってPRということでやらせていただきたいと思っております。

それから駅などのご提案につきましては、貴重なご提案ということで、検討させていただきます。

○筒井委員 ぜひ積極的な周知をお願い申し上げます。

続いて、不妊治療助成と中小企業支援事業についてなのですがすけれども、やはり東京都と品川区の事業が重なり合っている、もしくは重なり合いが多いと私は考えております。今後は、広域自治体である東京都と異なり、住民に身近な基礎的自治体である品川区ならではの、そうした事業を打ち出すべきではないかという観点で質問させていただきます。

不妊治療助成についてなのですがすけれども、先ほどご答弁がありましたとおり、東京都と年齢範囲を分ける、東京都がやらない穴を埋めていくというご答弁がありましたけれども、それはそれで少子化対策としてぜひやっていただきたいのですがすけれども、基礎的自治体ならではのことを、ぜひ不妊治療においてやっていただきたいと考えております。すなわち、不妊治療を受ける前の段階、不妊治療をいざ受けるとなると大変なご苦労をされますので、不妊とは何か、そうした啓蒙・教育、情報提供などをぜひ

やっていただきたいと考えております。国の推奨する35歳までの出産や、高齢出産のリスク、流産や障害の恐れがあり得るということ、ぜひともそうした啓蒙や情報提供をやっていただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

また、品川ビジネスクラブについてなのですが、その内容を見させていただきましたけれども、セミナーなどのレベルが少し高いのかと考えております。基礎的自治体によるものですから、これから起業しようとする人や創業間もない企業、またSmall Office/Home Office、いわゆるSOHOの方などに向けた、もっと易しい、基本的な、初歩的なレベルの支援をぜひともお願いしたいと考えておりますけれども、いかがでしょうか。また、品川区の支援を受けた以上、やはりCSRの一環として、品川区にぜひともそうした企業に貢献していただくよう、仕組みづくりをお願いしたいのですけれども、その点、いかがお考えでしょうか。

○川島健康課長 不妊治療の啓蒙のご質問でございますが、そちらは今、広報しながらホームページでやってございます。まずはホームページのほうを工夫しまして、啓蒙にも今まで以上に力を入れていきたいと考えてございます。

○山崎商業・ものづくり課長 品川産業支援交流施設につきましては、区の公共施設としまして、施設利用者のニーズに基づく施策の展開という意味では、区としても同様に考えております。区が行う基礎的な支援とビジネスクラブが指定管理者として行う事業のほかに、ビジネスクラブの自主事業として、少しレベルが高いという表現がございましたけれども、いろいろな部門で特化した内容も組み合わせながら構成しているもので、ご指摘の部分につきましては、区としても工夫しながら積極的に取り組んでまいらなければならないと思っております。

それから、こうした施設の利用につきましては、SHIP以外にも創業支援センターがございまして、何らかの形で当然、区に寄与するもの、還元するもの、こうしたものも区としてはしっかり見据えて取り組んでまいりたいと考えてございます。

○鈴木（真）委員長 次に、本多委員。

○本多委員 147ページからの保健衛生費で蚊の対策、それと159ページの消費者対策費、消費生活相談や特殊詐欺対策について伺います。

初めに蚊の対策なのですが、平成27年度から取組みが開始されて、平成28年度の実績状況や成果をお聞かせいただきたいと思っております。取り組む範囲、品川区全域を見てどこのエリアが対象になるのか教えてください。

○井浦生活衛生課長 蚊の防除対策についてのお尋ねでございます。平成28年度につきましては、品川区全域の、いわゆる公道、区道・都道・国道、そして公園・児童遊園という施設を網羅しまして、区内全域3万4,000カ所の、蚊の発生源とされている雨水ますに対して、ボウフラの成長を抑制する薬剤を投入するという事業でございます。同一のポイントに、5月から10月にかけて年に4回、投入するという作業を行いまして、成果としましては、やはり地域の地元の方から、最近、蚊が少なくなったという声が寄せられているというところでございます。

○本多委員 もう、今年で3年目になるので、かなり成果が出ていると、本当に区民の方も感じていると思えますし、私もそう感じます。道路のます、雨水ます・排水ます等に投入しているおかげで、成果が出ていると思うのです。ただ、どうしても川は水があつたり緑が多かつたりして、川沿いは効果が出ていないのかと私は思うのですが、その点はいかがでしょう。

○井浦生活衛生課長 ただいま、川沿いあるいは緑が多いところというご指摘がございました。確か

に膝丈ぐらいの緑の草が生えているところを蚊が好むという習性がございますので、それぞれ河川管理者、道路管理者とも連絡を密にしまして、それらのところの蚊の対策もあわせて進めていきたいと考えてございます。

○本多委員 進めていくということでわかりました。今まではあまりやっていなかったのですか。

○井浦生活衛生課長 風通しはできるだけよくしてください、あるいは草木についての雑草の草刈り等については、ホームページ、広報紙で繰り返し啓発しておりましたが、川沿いと、あるいは私有地ではないようなところについては、今後、関係機関と連携を密にしていきたいと考えてございます。

○本多委員 東京ディズニーランドに蚊がいないということをよく聞きます。対策をどのようにしているのかと思いましたが、自主的に排水の浄化処理を行うとともに、水資源のリサイクルに取り組んでいて、テーマパークの水域や水を利用したアトラクションには、ろ過装置を設置し、水を効果的に循環させることで、その水質を維持管理している。完全に蚊が発生しないわけではないが、発生しにくくしているという取組みがあるそうです。それで、昨年は70年ぶりに国内でもデング熱患者が発生し、ウイルスを媒介する蚊のコントロール方法が改めて注目されている中、対応が求められています。蚊が好む場所というのが、動きのない水たまりだったり、排水ます、雨水ます、タイヤの中の水たまりや、墓地の花立て、竹の切り株など、そういった場所が、蚊が好む場所と言われるのですが、そういったところの対策を意識していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○井浦生活衛生課長 保健所としましては、まず公衆衛生第一というところがございまして、委員ご指摘の点も踏まえまして、今後、研究を深めていきたいと考えてございます。

○本多委員 今後の取組みで、道路課など、ほかの課とも連携していくという答弁をいただきましたけれども、立会川、目黒川、運河などを対象に、環境課や道路課、河川下水道課など、ほかの課との連携について、改めてどのような取組みでいくのかお聞かせください。

○井浦生活衛生課長 区内の公共物も含めまして、総合的に関係課とは連絡を密にして連携していきたいと考えてございます。また、目黒川、立会川につきましては、水がある程度、流れているということもございまして、汽水域、塩分濃度にボウフラが弱いというところがありますので、今のところ、この2つの河川については大丈夫かと考えてございます。

○本多委員 ぜひ総合的に対策をよろしく願いいたします。

次の質問に移ります。159ページの消費者対策費の消費者被害防止啓発ということで、消費生活相談2,624件ということですが、この取り巻く状況ですとか、背景や課題についてお聞かせください。

○山崎商業・ものづくり課長 昨年度ご相談いただきました、2,000件を超える相談内容を分析しますと、高齢者の方をターゲットにしたいろいろな詐欺被害に関する部分と、それから一方で、インターネットなどによるアダルトサイト、出会い系サイトなど、こうしたもののネットを使った被害というようなところで、最近、特徴があるかというふうなことでございます。そういう意味では、来所いただく、あるいは電話等がございまして、ケース・バイ・ケースで相談員が適切に対応させていただいているような状況でございます。

○本多委員 それぞれいろいろなケースがあると思いますが、ぜひ対応をお願いします。

それで、特殊詐欺対策について聞いていきたいと思いますが、警視庁発表によりますと、今年の上半期だけでも特殊詐欺が2万1,630件、11%も件数が増えているということで、なりすまし電話が多発している状況だということですが、対策、かなりまちを歩いたり、まちに目を向けても、いろいろ啓蒙をやっていると感じます。例えば郵便局と警察が連携して啓蒙活動をしていたり、臨海高速

鉄道と警察が連携して啓蒙活動をしていたり、本当にしているなど思うのですけれども、そういった現状ですけれども、取組みに対しては自動通話録音機が普及をしてきておりますけれども、生活安全のほうになりますか、その利用状況と拡大展開についてはどういう方向なのかを教えてください。

○菅生活安全担当課長 特殊詐欺の防止対策に関するご質問にお答えいたします。

まず、区内における特殊詐欺の発生状況でございます。本年1月から8月までに、これは4署合計の数になりますけれども、86件発生しております、去年の倍以上増えている状況でございます。被害総額も約1億7,000万円ということで、これも去年よりも増えている状況でございます。特殊詐欺につきましては、犯人からの電話でだまされるというケースがほとんどですので、まず警察におきましては、犯人の電話に出ないで被害ゼロというようなキャッチフレーズで、現在、例えば留守番電話機能がついている電話については常に設定するとか、あるいは自動通話録音機といったものを設置するように、特に高齢者宅に対しまして促進を図っているところでございます。区におきましては、この自動通話録音機は昨年度400台、今年度も500台を購入いたしまして、それぞれ区内4警察署、それから消費者センターにも開放して、それぞれ区民の方に設置促進を図っているところでございます。この自動通話録音機につきましては、区の広報紙ですとか、あるいはケーブルテレビといったものを通じて、自動通話録音機につきまして紹介して、設置促進を図っているところでございます。

これまで8月末までに各警察署、それから消費者センター等で配布した数につきましては、約370台程度ということでございます。これは、本年度調達した500台が8月末に来た段階ですので、まだこれから各警察署とも連携しながら、また設置促進を図っていきたくと考えております。

○本多委員 自動通話録音機が普及して370台で、これからも増やしていくということで、設置すると、かなり防止・抑止力になると思うのですが、その拡大展開というのも必要かと思うのですが、私は警察の生活安全課の方と意見交換をしたときに、犯人グループは、まず携帯電話にはかけてこない。かけるケースもあるけれど、まずほとんどが電話機にかけてくるということなので、自動通話録音機の設置拡大は当然、着眼するべきだと思いますが、私に限ってひっかからないと思っている人に限ってひっかかるとよく言われますので、ぜひそういった方たちを対象に、抜本的に電話機を使わないようなことも必要なのではないのでしょうか。よく、いろいろな意見交換をしたときに、グループによると、孫のなりすましがあがる。その孫が、おじいちゃん、おばあちゃんの呼び名を知っていると。これはもう本当に個人情報だと思うのです。そういうことまで本当に把握されてしまう。なので、もう電話機を抜本的に使わないような、刺激を与えるようなことや、そういうPRも大事なのではないかと。録音機も大事ですけれども、抜本的に設置の電話機から電話を使わない。もう、重要な連絡方法はそれぞれの家庭で考えてやるべきだと思うのです。その方法を言うと、普及するとやはりよくないですから、まさに個人情報になってしまいますので、その辺はいかがでしょうか。

○菅生活安全担当課長 今、委員ご指摘のとおり、確かに電話に出ないことが一番いいかと感じておりますけれども、なかなか高齢者の方は、独居の方などおりますので、警視庁で言っているのは、とにかく最初の電話に出ないということでございます。要は、電話のメッセージを聞いてから、声を聞いてから、確認してから電話に出る。あるいは留守番電話にメッセージが残されていたら、すぐにそれに折り返してかけるということを推奨しているところでございます。とにかくすぐに電話に出ないということでございます。以前は、親族、子ども・息子・孫を語っている場合には、例えば事前に合い言葉を決めるなどといったことも推奨していたところでございます。

○本多委員 ほとんどのきっかけが電話ということらしいので、ぜひその辺の対策強化をしていただ

きたいと思います。

最後にスマートフォンなどのフィッシング詐欺防止として、こちらもスマートフォンになりますけれども、携帯電話になります。まずつながないことが一番の防止策と言われますが、その辺の啓蒙についてはいかがでしょうか。

○菅生活安全担当課長 特殊詐欺の中でも、いわゆる架空請求詐欺というものがございまして、確かにスマートフォンですとか携帯電話に突然、サイトの利用料の未払いがあるとか、裁判を起こすといった、少しおどしめいた文句で来るメールが最近また増えてきております。このようなメール自体は、とにかく無視するというのが一番なのですけれども、その他、携帯電話はいろいろなサービスがございまして、そういったサービスを利用していただいて、例えばブロックするとか、そのような対策をしていただくのが一番かと感じております。

○鈴木（真）委員長 次に、いながわ委員。

○いながわ委員 149ページの成人歯科健診と、1ページ戻って148ページの感染症なのか、関連してかもしれませんが、お伺いしていきたいと思います。

まず、成人歯科健診の、改めてなのですが、長きにわたりやられているとは思いますが、その意義と目的、その効果なのか成果というか、達成度合いというのですか、そういうものをお伺いしたいということと、あと、この成人歯科健診を始めてからの、延べとは言わないか、人数、受診者数。始めてからがなければ、ここ数年でも構いません。その人数の目標に向かって多分やっていると思うので、達成しているのか、どうなのかということ。あと、やはり郵送で送られてきて、受診者がそれを持っていて歯医者で健診を受けると思うのですけれども、データをどういう形でやられているか。紙ベースでやられているのか、どういう管理をしているのかということをお答えいただきたいと思います。

感染症に関しては本当に、委員長、多少それてしまうかもしれないですが、関連ということで質問させていただきたいのですが、もうすぐ東京オリンピック・パラリンピックが開催されます。その開催において、品川区の問題意識として、先ほど蚊の話も出ていましたが、やはり感染症対策は非常に大切なところだと思うのですが、実際、感染症対策をどのようにお考えなのか。もしかしたら、もう東京都から来ているのか、組織委員会からこういう形で進めますという話があるのか、どうなのかということが1点と、もし多くの外国人、オリンピックだけでなくオリンピック後も、外国人観光客、観光アクションプランでも外国人誘致ということでやっていますので、増えたときに、148ページに疾患名ということで、1類から5類まで書いてありますけれども、危惧される場所は、何類が増えるのかなど、もしそういうのがわかれば教えてください。

○川島健康課長 成人歯科健診のご質問にお答えいたします。

この事業は昭和61年に開始ということで、かなり息の長い事業ということでございます。歯周疾患は他の生活習慣病と同様、痛みなどの知覚症状を感じないうちに、健診により早期発見に努めていくというところを目的としてやっているものでございます。

それから、古くからのデータがございませんので、平成17年度からでございますと、延べ2万7,384人が受診していただいたと。それから虫歯の方の延べ人数も6,390人になってございます。受診の結果の取扱いですけれども、現状、記録票が歯科医師会から区に提出されておまして、5年保存で順次、廃棄するというような形になっております。委員ご指摘のデータの効果の測定というところなのですが、なかなか非常に難しいところがございます。今、この目的を目指してやるところが、具体的な数字にどのように出てくるかというのは、今、どういうデータのとり方でどういうふうにして

いくつかというのは非常に難しいのですが、例えばこれからデータ管理の紙からシステムにできないかというのを、今、検討しているところですので、その結果をどのように集計するかというようなところもごさいます。また、私どもは区民全体のレセプトデータというのは持ってごさいませんので、その辺も難しい原因ではあるのですけれども、例えばですけれども、国民健康保険加入の方のレセプトデータと突き合わせができないかどうかというところ、これもちょっとできるかわからないのですが、国保医療年金課に相談の上、研究課題という形にさせていただければと思います。

○舟木保健予防課長 東京オリンピック・パラリンピック開催に向けての感染症対策についてのご質問だと思います。

最近の感染症の特徴としまして、やはり非常に人の行き来が多いということで、輸入感染症も増えている状況です。近年は、やはりエボラ出血熱が西アフリカで流行したり、MERSとか、あとジカウイルス、デング熱の感染症など、ここ数年、出現して、日本でも発生の心配があったところでは、区としましては順次、その都度、もちろん対応しておりますし、あとオリンピック開催に向けて、都のほうから特に何かというのはないのですが、情報提供として、特別区の保健予防課長会等では、オリンピック開催に当たってこういう医療体制でやっていきますというような形の情報提供等がありました。その中で、もちろん選手村や会場には、そういう救護所や診療所などを運営する予定だということとか、大会期間中の公衆衛生的な対策として力を入れていくことというもののなか、輸入感染症について、あとちょうど夏場になりますので食中毒の危険性について、あと水質について、暑さ対策について、たばこについて、そういうものが、対策としてとらなければいけないということで取り上げられているところでは、それにつきましては区も都と、あと関係機関と連携しながら取り組んでいきたいと思っております。

あと、先ほど、どのような、輸入感染症として増えるものがあるのかということで、1類から5類と言われていましたが、いずれの感染症も起こる可能性はあると思っております。1類については数は少ないのですけれども、エボラ出血熱などが含まれておりますし、2類については鳥インフルエンザ、MERS、あと結核も入っております。3類については腸管感染症になりまして、O157やチフスや赤痢など、そういうものが含まれていますし、4類はジカウイルス感染症と、あとデング熱があります。5類については、麻疹、風疹等がありますので、そういう意味ではいずれの感染症も増える可能性がある、こちらは認識し、対応していこうと思っております。

○三ツ橋国保医療年金課長 国保医療年金課のデータヘルス計画におきまして、平成27年度計画策定の段階で、歯周病の重症化リスクが高いにもかかわらず歯科医院未受診の方が約3,000人いらっしゃるということで、平成28年度から、この計画の策定の段階で、医師会や歯科医師会の先生方とご相談した中で、重症化リスクが高いと言われている心疾患、糖尿病等で受診しているにもかかわらず、過去1年間、歯科受診がない方に対して、レセプトが拾えましたので、そちらの方に歯科受診の受診勧奨通知を送っております。

○いながわ委員 健康課長の私に対するその答弁をこちらに返しているようなご答弁だったので、要するに早期発見で歯科健診をやって、早期発見というのはよくわかります。でも、それが目的だと少し薄いのではないかという思いがしたので質問したのです。やはり、これは歯科医師会からも出ましたけれど、デンソー健康保険組合の中では、歯科健診実施事業所は年間医科歯科医療費が減少、一方で、未受診のところは医療費が増大ということになっているので、それをやることの重要性というのは、やはりお答えいただくときに、医療費の削減につながるというのを目標にして、しっかり私はやっ

ていただきたいという思いで質問いたしました。それで、さまざまな膨大なデータをデータヘルス計画に反映して、やはり品川区全体を俯瞰していろいろな、場所によってもいろいろな形で症状が出てくると思うので、それをしっかり次の品川区の施策に役立てていただきたいという思いで言ったのですが、何か少しかみ合わなかったみたいです。

あともう一点、オリンピック・パラリンピックに向けての感染症対策は、しっかり問題意識を持っていただいて、東京都が言ってきたからそのとおりにするというよりは、逆に言えば品川区にその医療の拠点をつくってもいいのではないかという思いの中で質問させていただきましたので、これからまた、あと2年少しで大きく動くと思いますので、ぜひそういうのを注視していただいて、積極的にオリンピック・パラリンピックに参画していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○鈴木（真）委員長 次に、塚本委員。

○塚本委員 私からは、152ページのかかりつけ歯科医に関連して、訪問歯科診療についてお伺いしたいと思います。それから158ページの就業支援費についてお伺いしたいと思います。

初めに、かかりつけ歯科医ということで、品川区においては、訪問歯科診療につながる1つの窓口として、かかりつけ歯科医というところから訪問歯科診療というものにつなげていくということでプッシュしていただいております。平成28年度の実績で285件となっておりますけれども、実績、これは平成27年度とほぼ横ばいというところになっているかと思えます。今、高齢者の訪問歯科診療のニーズというのは非常に高まっている。高齢社会なので、どんどん高まっていくというのは自然のことかと思えますが、そういう時代の中で、また品川区においては、介護と医療の連携した地域包括ケアというのも年ごとに進んでいっているというような状況の中で、かかりつけ歯科医のいわゆる件数、実績がほぼ横ばいというのは、やや時代にとってニーズをうまく把握し切れていないのかというような思いがするのですけれども、この点についていかがお考えでしょうか。

○川島健康課長 これから高齢者の方がどんどん増えていくというような状況の中で、訪問歯科診療というものはニーズがどんどん増えていくはずだという認識は私どもも持っているのですが、こちらの実績にはそれが表われていないというようなところで、何かそれが普及していかない要因があるのではないかという部分も、私どもも考えていかなければいけないと考えているところでございます。

○塚本委員 今ご答弁いただきましたけれども、私は、あまり伸びていかない1つの原因として、やはり機材等の整備が不十分なところというのも一因ではないかと思っております。歯科医師会等からのご要望で、ポータブルユニット、訪問歯科診療に使うユニットの整備ということで、一昨年、昨年でしたか、既に各歯科医師会に1台ずつ配備していただいたということで、そういう意味では、品川区としても努力していただいているというか、配慮していただいているというところは、十分に評価しているところでございますけれども、やはり時代のニーズに沿った形での訪問歯科診療が、今後、非常に重要な事業になっていくという中では、まだまだ機材等の準備が十分にされていないのではないかと考えるところでもございます。さらに、ポータブルユニットというものに加えて、デジタルレントゲンというものも高齢者の歯科診療については必要な機材だというようなこともお聞きしました。このような機材の整備ということも含めまして、今後の訪問歯科診療の整備というか充実に向けて、かねてから私も何回か質疑をさせていただきましたけれども、いわゆる拠点的なもの、仮称でありますけれども口腔保健センターみたいなものを、しっかりと品川区の中でも整備していく。そういうことを検討していく必要があるのではないかと改めて今思っているところでございますが、このような機材整備に限らず、今後の訪問歯科診療の充実に向けて、そのような拠点整備も含めて検討されるおつもりをどの程度持ってい

らっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

○川島健康課長 歯科のポータブルユニットにつきましては、非常に高額であるということで、平成28年度に助成したものにつきましては1台250万円ということで、なかなか簡単には歯科診療所でも買えないというお話も聞いてございます。それから、訪問診療だけではなくて、災害時にも活用が見込まれるというお話も聞いておりますので、必要性のほうは十分認識しているところでございますが、こちらはまだ助成金で配備したばかりというところで、その使用状況ですとか必要性も十分見させていただきたいというところもございまして、今、こちらの必要性は認識しているというようなところがございます。

それから、拠点としての整備は、なかなか何か施設を新しくつくとすると、非常に難しいのではないかと考えております。

それからレントゲン、こちらも高額であるということと、それから今、歯科医師会が持っているものが旧式のものしかないというお話は聞いております。以前は、震災時に活用したいというお話もございましたが、今回の要望を見させていただきますと、訪問歯科診療にやはり必要になってくるのだ、高齢者にとって、訪問歯科診療においてもレントゲン撮影が診療に必要なだというお話も聞きましたので、その辺のニーズも少し見させていただきまして、どうするかということを決めていきたいと思っております。

○塚本委員 機材整備についてはニーズを見ながらというところをお願いしたいと思いますけれども、拠点整備ということについて、どこかに新しい箱物をつくるというところまで一気にいくというのは、なかなか難しいと思うのですが、今現在でも各保健センターに、乳幼児歯科診療等をやっているスペース等もあって、そういうものも今、さまざまな形で、老朽化等で今後、整備をするような予定も出てくるかと思えます。そういうことと兼ね合わせつつ、高齢者の訪問歯科診療だけにとどまらず、障害者の歯科診療等も含めましての拠点整備というのは、やはり今後ぜひご検討していただきたいというところで思っておりますので、今すぐということではないのかもしれませんが、そのような品川区の今の保健センター等の活用等も含めて考えられることというところで、もう一言お願いしたいと思います。

○川島健康課長 今の保健センターにも歯科のユニットがあるので、そちらを有効活用したらどうかというようなご提案も含めて、すぐ箱物をつくるわけではないというお話ですので、まず機材の配備の話をどうするかというところを含めて、今後の課題とさせていただければと思います。

○塚本委員 よろしくお伺いしたいと思います。

次に就業支援のほうなのですが、近年、大変、雇用情勢というか、数値的に環境が改善していて、今どちらかというと売り手市場というような状況になっているのかと思えますけれども、そうした中で就業支援を品川区でやっていたところでの事務事業概要等を見ますと、就業センターにおいて、例えば職業紹介や、あるいは実際に就職した件数といったものは、やはり年々下がってきているというところで、その一方で、先ほどもありましたけれども、求人企業支援、求人する側の企業の支援というほうの件数は、非常に伸びて、年々増加しているという中で、いわゆる中小企業の人手不足が非常に、今後大きくクローズアップされてくる、中小企業の大きな課題になってくるのではないかと。先ほどの質疑でも、1事業というか業種に限らず、全ての業種に対してこのような現象が起きている。これは本当にあちこちで聞きます。人がいないとか、人といっても誰でもいいわけではなくて、求める人材というようなことまでいくと、本当に採用において大きな厳しい問題がある。このような、今後の品川区としての就業支援というか人手不足の解消です。今まで若者等の就業支援ですとか女性向けの就

業相談など、求職者側の支援というのも今後とも引き続き実行していただきたいと思いますが、さらに求人側、中小企業側の求人、人手不足に対する支援というのが、今後、中小企業を支援していく上で非常に大事になってくるというふうな認識を持っているのですけれども、区の見解をお伺いしたいと思います。

○山崎商業・ものづくり課長 若者あるいは女性に対しての就業支援の部分でございますけれども、平成25年に、就業の部分につきましては、区といたしまして長期計画に位置づけ、力を入れてきたところです。ただ、委員のおっしゃいましたとおり、5年ほど前には、例えば高齢者の雇用の問題で、少し定年制が延びた。あるいはリーマンショックの頃だったものですから、その当時のときというか、そのときの若者が非常に就職難だった時代だったということがあります。そのようなことも背景に施策を打ってきた経緯もございます。昨今、そのような雇用関係の状況も変化してございますので、そのような景気動向なり、今申し上げたような変化を捉えて、今後、先ほど構造的な問題になりつつある、とりわけ小規模の中小企業にとっては喫緊の課題としての求人企業への支援などに、力をよりシフトしていくと申しますか、そのような政策転換といいますか、柔軟に図っていくべきだと認識しているところでございます。

○塚本委員 まさに今、課長がおっしゃったとおり、構造的な問題ということで、単に景気のよしあしというところにとどまらず、就業という働く人が、日本の中の人口から減っていくという中で、本当に、職場はあるのだけれども人がいないということが今後起こってくるという中で、中小企業の人材不足解消に大変大きな力を注いでいく必要があるというところでご答弁いただいたのですけれども、例えば少し具体的にお話を伺いたいのですが、どういうところに今後、新たな就職の人を求めるのか。高齢者、女性、外国人、いろいろあるかと思いますが、品川区だけでできないということも、規制的な問題もあるかもしれませんが、どういうところかということと、あと今、中小企業等といっても単純労働ということだけではなくて、創造性やいろいろなコミュニケーション力など、いろいろスキルを求められる人材が欲しいということも当然あるかと思いますが、そのような人材の質といいますか、スキルというか、そのようなところについて、中小企業の人材確保における支援策というの、いろいろ今後必要になってくるかと思いますが、その点についてお伺いしたいと思います。

○山崎商業・ものづくり課長 人材難のニーズも、やはり20人あるいは10人以下の小規模事業所がかなり占めているような状況に鑑みますと、企業のほうで毎年一定の数の新規採用を採っていくような、そういう大手企業などのニーズとも少し違っているところがございまして、そういう意味では、委員もおっしゃいました、女性の方でありますとか高齢者の方、それから最近では外国人の方、このような人材の多様化に、中小企業のニーズをマッチングさせるような、きめの細かいマッチングといいますか、そのようなことが必要だろうと思ってございます。そのようなところに、これからきめ細かく対応してまいりたいという考えと、それから一方で、単純労働ということではない一定の技術職、技術者というようなところも、非常にニーズが高いです。そういう意味では、品川区内に都立高専など、そのような人材を養成する教育機関なども立地しておりますので、区といたしましては、そのような人材の機関とも連携を図りつつ、今、近々でやり始めましたけれども、科学技術交流ということで、外国のモンゴルの高専の人材活用というような新しい視野も入れまして、少し取組みをさせていただいておりますので、両面で頑張っていきたいと思っております。

○塚本委員 中小企業の雇用の支援、例えば建設業に女性や高齢者というようなことを考えていくとすると、働く環境の整備やいろいろな準備といったことの具体的なニーズも出てくるかと思いますが、その

ような、きめ細かなところへの対応というのが、基礎自治体としてなし得る支援の部分かとも思いますので、人材不足解消への今後の施策展開をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○鈴木（真）委員長 次に、大沢委員。

○大沢委員 160ページの商店街の支援の質問と、それともう一個、161ページの商店街の国際化ということ、2点について聞きます。2点、多分聞けないと思ひますので、最初に国際化のほうを聞いて、後で、要は、助成金、補助金等々の受益を受ける者と都と区の関係というか、助成した側がお金を出すわけですけれども、その後、どのようにそれが使われていて、どのようにそれがその会社にとって益がもたらされているかというのを聞きたいと思ひますが、多分これは聞けないと思ひますので。

まず、国際化について聞きますが、いろいろと、るる商店街の国際化ということで、大きな事業が行われております。一昨日、少し前のときにも「中国語少し通じます商店街」「英語少し通じます商店街」ということでやっておりますけれども、商店街の国際化というのはいろいろな事業をやられているわけですが、では一体国際化というのは何なのでしょうとかという疑問がまず湧いてくるのですけれども、それは課長におかれましてはどのように、商店街の国際化について思われるのでしょうか。

○山崎商業・ものづくり課長 商店街にとっての国際化ということでございます。もともと商店街につきましても、身近な区民の方のインフラというようなところで公的な意味合いもございまして、冒頭ありました、区としてさまざまな支援・助成を行ってきております。こうした身近な商店街が、例えば区の観光施策などでも、1つの区を代表する資源の一つだというようなことになってきてございます。それが、品川区の非常に特徴だとも言われております。そういう中で、グローバルな社会になり、外国人の方が品川区を訪れることも、一定、当然のような状況にもなっております。こういう中で、商店街の魅力を継続しつつ、新たに外国人の方などから見ても魅力ある商店街であるべきではないか、あるいはあってほしいというようなことで、さまざま取り組んでいるというような状況でございます。

○大沢委員 これは非常に曖昧模糊とした、表現というか、命題、表題ですので、なかなかこれはこうだと答えにくいと思ひますけれども、先ほど商店街が区を代表する資源であるとおっしゃいました。少し前には、運河まつりのときに、大学の偉い先生の答申から、品川区は観光資源がないのではなからか。それゆえに、運河というか水辺を観光資源に大いに役立てたいということで、商店街は要は内陸部のほうが、少し横のほうに置かれたような位置関係になったやに感じましたけれども、その点について、本当に品川区の商店街は活性化あるいは再生できるのか、それについてお願ひします。

○山崎商業・ものづくり課長 品川区の魅力は、運河、海に面しているという立地、こういう魅力もちろんございますけれども、多様な区の魅力の一つには、いろいろな経過があつて、現在の100を超える商店街も生き生きと地域で活動されているというようなことでございます。どちらとも区の大いなる魅力の一つというようなことで捉えているものでございますが、商業部門を所管する私とすれば、その活力が、持続可能な流れの中で、しっかりこの先も生き生きと活動していけるだろうと感じているところでございます。

○大沢委員 それでは国際化に戻しますけれども、この間、少しお話をさせていただきました。迎える側のほうに力点が置かれておまして、英語で話せます、中国語で話せると、商店の国際化に向けて品川区も事業を行っているわけでありまして、この間、私が提案させていただきました、逆に、ある資源。商店としての資源。国際的というか、要は経営者の方が日本人ではなかったりという話で、この間、全国では1,200店舗あつて、大体、東京都内では650店舗、インド料理店があるということです。おおよそインド料理店というのは、インドの方がほとんどやっている。ネパールもそうでしょう

し、先ほど言ったモンゴルもそうだと思います。タイ、ベトナムも、エスニック系のところは大体が、現地というか母国の方がこちらのほうへ。まさに、品川区内で営業しているというのは、国際化の1つの一端だと思うのですけれども、その辺で品川区内、この間2回ばかり課長をご指名させていただいて、お伺いしようと思ったのですけれども、なかなかお話ができなかったので、今日、品川区内にエスニック系の飲食店、飲食店のみならず、ほかの業種も含めて結構なのですけれども、大体何店舗ぐらいあるのか、おわかりになったら教えてください。

○山崎商業・ものづくり課長 経済センサスという、統計の数字で恐縮でございます。品川区内で飲食店は3,000軒弱でございます。その中で、いろいろカテゴリーが、例えば中華料理店が何軒というようなものがございますけれども、先ほどの分類では、その他専門料理店ということで、例示がありましたタイでございますとかエスニック系、こうしたところで……。失礼いたしました。356軒でございます。大変申し訳ございません。

○大沢委員 356軒。これはまさに、1年の365日の「6」と「5」が反対になったような感じ。非常に覚えやすい数字でありまして、これはまさに活用しない手はないと思いますね。往々にして、あの方たちは、母国語のほかに英語も話される方が結構多いのです。インドはヒンディー語もありますけれども、別に英語も日常語として会話として結構話している。その356軒のうちでも、おそらくインドの料理の方は多いと思います。非常にその中ではポピュラーな業態だと思うのですけれども、この間もそのあたりのお話を少しさせていただきましたけれども、連携を強めるような取組みというのが可能なものか、可能でないものかというのを、率直にご意見をいただきたいと思います。

○山崎商業・ものづくり課長 可能性はありますといいますか、今、取り組んでおります、今年度から、商店街おもてなしPR事業ということで、外国人にとっていろいろなおもてなしをされている商店・個店にスポットを当てまして、しっかりPRをしていこうではないかというような事業に、委員が言われた、日本で母国の味を供する方々のお店といったところも、もちろん本事業のターゲットになり得る部分でございます。いろいろ2年目、3年目と続けていきたい事業ですので、工夫して、何か品川区の魅力を発信する一つになればいいかとは、今、思うところでございます。

○大沢委員 要は、近隣のお店等の方たちの触れ合いというか、語学、英語などというのは、習うより慣れろが勝ちだと思うので、そのあたりを、彼らというか、その外国の方が営まれているお店を利用できないかということだと思いますし、逆に外国の方が日本に来て何が一番、我々が外国に行って日本語が通じてしまうとおもしろくないのと同様に、あの方たちは日本に来て、母国語が通じない。むしろ日本人がボディーラングージでやったら感動するわけで、そのほうがより確かなおもてなしになると思いますけれども、答弁は結構です。そのような形で、おもてなしというのはどんなものかということで、英語だけではないということをお話しさせていただきたいと思います。

○鈴木（真）委員長 次に、鈴木ひろ子委員。

○鈴木（ひ）委員 149ページの健康診査費と、148ページの予防接種について伺いたいと思います。

まず、20歳からの健康診査についてなのですけれども、平成25年から平成27年までは、35歳健診が始まって3年間たって、平成28年から20歳からということになりました。それで、対象も3.6倍に増えたのですけれども、受診者もそこそこ増えて、3.2倍ぐらいに増えたのですけれども、この受診率については、区としてはどう捉えられているのでしょうか。そうはいつても、実際の対象の人口からすると1.8%という受診率なので、まだまだ周知が必要なのかと思うのですけれども、この周

知の取組みについてもどうされているかお聞かせください。

それからもう一つ、健診の結果なのですが、35歳からの健診のときに、要注意や要治療がかなり多いというのが私も驚いたところだったのですけれども、今回の20歳からの健診も同様に、要注意と要治療が合わせて2,257人のうち1,189人ということで、53%を占めるという状況になっていたのですが、この結果をどういうふうに捉えられているかということについて、まずお聞かせください。

○川島健康課長 20歳からの健康診査のお尋ねでございます。こちらはお知らせというか、周知の工夫ということで、成人式でご案内を差し上げたり、それから広報しなごに載せたりチラシをつくってというような、一般的な周知をしております。ただ、今ご指摘のとおり、対象者数からすると、やはりまだまだ受診の数は少ないという認識でいるところでございます。それから私も、事務事業概要作成の過程で結果を少し見て、今のパーセンテージを見まして、あまりいい結果が出てこないというところで、やはり、こちらを受診される方の健康状態というか結果が、35歳からの健康診査と同様のような傾向があると分析してございます。

○鈴木（ひ）委員 周知については、クリニックなどにポスターみたいなものはやっていたか。やっていなかったら、ぜひお願いしたいと思うのですが、その点についてお聞かせください。それと、この健診の目的が、若年期から生活習慣病予防の意識を高めることで、将来の生活習慣病の減少や重症化防止につなげるということであるのですが、こういう観点からすると、今の要注意・要治療という方に対して、この実態から区としてどのような取組みがされるのかということについてお聞かせください。医師会と連携しながらフォローアップや指導が必要ではないかと思うのですが、そういう点ではどういう状況になっているのかということについてもお聞かせいただきたいと思っております。

あともう一つ、今度の20歳からの健診になるにあたり、女性の健診をなくしていくという方向だと思っておりますが、女性の健診は、とりあえず16歳から19歳までの方は、来年度、平成30年度までは20歳からの健康診査を受けられるということになっていると思っておりますが、平成31年度以降は、16歳から19歳の女性の健診がなくなってしまうわけなのですが、私はそのところも、そういうふうになくしてしまうのではなくて、ぜひ若者健診を16歳まで引き下げたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○川島健康課長 まず、クリニックでのポスターの掲示というのは今現在もしているところでございます。

それから、将来の医療費の減少に向けて何を考えていくのかというようなところですが、やはり、より多くの方にこちらを受けていただく、受診率を伸ばしていくというのは、必要になっていると考えてございます。

それから、医師会との検査の後のフォローということですが、これは当然、医師会の会員の医療機関に受診していただいて、検査の結果が出たところで、今度は医療につながるということですので、その辺はスムーズに、わりと自分のところで検査を受けて、そのまま受診したりというふうな流れになっていると考えてございます。

○鈴木（ひ）委員 要注意ですとか要治療の方に対しての、区で把握してフォローしていくという体制にはなっていないのでしょうか。また、要注意の方なども、その後もクリニックなどでずっと継続して見ていかれば良いと思うのですが、中断してしまったり、そのままになってしまうということ

がないように、ぜひしていただきたいと思うのですけれども、後でお聞かせください。

次に、続いて眼科検診と耳鼻科検診についてもお聞かせいただきたいのですが、眼科検診は、ほとんどの会派が実施を繰り返し求めていますし、荏原医師会や品川医師会、両医師会からも、繰り返し、この眼科検診を実施していただきたいということで要望が出されていると思います。そして、区の答弁も、「眼科検診の重要性については十分認識している」ということで答弁をされています。そういう中で、「実施方法、年齢設定、関係機関との調整など、少し具体的な研究をする時間をいただきたい」ということで、3年前から同様の答弁が繰り返されているような状況なのですけれども、私は、いよいよ来年度からはこれを実施に移していただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○川島健康課長 その前に女性の健診の年齢の話を、私は答弁しておりませんでした。こちらは、やはり大きく生活習慣が変わる20歳というところから開始するというので、変更はございません。

それから眼科検診、今、過去の答弁のご紹介があったとおりなのですが、今言われたとおり、なかなか来年度からの開始は難しい状況だと考えてございます。

○鈴木（ひ）委員 研究したい、研究したいということで、ずっと課長は研究するというご答弁。そして、この重要性については本当に認識しているということで答弁をされているのですけれども、研究した結果で、明らかになったことですか、それから来年はできないということなのですけれども、なぜできないのか、その課題についてもお聞かせいただきたいと思います。それから、現時点で、23区で何区がこの健診をされているかということについてもお聞かせください。

○川島健康課長 先に23区の自治体の取組みのところ、緑内障検診ですとか眼科検診という形で実施しているところが11区ほどあるということで、実施する自治体は増えているというようなところですね。それから、なぜ実施できないかということなのですけれども、こちらはいろいろほかの業務量との兼ね合いもございまして、今後、検診全体でどういうふうにしていくかという話もあって、やはりそういうことも含めて、いろいろと研究させていただきたいというようなご答弁をさせていただいていたところでございます。

○鈴木（ひ）委員 研究して明らかになったことというのは何かありますでしょうか。例えば、どれぐらいの対象になり、どれぐらいお金がかかるのか、そういう具体的なところも研究されているのかということ。それから、あと課題、なぜできないのかという課題も教えていただきたいと思います。これは本当に、医師会の先生方も言われていますし、さまざま文献も出ていますし、緑内障、糖尿病性網膜症、変性近視、加齢黄斑変性、白内障の5大眼疾患で、全原因の4分の3を占めるということで、早期発見・早期治療で、このリスクを大幅に減らすことができるということです。本当に、この眼科検診というのは検診に適したものだということで、いろいろ、もう、そういうことで必要性も認識しているということだと言われていると思うのですけれども、ぜひこれは、区が必要性も認められているということからしても、ぜひここで決断していただきたいと思います。改めて、先ほどの、研究した結果で明らかになったことと課題についてお聞かせください。

○川島健康課長 繰り返しの答弁になりますが、ほかの区で実施も増えているということ、今の委員がお話しされたようなところもあって、重要性というのがますます明らかになってきたというようなところがございます。ただ、実施するにあたりましては、年齢設定を何歳にするのか、それから受診券をどうするのか、システムの構築、それからまさに実施医療機関との間での話ですとか料金設定をどうするのか、自己負担をどうするのか、さまざま協議が必要になってまいりますので、お時間をいただきたいというようなところがございます。申し訳ございません。

○鈴木（ひ）委員　この間、前の答弁と全く同じで進んでいないということなのでしょうか。杏林大学の眼科学の教授の方も、40歳からの成人眼科検診で失明率を36%下げることができるという研究の成果も出していますし、そういう答弁を繰り返すのではなく、ぜひ実施に移していただきたいということを強く要望しておきます。

続いて、耳鼻科検診もぜひ、これも荏原医師会の先生方から強く求められているところで、私たちとしても本当にぜひ実現していただきたいと思っているものなのですが、難聴というものが本当に、耳の聞こえが悪くなるというだけでなく、周りの方々と人間関係という点でも、何度も聞き返したり、コミュニケーションがとりにくかったり、そういう中で孤立して抑うつ状態になる人もいるということで、また難聴の方が健常者に比べて認知症になる確率も3倍も高くなるということも言われているということなのですが、そういう点からすると、高齢者の難聴を早期発見・早期対応するためにも、ぜひ聴力検査を区の制度としてやっていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。この聴力検査の、区としての検診についての必要性という点についてもお聞かせいただきたいと思います。

時間ももう少なくなってきたので、もう一つ、予防接種、インフルエンザのことでお聞きしたいのですが、インフルエンザはかなりの方が受けていまして、65歳以上というと大体8万1,000人ぐらいなのですが、そのうちの4割ぐらいの3万3,000人ぐらいの方が受けているということで書かれているのですが、自己負担がこれは2,500円なのです。区の補助が幾ら出されているのかということも1つ教えてください。それから、あと港区はこれもう無料でやっていますし、渋谷区も接種費用は無料になりましたと書かれていたもので、今年度からなのかどうかかわからないのですが、無料なのです。そういう点では、高齢者の方々が、本当に年金が引き下げられて、負担がどんどん増えていく中で、お金の心配をせずにインフルエンザの予防接種を受けられるようにということで、私はぜひこれも無料にしていきたいと思うのですが、その点についてもお聞かせください。

○川島健康課長　聴力検査のお尋ねですが、75歳以上の後期高齢者になりますと70%以上の方が難聴になるということで、これからどんどん高齢者の方が増えていく中、受診者数が増えてコストも増えてというようなところもあって、なかなか現状、実施は難しいのではないかと認識でございます。

○舟木保健予防課長　高齢者のインフルエンザの予防接種についてです。高齢者のインフルエンザについては、今、65歳以上の方にB類の定期接種として、自己負担2,500円で実施しているところです。区の負担としましては、一般の方ですと2,694円ということで、あと生活保護の方などと全額免除という形になっております。確かにほかの区では、一応、定期接種として2,500円で統一して、23区内では乗り入れてやっているところなのですが、一部の自治体では無料でやっているところもあるということは認識しております。

○鈴木（ひ）委員　インフルエンザのほうは、本当に高齢者の貧困というのは、特に65歳以上の相対的貧困率が2.2%ということで、一般の方より特に高齢者の貧困というのは大変な状況になっていますので、健康格差をなくすためにも、インフルエンザ無料化をぜひよろしくお願ひしたいと思います。

○鈴木（真）委員長　次に、西本委員。

○西本委員　150ページになりますが、民生費のところでも非常に気になった言葉があります。アウトリーチという言葉です。これを、どのような認識を持って進めて、手法として使うのかということでは、150ページの乳児健康診査と、1歳半という、それぞれ健診がありますけれども、それに対して、では、ここあたりについては、来られない方に対しての対処ということは非常に必要ではないかと思うので、来られない方へのアプローチと、それとアウトリーチという言葉に対しての認識をお聞き

します。

次に、154ページの事業所用LED照明設置助成ですけれども、これは1件になっています。少ないと思うのです。啓発をどうされていますか。そして、家庭へ拡大していかなければならないと思っておりますが、それについてのお考え、計画です。庁舎内については非常に計画的にされているのではないかと思います、庁舎関係の区の公的機関についての進捗具合をお聞きします。

次に、環境相談の中に、土壌汚染相談というのがあります。これが1,949件ということで、多いと思うのですが、これは何でしょう。対策は何かされているのでしょうかということです。

それから161ページのプレミアム付商品券ですが、まだやるのですか。いつまでやるのでしょうか。効果をどう考えているのでしょうかということをお聞きしたいと思います。

最後に、162ページの品川ビジネスクラブ助成金4,300万円余。これは何にお使いになっているのでしょうか。よろしくお願ひします。

○鷹箸品川保健センター所長 まず初めに、アウトリーチということについてのお尋ねなのですが、アウトリーチはいろいろな場で、特に私も保健衛生の部門で使うのですが、先ほど私のほうで答弁させていただいた中では、産後ケアの中のアウトリーチということなので、その部分でよろしくごさいませうでしょうか。例えば精神保健の分野でもアウトリーチは非常に重要なのですが、産後ケアということで。

産後ケアにつきましては、先ほど横山委員のご質問にもお答えさせていただいたところですが、国でも推し進めている産後ケアの中の、3つ類型がある中の、日帰り型、宿泊型、もう一つがアウトリーチと呼ばれているものなのですが、訪問型と捉えて今後進めようとしているところでございます。訪問型は、希望されている母子のお宅に実際に伺って、助産師の専門性をもって、乳房ケアなどを中心とするケアを具体的にお宅で提供させていただくものについて、産後ケアのアウトリーチということで考えているところでございます。

もう一つご質問をいただきました、1歳6カ月健診等と、健診の未受診者に対する対応でございますけれども、現在、品川区3保健センターでは、保健センターでの健診として、4カ月、1歳6カ月、3歳の3つの年齢区分に対して直営での健診を実施してございますけれども、その直営での健診に、まずいらっしゃる前に問診票をお送りいたしまして、さまざまな、ご家庭でやっていただく問診票をお持ちになった上で、保健センターに受診していただくところでございますけれども、受診されなかった方に関しましては、ご都合が悪い場合には事前にお電話をいただいて、別の日程をご案内することがあります。また、何回ご連絡してもいらっしゃらない方については、まずは電話でのご案内。電話で連絡がつかない場合には訪問させていただくこともありますが、最近、お勤めをされている親御さんも多いという中では、お電話の段階でなかなか行けませんというようなことがあります、あらかじめお送りした問診票を送り返していただきまして、その年齢の中で、近隣の医療機関、最近、1歳6カ月といいますが、それまでの間に予防接種などで近隣の小児科医を受診されていることも非常に多いので、そちらで発達のほうなどを見ていただいているというような返信がありますと、そちらでその後も健診といえますか、正常な発達かどうかを見てくださいますかということをお願いしておりますけれども、あくまでも受診勧奨というのは何度か続けているところでございます。

○小林環境課長 私から、事業所用LEDの設置助成についてお答えいたします。

周知の方法でございますが、広報紙あるいはホームページ、産業ニュース等々で周知をしているところでございます。事業所につきましては、一度に交換する台数が非常に多いところから、工事費

が高額という理由もございまして、件数自体は大幅な増加はしないところでございますが、これからも引き続き効率的な周知に努めてまいりたいと思っております。また、家庭用につきましては、住宅課におきまして、住宅工事助成の1メニューとして助成を実施しているところでございます。

続きまして、土壌汚染の件でございます。件数が多いということでございますが、これは、特に有害物質を取り扱いました工場等を廃止・除却するときに、区役所に届け出等を行っていることもございまして、今、その件数が増えているというのが現状かと考えております。

○山崎商業・ものづくり課長 プレミアム付商品券の効果でございます。平成27年春、これは国の補助を入れたところ、消費喚起効果につきましては33%、それから1年後の平成28年春につきましては、通常に戻りましたので28%ということで、発行額にその割合を掛けたものが消費喚起効果かと、アンケート結果上は受けとめているところでございます。

それから、いつまでということでございますが、なかなか個人消費が戻らないような状況で、商店街あるいは商店街連合会からの要望も強いことから、政策化させていただいているという判断をしております。その辺を見極めながらというようなところでございます。

それから、ビジネスクラブの助成金につきましては、区と産業振興に係る協定を締結しております関係で、ビジネスクラブの運営費、具体的には人件費ですとか事業費の一部経費というような構成になるものでございます。

○西本委員 乳幼児健診等々の健診ですけれども、やはりいろいろ細かく手当てをしているということとはわかりました。来ない方というのは、やはり状況確認をきっちりしていく。そして、状況に合わせた形で対応をきめ細かくしていただきたい。それがやはりアウトリーチという意味の中に入っているのではないかと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

LEDの件は、答弁漏れだったと思うので、庁舎内はどうなっているのか。後ほどで結構です。

それで、プレミアム付商品券につきましては、大体、いろいろ状況を確認しながら進めていくということですので、前は、効果がどうなのだといったときに、それがなかなか検証できないのだというお話があったものですから、それがある程度、検証されてやっていくということであれば、区民の皆さんの要望もあるでしょうから、進めていただきたいと思います。

ビジネスクラブです。4,300万円で、一体何を運営に使っているのか。SHIPの運営をさせていただいているのはわかります。なので、そちらで稼働率が高いということも聞いておりますし、そこは採算ベースの中で運営していけるところもあるでしょうし、なぜに4,300万円というお金がここに流れているのかというのがすごく不思議でならないのですが、そのことについていかがでしょうか。

○立川経理課長 庁舎につきましては、平成25年度から徐々に実施しておりまして、昨年度と今年度、第2庁舎のLED化が完了するところでございます。今後につきましては、費用対効果も勘案しまして進めていくべきものかと考えております。

○山崎商業・ものづくり課長 ビジネスクラブは、指定管理の施設が平成27年6月に開設して、指定管理者としてという部分と、それ以前にビジネスクラブのほうは設立されておりまして、平成25年4月に品川区と、産業振興の関係で、財団の持ち味と区の産業施策をうまくミックスさせて効果的に進めていこうというパートナーとして、もともと存在していました。それで、施設の指定管理に応募していただいているというような過程で、今現在に至っているというような状況でございます。

○西本委員 LEDの件ですが、費用対効果という問題ではないです。費用対効果ではなくて、もう替えなくてはいけないのです。使えなくなるのです。なので、計画的にやってくださいということです。

費用対効果の問題ではありません。

それと、ビジネスクラブは、もう少しお金の流れ方を明確にさせていただきたいと思いますので、これは要望で終わります。

○鈴木（真）委員長 次に、石田秀男委員。

○石田（秀）委員 私は、152ページ、健康づくりからいこうかと思っておりますが、本当はこれはいろいろな所管にまたがるので、どうしようかと思っただけで、ここでやります。

先日、霧島市に会派で視察に行ってきました。そこで、もちろんわかって行ってきたのですけれども、チャレンジデーというものを視察してきました。これはもちろん、もうご存知の方もいらっしゃるかもしれませんが、笹川スポーツ財団で、歴史は古くて1993年からやっておるのですけれども、我々が知らなかったということでありまして、毎年5月の最終水曜日に、人口で全員が参加して、15分以上、継続して運動していこう、スポーツ等もしようということ、夜中の午前0時から午後9時まで1日間、それをやって、住民の人口のうちの、住民の参加率。だから、昼間人口のところもあると、自治体では実績では100%を超えているところもあります。その中で、23区では江戸川区がやっております、46%ぐらいの参加率があるということでもありますけれども、霧島市は、もう市長がこれをやろうということではじめました。それこそ、どこかの市町村と対戦相手が決まります。笹川スポーツ財団で決めるわけでありまして、住民参加型でももちろんやるわけでありまして、いつでも、どこでも、誰でも参加できる。勝ち負けは必要だけども二の次だということ、今やり出した。

これのいいところというのは、このことによって、霧島市も実行委員会をつくっています。霧島市の場合だと、委員長はもちろん市長でありますけれども、議会から、この組織メンバーを見ると、霧島市の場合は26人いらっしゃいますけれども、商工会議所から品川区で言うスポーツ協会ですね、こちらは体育協会になっておりますけれども。それから公・私立の学校。老人クラブ、我々なら高齢者クラブになっておりますけれども。それからシルバー人材センターみたいなところ。全ての代表というぐらいの方々が入って、横串を刺して、意識して15分、夜中からやるということなのでありますけれども、これで住民の参加率を競って、負けた自治体は、勝った自治体の区旗、市旗、それを1週間掲揚しなくてはならないとか、いろいろなルールがあるのでありますけれども、こういうのというのは、何かの意識啓発の中で1つ我々もおもしろいと言ってきて、特に霧島市は市長が先頭になってやろうというので、説明を聞いてきて非常におもしろいと思ってきました。最終的には、どうしてここで取り上げたかということ、健康ということになるので、健康ということでやったので、いきなり質問してわからないという悪いから健康課長には資料だけ渡しておきましたが、そこではなくても、例えばほかのスポーツでもいいのですけれども、そういう形のものというのが行われているのか。私は歴史を知らないで、我々会派はわかって行ったわけでありまして、こういうことというのは、参加もそうなのですけれど、横串の意味で、非常に私はいい取組みだと思っておりますが、財団から補助金もあったりして、お金も本当にかからないのです。ぜひそういうところの感覚で、こういうものを行っているということなのですが、そういう取組みとか考え方。少し前にお渡ししたから、もう、すぐ調べるのは、ぱぱっと行政の方は調べられると思っておりますので、考え方を教えていただければと思います。

○川島健康課長 今の委員のお話をお聞きしますと、昨日、資料をいただいておりますが、住民参加型のイベントである。それから、いつでも、どこでも、誰でも参加できる。それから住民交流。それから庁内連携も図れる。それから自治体と自治体の交流のツールになるということで、第一感では非常におもしろい取組みだと私は感じた次第でございます。ただ、何となくスポーツかなという気がしないで

もないのですが、健康づくり、スポーツともに健康寿命の延伸というのが究極の目標ということですので、これを健康課が所管するとは、今、胸を張って言えないところはあるのですが、ご例示いただいた、江戸川区という近くでやっているところがあるということですので、区として調査したり、少しいろいろお話を聞いてみて、どうなるのかと。品川区でもできるのかというようなところを検討させていただければと思います。

○石田（秀）委員 ぜひ検討していただいて、5月ですので、来年はもう間に合わないと思っております。再来年でも結構なのですが、私はこういう参加をして、区民全体で取り組む。昼間人口の方も取り込んでやっていく。これは非常におもしろいことかと思っておりますので、ぜひ皆さんも、私たちももう一段、調べてまいりますけれども、こういうことがあるということをご理解いただければと思います。これはこれでやめます。

それから、プレミアム付共通商品券のところへいきます。これはもう、先ほど来いつまでなどというのだけど、我々はこれは強化しようと思っております。拡大していくべきだろうと思っております、それはなぜかという、今、非常に認知されてきて、抽選など、いろいろなことになりましたけれども、それぞれ二重で登録できないとか、いろいろなことを考えながらやっても、今、2倍近い、2倍を超えている場合もあるのだけど、約2倍の方が申込みをしてくださるようになりました。その中で考えると、この区の非常にいいことは、大規模店舗では使えないわけでありまして、先ほど言ったように区内の商店街が1つの区の財産であるならば、そこを活性化というまでいかななくても、しっかりその中で継続していただいて、維持していただく。そのためには、やはり、今、倍の申込みがあれば、私たちは拡大していくべきだろうと、そういう意味で思っております、そのことについてお考えを述べていただければと思っております。

それからもう一点、これは中塚委員と全く一緒の質問になってしまうのだけど、イベントの話です。これは商店街の方からも、我々もたくさん言われておりまして、先ほど来、区が柔軟に対応していただく部分はオーケーで、東京都の話ももう全部、先ほどの話と同じことになってしまうのだけど、これはわかりづらいから、先ほど東京都に言うという話もあったけれど、どういう状況になるかぐらいは、もう少し教えていただきたいのと、もし、これは毎回言ってやっているのだけど、商店街の人も結構大変なのです。こっちはいい、これはだめ、何と言われると、非常に大変なので、その辺の減額部分というのがあるじゃないですか。それは、もしあれだったら、区で、何らかの形でいいよとか、事業費の中でとか、それは東京都に絶対認めさせるとか。一部あるのだけど、最後のところで困ってしまう部分があるから、余計わかりづらくなってしまっているから、その辺の感覚というのをもう一度、改めて教えていただきたいと思えます。

○山崎商業・ものづくり課長 プレミアム付商品券につきましては、消費の喚起効果、それから一定の商店街の方々の活力のためにも、現在、現状では区にも必要な事業ということでございますので、今おっしゃられた抽選の倍率の応募状況ですとか、そういったものをよく見るとともに、実施後のアンケート調査をしっかりとやって、効果検証もやり始めておりますので、そのような中でトータルにさまざま検討してまいりたいと考えているところでございます。

それからイベント告知のポスターにつきましては、おっしゃるとおり、商店街のイベントのみで、それ以外の周辺の町会の状況を重ね合わせることによって、区民の方がチラシを見たときに、より効果的に認識したり、まさにおっしゃるとおりの状況は、区としてはそう思っておりますので、さらに東京都の補助事業にも理解をいただけるように、強力に伝えたいと思っております。

それから区のものについては柔軟に対応させていただきます。

○石田（秀）委員 東京都には、先ほど言いましたように、それはそれでいいのです。強くやってほしいけれども、その分をやはり区で柔軟にやっているのだったら、そこまで柔軟に広げてほしい。それからプレミアム付商品券は、やはり倍という申込みが今あるのであれば、その部分については、やはり拡大方向を、これもよく品川区商店街連合会と話していただいたり、考えていただいて、拡大。これは我々の思いでありますので、よろしくをお願いします。

○鈴木（真）委員長 次に、浅野委員。

○浅野委員 154ページ、環境三計画改訂プロジェクト、158ページの中小企業BCP作成支援事業、160ページの中小企業IT化推進事業、162ページの事業承継支援事業について質問します。

最初に、環境三計画改訂プロジェクトですけれども、午前中にもほかの委員からも質問があったかと思いますが、環境計画、地域推進計画、実行計画の改訂になると思いますけれども、これまでなかなか区民の方に温暖化対策というのは理解されていないのではないかなというような気がしてならないわけがありますけれども、これをチャンスに、また一歩でも二歩でも前進できればと思います。このたびの改訂につきましては、まさにそのチャンス到来というところかと思えます。とにかく温暖化対策、皆さんも肌で感じられているところもあるかと思えますので、ここで質問させていただきます。

今回の計画につきまして、ぜひともわかりやすい計画にさせていただきたいと思えます。以前、作成された計画もあるわけですけれども、どう見てもなかなかどう解釈していいのかわからないというのも、私も結構ありまして、右往左往したこともありますけれども、区としてのこの改訂の基本的な考え方、コンセプトについて教えてください。また、午前中の質疑の中で、12月にパブリックコメントを実施するということでありましたので、来年度からスタートできるように取り組まれると思いますが、この件についても教えてください。

○小林環境課長 環境三計画の改訂プロジェクトの件でございます。わかりやすい計画にということでございますが、まさに我々もそのとおりに感じている部分でございます。特に国・都も新たな計画が動き出しているというところもございまして、それらについてもうまく適合させていくというところを、まずはしっかり念頭に置いていきたいと考えてございます。また、現在、改訂に伴いまして、学識経験者が座長となる改訂協議会というのも開催しております。そちらの協議会のほうからも、特にわかりやすい、読みやすい紙面構成であるとか、特に地球温暖化防止のために区民が取り組むべきことを、行動指針のように具体的に計画を示すべきだというところで、やはり見やすい、わかりやすい紙面というのを言われている部分でございますので、そういったところはしっかり意識していきたいと考えております。また、パブリックコメントが12月にございますが、12月に向けて、今、鋭意、作業を進めている最中でございます。パブリックコメントを受けまして、来年4月からの計画実行に向けて進めていきたいと考えているところでございます。

○浅野委員 この環境三計画ですけれども、区民の皆様にも温暖化対策に積極的に取り組んでいただくということが必要かと思えます。この新しい環境三計画をどのように周知していくのか教えてください。さまざまな方法があるかと思えます。例えばですけれども、環境三計画の、要約版というのでしょうか。いつもですと厚い冊子が出てくると思いますが、薄目のわかりやすい、読みやすいものをつくってはどうか。そしてまた、区民を対象とした説明会を開催するなどいかがでしょうか。あとは子どもたちです。これから環境に関心を持っていただかなければいけない子どもたちにも、例えば小・中学生にもわかる環境対策とか、そのような小冊子を作成して、子どもから家族に対しての啓発も検討し

てはいかがかと思いますが、いかがでしょうか。

○小林環境課長 周知についてでございますが、現在はホームページ等々で公開する予定にしておりますが、委員からご指摘がありました概要版につきましては作成する方向で今現在、作業を進めている最中でございます。また、内容についても家庭の皆様やお子様、親御様、いろいろとわかりやすい紙面づくりで構成して、誰でも見やすいものをつくっていきたいと考えているところでございます。

○浅野委員 先にページ数を言わなければいけなかったのを失念しておりましたが、158ページの中小企業BCP作成支援事業、中小企業IT化推進事業、事業承継支援事業について質問させていただきます。

既に区の支援を得てBCPを作成している企業について、例えばその企業、会社などの事情が変化するようなこともあるかと思えます。そのような場合、再度、またBCPを作成する必要も出てくるかと思えますが、そのような場合に再度、BCPの作成でありますとか、そのような支援ができるのか、また区として対応することは可能なのか、教えてください。同じように、中小企業IT化推進事業、事業承継支援事業などについても同じような形で、再度、2回目か2回目以降になるかもしれませんが、事情によりまして再度支援を受けることができるのか教えてください。

○山崎商業・ものづくり課長 3つの事業でございます。共通して申し上げられる点につきましては、一旦つくった、BCPでありましたら計画の見直しでありますとか、それからつくったものの検証、あとBCMと申しますが、マネジメントの部分といったものも、当然、最初策定したときに助成を使っていたというふうな、その後の見直しも当然含めて支援させていただくものということでございます。それから、IT化、事業承継も同様の考え方で、制度を構成しているものと考えていただいて結構だと思います。

○浅野委員 中小企業を守るための取組みということで、1回行っても、また2回目、3回目もあるかと思えますけれども、企業を守るという区の姿勢、本当に感謝するところです。特に小さい企業につきましては、例えば家族が病気になったりけがをしたりなどで仕事ができなくなると、一気に状況も大きく変わっていくとか、さまざまなことも考えられます。これからも品川区の中小企業を守っていくためにも、このようなさまざまな支援事業をこれからも続けていただければと思います。

○鈴木（真）委員長 次に、松永委員。

○松永委員 私からは、成果報告書147ページの地域医療連携、そして149ページ、狂犬病予防および動物の愛護、関連して157ページの動物死体処理費、152ページのウォーキングマップアプリ運用保守等について伺いたいと思います。

まず初めに、災害時医療体制整備マニュアル作成についてでございますが、これに参加された団体、またメンバーはどのようになっているのか。あわせて医療救護所開設訓練も2回行われまして、270名ということでございました。その参加された方について伺いたいと思います。また、その訓練に関しては、どこで訓練が行われたのでしょうか。よろしく願いいたします。

○川島健康課長 災害時医療救護活動マニュアルの策定のメンバーというところですが、策定委員長をNTT東日本関東病院の救急センター長の先生にお願いいたしまして、区の三師会、医師会・薬剤師会・歯科医師会からメンバーを選出していただきまして、それから救護所を設置するという事になっている区内の病院の方にも、事務長もしくは院長先生など、ある程度、決定権のある方ということでお呼びしまして、策定委員会を3回ですか、開催いたしまして、その中で協議して、マニュアルをつくり上げていったという、そのほかにもいろいろな細かな協議をやったところでございますが、その

ような内容でマニュアルを作成いたしました。このマニュアルですが、今回、地域防災計画の改訂をしているところがございますので、そこに必要なところを反映させるような形で、今、防災課で作業が進んでいるというところがございます。

それから災害医療救護所訓練です。1つは昭和大学病院です。あともう一カ所が、一斉防災訓練で救護所を設置したという内容になってございます。

○松永委員 地域で一斉防災訓練のときに行われたということでございました。獣医師会等とは連携等は…、わかりました。ぜひ今後も区内一斉の総合防災訓練をよろしくお願いいたします。

次にまいります。149ページの動物愛護に関してなのですが、わかる範囲でいいので教えてください。今の犬の登録数、猫の登録数、その中の高齢な犬、高齢な猫に関してどのぐらいおられるのか、よろしくお願いいたします。

○井浦生活衛生課長 犬の登録数については、現在、直近で1万1,755頭でございます。猫の登録については、申し訳ございません、登録制度というものがございませんので、東京都が数年に1度、都内全犬猫サーベイランスをして、推計値で出しているというようなものでございまして、飼い猫が今、東京都全域で111万頭と公表されているところがございます。品川区での数値というものはつかんでございません。

○松永委員 なぜ聞いたかといいますと、動物愛護の観点から、世田谷区では、以前行ったのか、まだ行っているのかわかりませんが、公益財団法人の日本動物愛護協会では、家族の一員として暮らしている高齢の動物たちを、長寿動物として表彰を行っております。この年齢につきましては、小型犬に関しては18歳以上から、中型犬は15歳、大型犬は13歳、超大型犬は10歳というふうな形で決められておまして、多分年齢はわかるのではないかと思うのですが、そうした観点から本区におかれまして、そうしたお祝い事業として、お祝いと言うのかわかりませんが、ペットに対するそのような事業を行ってみてはどうかということでご質問させていただきます。

○井浦生活衛生課長 犬の登録については、細かな年齢区分というところでは整備するようなシステムになってございませんが、20歳以上で登録が残っているものについてはお電話で確認するというようなところで、お亡くなりになっている犬については削除するというような形にさせていただいております。

次に、高齢の犬の表彰あるいは猫の表彰ということで、獣医師会の中には、そのようなイベントを、動物愛護週間等の中で行っているというのは聞いてございます。この動物愛護につきましては法律がございまして、適正な飼育ということと動物の愛護ということで、セットで目的としているものでございます。高齢の犬・猫につきましては、適正な飼育の結果として高齢になっているのかというようなところもございまして、動物愛護のイベントを研究する中で、委員ご指摘のご提案についても研究してまいりますと考えてございます。

○松永委員 ぜひよろしくお願いいたします。

最後になりますけれども、152ページのウォーキングマップアプリ運用保守等についてでございます。私もこのアプリを活用させていただいているところがございます。そのような中で、アプリの更新時期というものはあるのでしょうか。というのは、やってみると、例えばポケモンGOのように、写真で載っている部分と載っていない部分というのは品川区のところにあります。例えば天祖・諏訪神社に関しては、写真で神社の絵があるのですが、龍馬像に関してはなくて、浜川砲台もなくて、龍馬像のところにピンポイントに押すと、そこには何もなくて、その上に少し、100mぐらい離れた位置に、

ボタンを押すと「立会川龍馬像」と書いてある。少し位置がずれているとか、あとトイレの場所も、下神明のあたりなどはなくなっているのに、まだ残っている状態でございます。そのようなことも含めて、アプリの更新時期というのはいつ頃行われるようになってきているのか、伺いたいと思います。

○川島健康課長 現在のアプリの維持管理というのは、主にOSのアップデート対応が中心になっておりまして、位置などソフトの内容というのは、そんなにいじれるような中身にはなっていないのですが、来年度、今、予算編成作業中ではございますけれども、何か機能を強化したりできないかというのは、少し今、検討しているところでございます。写真も含めて、そこで何か検討できればということで、これはどうなるかわからないのですが、今、検討中でございます。

○松永委員 ぜひ、こうして活用しておりまして、ダウンロード数も、見たら500と書いてありました。私もその中の一人かとは思いますが、まだ少し周知が必要ではないかと思うのですが、品川区内でウォーキング事業ということで、各地域センターごととか、町会でも、歩こう会というのが行われております。そのような中で、そのような方たちに対しても幅広く周知をしていただければと思うのですが、その点について最後に伺いたいと思います。

○川島健康課長 すみません。質問ではないのですが、ダウンロード数はもう少しございまして、平成28年度が1,548件、平成29年度が1,539件ということです。今ご提案をいただきましたアプリということではなくて、「私の散歩道」をもっと使っていただけるように活用していく必要があると思っておりますので、その中で検討させていただければと思います。

○鈴木（真）委員長 次に、伊藤委員。

○伊藤委員 成果報告書の147ページ、各種助成金に関連して、それから152ページ、保健センターなどの設備に関連して、それから149ページ、成人歯科健診に関連して、159ページ、観光アクションプランに関連して質問します。

まとめて質問しますが、147ページについては各種助成金、いわゆる三師会に対するプレート、今やっている事業に対して標識が古くなっているということを知ったので、その更新についてはいかがでしょうかということを知りたいです。それから、保健センターについてはユニットの更新。これもいろいろお話を聞きました。随分古くなったので対応してほしいという話を聞きましたので、その確認をお願いします。それから、成人歯科健診で確認したいところは、クリーニング事業が導入されて、対前年度、どのように拡大したのかということについての実績を改めてお聞かせください。お願いいたします。

○川島健康課長 歯科医師会のプレートの更新のお話ですが、こちらはかなり昔にお配りしたということで、もう来年度予算ということではなくて、できるだけ早く対処できればと考えております。プレートをどういう文字にして、どういう表示にしたらいいかということも含めて、歯科医師会とは相談させていただいて、何とか、できるだけ早く対処していきたいと思っております。

それから、保健センターの歯科ユニットの件でございますが、それぞれ所管においても、かなり古いということは認識しておりますので、老朽化をどうしたらいいかというところで、対処しなければと認識しているところでございます。

それから成人歯科健診ですが、クリーニング、プラス年齢拡大です。20歳まで年齢を下げたというところでも、受診数が非常に伸びております。平成29年度の6月から8月までの3カ月、前年度、平成28年度の3カ月分と比べましても、平成28年度が1,365件だったものが2,448件、1,083件増加しているという状況で、特に30歳と35歳の方に多く受診していただいている

という状況でございます。1年を通してどのように増えていくかというのは見る必要がございますが、このままで推移していくような推測をしてございます。

○伊藤委員 それぞれよろしくお願いたします。

どちらかという観光アクションプランのほうを聞きたいので、話をしますけれど、品川区の公式チャンネルというものをYouTubeで確認しました。不動麗子トレインチャンネルというのが、5,126回が今日現在の再生回数でした。それから、しながわニュースというのが、今日、348回、それから品川区ツイッターのフォロワー数が9,361名なのです。だから、これは数として、38万区民のことを考えていくと非常に低い感じがするのだけれども、やはりこれに対しては何らかの形をしていかないといけないし、頑張って、何とか回数を伸ばしてください、お願いたします。そういうことも含めて、多くの方々に品川区のフォロワーになっていただきたいと思うし、それからYouTubeのチャンネルをせっかくやったということだから、多くの方に見ていただかないといけないと思うのだけれども、その拡大方法について改めてご答弁をお願いいたします。

○中元広報広聴課長 各課でつくられているアプリ等のユーザーの拡大につきましては、広報しながわなど紙媒体も含めて、あらゆる機会を通じてPRの啓発の記事でございますとかを載せて、区として広めていきたいと思っているところでございます。

○伊藤委員 それはそのとおりなのですが、私が思うのは、品川区の観光大使、シナモロールでしたか。やはり、こういう方々に協力いただいて、例えばツイッター、今、9,361人しかいないのです。シナモロールのファンというのは、やはり相当いると思われるので、それはいろいろなコラボレーションをしていながら、いろいろな方々に対して品川区のフォロワーになってほしいと思うのです。せっかくサンリオと提携して観光大使に任命して、そのような歴史があるわけだから、それを何で活用しないのか。また、あわせてYouTubeも、いろいろな縛りがあるのかもしれないけれども、やはり観光大使の方にお出ましいたいて、品川区の名所をPRしていきなり、もう少し具体的に活用していくべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

○中元広報広聴課長 委員のおっしゃるとおり、確かにシナモロールの認知度というのは本当に高いものですので、今後とも、また文化観光課、サンリオともご相談申し上げながら、活用できるところは拡大していければと思っているところでございます。

○伊藤委員 シナモロールは当然、著作権があって、それから肖像権もあるでしょうから、簡単にこの場ですぐどうこうできるとは思わないのだけれども、やはり観光大使に就任していただいているわけだから、それは当然、品川区と契約されているのでしょ、となれば、例えば映像も音声も、それからあと、しながわ水族館で踊ったのはご存知でしょうか。シナモロールが踊りました。だから、ああいうものを、いろいろと総合的に展開していくと、品川区のPRにもつながると思うのです。そういうシティブロモーションというものを、今、やろうとされているわけでしょう。だから改めて聞きますけれども、このYouTubeの中で、今の不動麗子トレインチャンネルが5,126回しかないという現状。それから、ツイッターのフォロワー数が9,361人しかいないという現状を打破していくためには、やはり十分、シナモロールと連携をとった、サンリオを連携をとった活動としていくべきだと思うのですけれども、改めて、もう少ししっかりと答弁をお願いいたします。

○中元広報広聴課長 やはり、この場ではすぐにはっきりしたお答えは、委員おっしゃるとおり難しいのですが、今後とも文化観光課を通しまして、サンリオにもお願しながら、もう少し活用の幅を広げていければと思っているところでございます。

○伊藤委員　なかなか答えはすぐ出ないかもしれないけれど、私たち自民党は、例えばほかのところですと、くまモンのヒットや、それからひこにゃんのヒットなど、いろいろ勉強してきました。それから、女優の竹下景子さんが出演なさった坂井市のPRビデオも実物を見てきました。やはり、いろいろなメディアを十分活用して、それを映像にして、あるいは形にして流していくということについては、これはある意味、いい競争なのです。それで、今お話しさせていただいたような品川区のツイッター、YouTubeも含めて、品川区に対する興味・関心を引き立てていくということについては、それは総合的な戦略の中で、シナモロールもいいでしょうし、不動麗子さんもいいでしょう。それで、もう一つ踏み出したところで、去年、私は予特かどこかでやった記憶があるのだけれども、品川区の著名な有名人の方を活用して観光PRをしていくとか、やはり新しいほうの拡大をしていかないと、YouTubeもフォロワー数も増えないと思うのですが、方向性等を考えた答弁をお願いいたします。

○鈴木文化観光課長　今ご質問いただきましたシナモロールでございますが、ご指摘のとおり、非常に効果があるものでございます。実は今年度、新しい取組みで、動画をつくったり、いろいろなグッズをつくったりということで検討しているところでございますので、その成果をぜひ、広報とも連携して、シティプロモーションの魅力の一つとして発信に活用したいと考えております。

○伊藤委員　まとめていきますけれど、こちらの思いとしては、観光大使のシナモンロールと十分連携していただいて、品川区の魅力等を発信していただけますように、YouTube、それからツイッターのフォロワーも含めてお願いしますということを要望して終わります。

○鈴木（真）委員長　会議の運営上、暫時休憩します。

○午後3時18分休憩

○午後3時35分再開

○鈴木（真）委員長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続けます。

ご発言願います。たけうち委員。

○たけうち委員　156ページの廃棄物減量等推進審議会経費に関連して、それから159ページの消費生活相談に関連してお伺いします。

廃棄物のほうですが、私、先般、廃棄物減量等推進審議会委員として、8月に第1回が行われまして、初めてだったので、その日に決まった会長だったか委員長だったか、「ご自由にどうぞご発言を」というお話だったので、そのときに、今、東京都でオリンピック・パラリンピックに向けて、都市鉱山からつくるみんなのメダルということで、いわゆる携帯電話などの小型家電を回収して、それで金・銀・銅のメダルをつくらうということで取組みをやっています。それで、これについて品川区ではどうなのかと。品川区でも平成25年ぐらいからですか、小型家電をやっているのですが、あまりそれについての周知などがなされていないのではないかと。せっかくだからやったらどうですかというようなお話をしたところ、清掃事務所長から、実は4月からこの取組みに品川区も入っているのだと。それでやっていますということだったのですが、その後、どのようになったかということをお聞かせください。

それから消費生活相談については、昨日、款別のときに、知的障害を持った方が、約500万円ぐらい、サクラサイト商法という詐欺にひっかかって、実はそのときに、初めに消費者センターに行ったのです。それで消費生活相談を受けさせていただいて、非常に感銘したのが、そこで当たられた女性の相談員だったのですが、やはりすごくよく知っていらっしやったのです。それで、てきぱきと自分のパソ

コンを持ってきて、そのサイトのアドレスを送ってくれるなど、いろいろやりとりしながら、本当的
確な対応をしていただいて、それで多分、ご本人の知り合いだと思うのですが、ご本人の関係の
ある弁護士で、その道では非常にナンバーワンと言えるぐらいの方を紹介していただいて、まだ解決し
ていないので、どうなるかわからないのですが、非常に私は感銘したのです。ただ、こういう方た
ちが今6名いらっしゃるのですが、皆さん非常勤です。それで今、2016年から国家資格になったと
は思うのですが、そのような非常勤なので、変な話ですけど、皆さんがそういうスキルを持っている
のかどうか。それで、また6人の中でもそれぞれのお得意分野があるのかどうか、わからないですけ
れど。それで、あるとき、また行ったら、がっかりしてしまうみたいなことがあるのか。その辺の、目
配りというか、皆さんが同じような形で対応できるようなことを、どのようにやっていらっしゃるか
ということを教えてください。

○工藤品川区清掃事務所長 メダルプロジェクトにつきましてのお尋ねでございます。

東京2020オリンピック・パラリンピックの開催に向けまして、使用済み携帯電話から金・銀・銅
のリサイクル金属を回収しまして、大会のメダルに活用するプロジェクトでございます。こちらが、私
どもも4月から参加して進めているところでございまして、31カ所の拠点回収と、品川区役所、また
清掃事務所等で回収しているものでございます。その後のPRというところでございますけれども、大
きくは、ホームページをまずリニューアルさせていただいたということと、ごみ・リサイクル通信とい
いまして、年に4回出す私どものいわゆる広報紙がございます。こちらに、10月号1面を使って
PRしたいと思っております。また、10月は3R推進月間ということで、広報の1面を使いまして、
こちらの記事を入れたいと考えております。今後は、やはり所管と連携しながら積極的にPRを図りま
して、オリンピックの機運の醸成とリサイクルの推進を図ってまいりたいと思っております。

○山崎商業・ものづくり課長 消費者センターの相談員の関係でございます。

平成26年6月に消費者安全法の改正ということで、国で、消費者の相談員の質の確保の観点も含め
た法改正がございました。これは、全国的にそのような相談体制を強化していこうという意図がござい
まして、ただ自治体によっては、なかなか相談体制でありますとか、相談員が専門的なスキルのない相
談員だったりというような現状をレベルアップしようというところでございました。区としましても、
そのような趣旨で条例改正を昨年4月に行ったのですが、もともと品川区の消費者センターにつ
きましては、法の求めるレベルをもう既に具備していたという状況でございます。6人おりました
て、10年以上の経験者が3名、それから9年、5年、3年というようなことで、それぞれスキルのある
相談員でございます。具体的には、国民生活センターで一定の研修を受けること、それからその研修
の内容に基づいて、今は国家資格ということで試験にパスした者が相談員としての資格というようなこ
とでございまして、区の相談員につきましては、そのようなスキルは当然超えている相談員が、
恐縮でございますが、質の高い相談業務を日々行っているというような状況でございます。

○たけうち委員 都市鉱山みんなのメダルのほうなのですが、ホームページを見てもどこに出
ているのかわからなかったのですが、この間、そのときも少しお話したのですが、ほかの
区ではもう、東京都と同じようなものをぽんと、1面とまではいかないですけど、かなり1面に近い
ようなところで、目立つような形でPRしているところもありました。それで、また審議会のときに副
会長になられた方が、その後におっしゃっていたのが、今、銀が足りないとか。金・銀・銅というのは
全部、同じ銀からつくらしいのですが、銀が足りないという中で、非常にいい取組みをやっている
ところもあると。それで、例えば大学の学祭などでもやっているというお話があって、それで品川区でも、

例えばE C Oフェスティバルとか、また、先ほど課長もおっしゃったけれども、所管とご相談されないといけないと思うのですが、オリンピック・パラリンピックの取組みでいろいろなイベントをやるときに、何かそういう回収箱などを設けるとか、そこでPRしていくと非常にいいのかなど。それでまた、変な話ですけど、我々も運動ではなかなか携われないのだけれども、そういうことで、自分が捨てるはずだったものの携帯をそこに入れたことで、その一部があメダルになったのかとか、そういう楽しみができるのではないかと思いますので、その辺のお考えを教えてください。

それから、消費者センターについては、できれば何か、やはり非常勤でなければいけないのでしょうか。1人か2人でもご希望が、もちろんなければしょうがないのですけれども、何かもう少し手厚い形で、しっかりスキルが区にも残るような形で、長年働いていらっしゃる方が多いということなので、そんなに一気にやめたりすることはないと思うのですけれども、そのような人材確保、人材育成としての考え方を教えてください。

○工藤品川区清掃事務所長 今後の啓発、PRの強化ということだと思います。私どもも、先ほど委員ご指摘のありましたように、関連所管、オリンピック・パラリンピック所管や、区の大きなイベント等がございます。そのようなところで、メダルプロジェクトを積極的にPRしましたり、また広報媒体等を使いまして、またホームページ等も目立つようにしまして、今後、積極的にこの取組みをPRしていきたいと考えております。

○山崎商業・ものづくり課長 消費者センターの相談員の方々は専門非常勤ということで、区の一定のルールに基づいて雇用しているということがございますけれども、6人いらっしゃって、通常は平日3名を配置するというようなことで、ローテーションを組んでいるというようなことがございます。それと、そのような専門性を有する相談員なのですが、いろいろな詐欺の事象も年々高度化なり複雑化しているような状況がありまして、やはりスキルを均一に、質の高いサービスを提供するための研修への参加ですとか、そのようなことを踏まえて、区としましては、消費者センターの専門非常勤の方々と職員が連携して対応しているというような状況でございます。

○鈴木（真）委員長 次に、のだて委員。

○のだて委員 私からは、147ページ、休日診療費について伺います。

休日診療は、休日の医療を提供して、大人や子どもが休日でも安心して医療を受けられるということで、区民の安全安心に寄与していると思います。まず、この休日診療事業の重要性を区はどう捉えているのか伺います。あわせて、1999年度、平成11年度と昨年の患者数総数を伺いたいと思います。

○川島健康課長 休日診療の概要と重要性というところでございます。

内科・小児科の休日診療は、品川・荏原両医師会診療所で9時から22時まで、大井地区は9時から17時まで、輪番制で実施しております。歯科・柔道整復施術も輪番制で、同じく9時から17時まで、調剤薬局は9時から22時まで、品川・荏原両薬剤師会で実施しております。この事業の意義というか重要性というところですが、夜間や休日における区民の医療不安を解消し、委員もおっしゃったとおり、区民の方の安全安心を守るために大変重要で意義がある事業だと考えております。

それから、平成11年度と平成28年度の内科の患者数でございますが、平成11年度が4,578人、平成28年度が1万2,660人と、3倍ぐらいの増加になっております。

○のだて委員 やはりこの事業は区にとっても重要な事業だということですが、この事業は1994年、平成6年度に始まっていますが、その5年後の1999年で委託料の単価が変わっていないということで、人材を確保するのが大変だと、医師会の方との懇談の中でも出されてお

ます。患者数から見ても、先ほどご説明がありました、現在の委託料が決まってから約3倍にはね上がっているということで、負担も大きくなっています。事業が認知されて、目黒区や港区からも受診されているというお話も聞いております。そのようなこともあるようで、委託料を上げていくべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。なぜ変わっていないのか、できない理由もあわせて伺います。

○川島健康課長　こちらは、今、委員がご指摘のとおり、休日数につきましては毎年少し変動がございますが、人件費が変更していないというようなところで、委託料の内訳が、医師等の人件費がほとんどを占めるということがございます。人事委員会の公務員給与の勧告を参考にしていたというのが、まず1つの要因で、平成11年からしばらくマイナス勧告が続いていたというところ。そのため、委託料を据え置き形にしてきたということ。それから、消費税の改定に合わせた分の増額というのは行ってきました。それから、ここ数年、プラス勧告があるのですが、ただ、平成11年当時から比べましても、まだ当時の給与水準よりも相対的にマイナスであるというようなことで、今、据え置かせていただいているということがございます。あと、医師会のほうの繁忙のピークになるところ、例えばインフルエンザ等の感染症が流行したといったときの体制を強化するというところで、最初、10日分の体制強化費というのを委託料で措置しまして、今年から13日、さらに3日分、追加したというような、ご要望に沿った形での対応はしてきたところがございます。

○のだて委員　人事委員会勧告に基づいてやっているということですが、最近は少しプラスにもなってきたというところで、そのようなところを見ながら、負担が3倍になっているというところを見ましても、やはり上げていくべきなのだと思います。やはり休日返上でやっていただいているという中で、慢性的に医師や看護師、事務員が不足していると、今年の懇談の中でも聞いております。人材確保のために、委託料に独自に少しずつ医師会のほうで上乘せして、持ち出しで出しているということで、荏原医師会のほうですけれども、初療と準夜を合わせて16%、年末年始では11%、ゴールデンウィークでは12%の上乗せをして負担してやっているという状況です。このままでは事業の継続も危ぶまれるのではないかと思います。やはり重要な事業だということですので、事業が続けられるように委託料の引上げを求めたいと思います。先ほどもありましたように、ピークのときには1日200人ぐらい受診されるということで、そのような中で、やはりいろいろ負担も増えているので、ぜひ上げていただきたいと思いますが、この委託料ですけれども、人件費の部分は医師1人分の委託料になっているのでしょうか。やはり医師だけでなく看護師や事務員も一緒にやっているというのが必要だと思いますので、その部分を少し確認させていただきたいと思います。

○川島健康課長　委託の内訳という質問でございます。

医師1人、看護師1人、事務1人の3名を1つの単位として設定しておりまして、その単価で言いますと、昼間8時間で医師が8万円、看護師が1万6,000円、事務が1万2,000円プラス税というような単価の構成になってございます。

○のだて委員　つまり、一緒に3人分が出ているということですね。それでもやはり足りないということで、毎年のように委託料の引上げを求める声が出ておりますので、やはり事業を継続していくという面を見ても、引き上げていただきたいと思います。

あわせて、患者数が増えていることもあってだと思うのですが、患者がひっきりなしに来て、昼食休憩もとれないという状況だと聞いております。午後の診療をしっかりとっていくためにも、休憩時間というのは大切だと思います。広報などに受付時間が載っていると思うのですが、そのようなところでも休憩時間を含めて周知していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○川島健康課長 休憩時間のお話ですが、そこまで私どもは細かく規定してというところではなくて、その辺は実態に合わせて運用していただければというようなところがございます。逆にこれは休憩時間というふうな形でやりますと、また単価の設定のし直しということで、休憩の時間の分も抜くなどという話になりますと、また、それはそれで意味合いが変わってきてしまいますので、そこまで運用を私どもが細かく縛りをかけているわけではなくて、運用はお任せしているというようなところがありますので、その辺でお願いしたいというようなところがございます。

○のだて委員 運用で対応というのですけれども、多分、休日診療は、1人の医師の方がいてやっているのかと思うのですけれども、そうすると、やはりひっきりなしに受診される方がいたら休憩もとれないということになりますので、そのような面もしっかりと考えていただいて、2人いるという話もありますけれども。以前の答弁ですと、前例がないということで、23区の中でやっているところがないということで、休憩時間を載せることができないというお話もありましたけれども、やはりそのようなところは適切に診療できるようにやっていただきたいと思ひますし、委託料についても上げていっていただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○川島健康課長 先ほども、昼間8時間で単価設定をしているというお話もしたと思ひますが、休憩の設定というのは特段してなくて、休憩してはいけないですとか、そのような話でもなく、その辺の運用はもうお任せしますということになっておりますので、お客様のピークなどに合わせて、しっかり休憩を順番にとっていただくですとか、そのような運用をしていただければという考え方でございます。

○のだて委員 休日診療の単価の引上げについても伺っていますので、ぜひここは、やはり人事勧告に倣ってということですが、そこは柔軟な対応をしていただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○川島健康課長 こちらは毎年毎年の数を見まして、例えば先ほども申しました体制強化等で手当てをしていければと今は考えてございます。

○鈴木（真）委員長 次に、高橋しんじ委員。

○高橋（し）委員 159ページの品川区シルバー人材センター支援事業についてお尋ねします。

シルバー人材センターは、現在、公益社団法人として運営されていますが、もともとは品川区高齢者事業団として発足して、今年で40周年と伺っております。事務事業概要などには、働く意思をお持ちの高齢者の方々のために、地域社会と連携を保ちながら、地域や経験に即した就業機会を確保し、高齢者の方々の能力を活かした活力ある地域社会づくりに寄与されていると伺っています。そこで、ここの決算額1億5,000万円余のうちの助成金と運営資金貸付、それぞれ7,800万円の内容について、基本的なことなのですが、お尋ねします。そして、これがシルバーセンター全体の会計に占める助成の割合についてもお答え願ひます。

○山崎商業・ものづくり課長 シルバー人材センターの全体の歳入の総額につきましては、受託事業収入がメインでございますけれども、大体13億5,000万円でございます。これに対して区の助成金が7,800万円ということでございますので、割合にしますと5.8%ということでございます。ただ、歳入した受託収入が、12億5,000万円は歳入して会員に配分する形で消えますので、先ほど1億円ぐらいの経費の中で、区が7,800万円の比率で運営費などを持たせていただいているというような関係でございます。それから、運営資金貸付の7,800万円につきましては、そのような歳入と会員の方の分配の関係がありますので、大きな金額で歳入と支出のずれがありますので、それを貸付金でフォローしているということで、年度当初に貸付け、年度末に同額をお戻しいただいているとい

う中で運営させていただいているものでございます。

○高橋（し）委員 割合は5.8%ぐらい、受託事業収益が12億円余ということです。非常に大きな金額なのですが、今、決算のお話を伺ったのですが、実は先日、知人が小売店舗を経営されているのですが、なかなかアルバイトの方が見つからないと。求人を出しても応募されないと。それで、地域の高齢者の方を活用して、何とか採用したいのですが、行政として雇用確保の部分で支援はないのかというようなご相談を受けました。このようなことにシルバー人材センターが直接応えていただけるのでしょうか。また、ほかの、このような方々の支援策があれば、これについてお尋ねいたします。

○山崎商業・ものづくり課長 シルバー人材センターの形態なのですが、基本的には依頼主と依頼を受ける方、会員の方が直接ということではなくて、シルバー人材センター全体で請負契約をして、シルバー人材センターの指示に基づいて会員に働いていただくという構図でございます。ですから、例えばコンビニの小売などで、店長からの指示を直接受けるような形態ですと、少し苦しい部分もございます。そのような直接雇用の高齢者の活用ということでありまして、サポシながわなどにおきましては、今言ったような形態でも対応して、マッチングさせていただいているような状況でございます。

○高橋（し）委員 つまり、請負契約ということなので、今、例にありましたコンビニなどの形ではお手伝いだけできないということなのですが、そうすると、サポシながわでマッチングのサポートをしていただくということだと思のですが、ただ、現在の就業状況は、過去のシルバー人材センターができた頃とは変わっております。ですから、今お話があったような、例えばコンビニで高齢者の方が早朝だけ働くというようなことを、シルバー人材センターが間に入って雇用できるような形態はできないのでしょうか。

○山崎商業・ものづくり課長 シルバー人材センターが発足した40年前とは、確かに雇用の状況、関係が大分変わっております。シルバー人材センターでも、シルバー型の労働派遣契約事業というようなことで、そのようなことに高齢者の方が対応していただけるような形の検討を、シルバー人材センター内部で検討を開始したということでご覧いただけます。

○高橋（し）委員 今、シルバー型労働者派遣事業ということなのですが、今までの仕組みとどのようところが違って、今後のそのような高齢者の方の雇用に可能な部分があるのか、私は勉強不足なので、その辺をお伺いします。

○山崎商業・ものづくり課長 人材派遣の形でいきますと、シルバー人材センターあるいは民間の人材派遣のスキームとしては同じなのですが、シルバー人材センターがお仕事を受けて、会員も労働派遣ということで派遣を行うわけなのですが、シルバー型と申しますが、派遣する業種が短期間であり、いわゆる軽作業であるというような、派遣先の業務が限定されるというようなところで大きく違いがあるということでございます。

○高橋（し）委員 そうすると、今の形態より少し就労の幅が広がっていくということだと思います。ぜひそのような事業の検討を進めて、そのような就業先の拡大に努めていただきたいと思います。

それで、シルバー人材センターについてのお話の続きなのですが、大変、歩行喫煙など、ほかの作業なども、非常に熱心にお仕事に従事されている方を私も存じ上げていますが、一方で、区民の方から、区民公園の駐車場の受付で本を読んでいる、ラジオを聞いている、眠っているというような状況で、声をかけないと駐車券を出してくれない、あるいは、これは区民まつりのときなのでしょう、学校開放のときに、大変混雑している窓口にいるのだけれども、何も対応してくれないというような、中にはそのような方がいらっしゃるというふうな声があります。このような声は区に届いているのでしょうか。

また、その改善というのでしょうか、対応策を、どのようになされているのでしょうか。

○山崎商業・ものづくり課長 大変耳の痛いお話で恐縮でございます。月1回、シルバー人材センターでは理事会等を開いて、区からもそこに出席させていただいております。そういう中で、職務上の怠慢等、あるいは就業意欲の低い方といった事例もございます。年々増えているとか、そのようなことではないのですが、どうしても一定割合でそういうことが発生します。今、不適格の就業会員に対する措置と申しますか、そのような取扱いを、現状よりも適性化を図ろうではないかというようなことで措置要綱をつくりまして、ちょうど先月、9月25日から、その要綱を適用して、少しでも適正な就労サービスの提供に努めるといふ本来の目的に資するために、区としましても、人材センターと連携しながら取り組んでいるというような状況でございます。

○高橋（し）委員 措置要綱をつくられたということで、働かれる方々の労働の向上に使っていただきたいと思います。高齢者の方々の就業機会や、そして先ほどからほかの委員の方もいろいろお話しされている人材不足を解消するためにも、さまざまな手だてをして、シルバー人材センターのさらなる充実を求めています。よろしく願いいたします。

○鈴木（真）委員長 次に、若林委員。

○若林委員 152ページ、保健所等管理運営費から聞いてまいります。

保健師についてお伺いいたします。まず、保健師とはどういう仕事を行う人なのでしょうか、教えていただきたいと思います。また、品川区全体として配置状況はどのようになっていますでしょうか、お知らせいただきたいと思います。

○鷹箸品川保健センター所長 まず、保健師の業務でございますけれども、保健師の育成過程で、最近ですと4年制の看護大学を卒業して、看護師資格と同時に保健師の資格を取られるという方が多いのですが、以前は、看護師の資格を一度取得してから1年間、地域保健に関しての専門的な知識・技術を学んで、それで保健師になるという方が多かったというのが現状でございます。それで、現在の保健師の業務でございますが、行政に勤めている、特に品川区の場合、品川区の3保健センターに勤めている保健師につきましては、管内の地域ごとに地区担当という形になりまして、管内にお住まいの方全ての年齢の方に対して、病をお持ちの方にも、そうでない方にも、個別の保健的な業務の指導ですとか助言などをさせていただいているというのが実質的な業務になります。保健師の現在の品川区での配置状況でございますが、9月1日現在、在籍数としては41名になります。41名ですけれども、配置としては高齢部門に3名、国保医療年金課に1名、保健予防課に3名、そして保健センターに33名配置されております。

○若林委員 平成28年度の事務事業概要ですと、例えば保健所では35人のカウントになっていたと思いますので、全体として出っ張ったり引っ込んだりして、全体としては同じ人数なのかと、大体、理解させていただきます。

それで、保健師なのですが、自治体で働く保健師は行政保健師と呼ばれていらっしゃるのでしょうか。この行政保健師は、さらに市町村保健師と保健所保健師に分かれるという言い方が、これは業界の言い方なのかわかりませんが、その辺も含めて。そうしますと、今の言葉、市町村保健師と保健所保健師の違いというのは何かあるのでしょうか。また、その連携というものはあるのでしょうか。お聞かせいただきたいと思います。

○鷹箸品川保健センター所長 まず、保健所保健師と市区町村保健師、こちらは品川区でございますので、市区町村保健師ということになるかと思いますが、まず品川区の保健所というものが全

国の保健所の中でどういう位置づけになるかということから必要かと思います。まず都道府県に県型の保健所というものがございます。それが全国では一般的ですけれども、東京都の場合には、東京都の特別区の中に保健所がございまして、これは23区に23の保健所が、それぞれの区に1つずつございまして、その保健所業務と、それから市区町村の市区町村業務というのに、制度上といいますか、立場上は分かれるのですけれども、それを双方連携して対応しているのが、特別区、品川区の保健所の保健師でございまして、現状の組織では、品川区保健所の傘下に3保健センターがございまして、その双方で保健所の保健師は業務をしております。県型の保健所という枠組みの中でいきますと、品川区の保健所の場合には、保健予防課の保健師が感染症を中心とする対応をしております、県型保健所の業務をしているという形で考えていただくとよろしいかと思います。市区町村の保健師業務というのは、3保健センターに所属しております地区担当をもって、管内の人口当たりの人数が設定されて、全ての年齢の方に対して、個別保健指導ですとか相談ですとか、そのような形に分かれて、保健所業務と市区町村業務を合わせて担当しているのが、品川区の保健所の保健師と考えていただければいいと思います。それで、双方は、当然のことながら、日々連携をとりながら業務を担当させていただいております。

○若林委員　それで、事務事業概要で、いわゆる保健師の個別の援助活動状況というデータが載っております。日々の業務の中で、関係機関連絡および連携という数値が載っております、保健関係で1,175件、医療関係で3,745件、そして福祉関係で5,754件という、ざっくりと3つのカテゴリーで、どういう関係機関と連絡・連携をとっているかというデータが残っておりますけれども、一つ一つ細かい内容は、時間がなくなってしまうので結構でございますので、ざっくりと、保健関係、医療関係、福祉関係、どのような内容かということと、このような仕事をする中で、保健師というのは業務の中で行政保健師としてどのようなスキルを身につけていっているのかということをお聞きしたいと思います。また、あわせて今後の期待としてどのようなものがあるとお考えであるか、お聞かせいただければと思います。

○鷹簗品川保健センター所長　保健所の保健師ということでお話を進めてまいりましたけれども、保健分野、医療分野、福祉分野、さまざまところで、現在、保健師は活躍・活動しているところでございます。区内、先ほどお話ししたように高齢部門にもおりますし、感染症を中心として保健予防課では、大切な心のケアということで自殺対策などもやっております。3保健センターでは、個別の保健指導業務などを行っている中で、3種類の保健と福祉、医療が連携して現状では対応しております。特に医療の部門につきましても、保健センターに所属する保健師が、例えば管内の住民、自分の地区担当の住民の方が、医療が必要になったとき、また医療が必要だと感じられながら、なかなか医療につながらない住民の方などにつきましては、まずご家族の方から相談を受けて、具体的に医療機関につなぐとか、そういった具体的な仕事もさせていただいているところでございます。

多くが女性なのですが、保健師、彼女たちのスキルということでは、まず保健師の育成過程では、3保健センターでも毎年、多くの保健師学校から、かなり長期で、概ね1月を単位として保健師学生を受け入れておりますけれども、学生時代から地域保健の枠組みの中で、具体的に地域で支援を必要とされている方々への指導・助言などの方法を現役の保健師に学びながら、それからまず保健師という資格を取るのもそうですし、あとは実際に常勤として配属されましてから、いきなり地区担当保健師としてすぐ活躍するわけではありませぬので、上司の保健師たちの指導のもと、具体的な、その方に合った最適な支援をできるように、育成を日々図っているところでございます。

○若林委員　そこで、品川区でもずっと数年来、取り組んでおりますけれども、いわゆる医療と介護

の多職種連携。これは部門が若干違うかもしれませんが、健康課も事務局として参画しているところもありますので。多職種連携研修の資料を見させていただきますと、これは医療側にとっても、福祉、また区役所も含めて、顔の見える関係とか、また実務的に共に学ぶ機会と、そして非常に重要な、医療と介護の連携の事業だというふうなことだと思います。しかしながら、この多職種連携研修が、平成26年が194人で、平成27年度が107人、平成28年度が97人と、多職種連携、医療と介護の連携の非常に重要な柱である事業が、年々、参加者が細っていつているという状況があつて、やはり医療と介護の連携というのは大変に難しいのだというのを、この数字から少し垣間見た気がいたします。そこで、先ほどの保健師にスポットを当てますと、さまざま福祉や医療の連携にも精通している。こういう方々に、しっかりと区役所の中で両者のつなぎ役を果たしていただきたいという思いがあるのですけれども、最後にご答弁をお願いいたします。

○鷹簀品川保健センター所長 医療と介護の連携に果たす保健師の役割ということかと思いますが、地域包括ケアシステムの重要性が叫ばれている中で、地域包括ケアシステム自体は厚生労働省が言っている枠組みの中でも高齢者が中心になるのですけれども、それ以外も含めて、難病の方ですとか、医療が必要な方々のつなぎ役として、保健師の役割が、委員ご指摘のとおり、ますます重要になるかと思っておりますので、保健師のこれからの活躍をぜひ見守っていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○鈴木（真）委員長 次に、鈴木博委員。

○鈴木（博）委員 本日は、成果報告書のページ148の1項保健衛生費、予防接種から、インフルエンザワクチン、おたふく風邪ワクチンについてと、ページ149の健康診査費に関連して成人眼科検診についてと、時間があればページ148の感染症予防費から性感染症についてお伺いしたいと思います。

まず、成人眼科検診についてお尋ねします。高齢化社会において健康寿命の延伸は極めて重要な問題です。平成26年度の厚生労働白書「健康長寿社会の実現に向けて」では、がん、循環器疾患、糖尿病、慢性閉塞性肺疾患の四大疾病と、メンタルヘルス、ロコモティブシンドローム、オーラルケアが取り上げられていましたが、視覚障害には触れていませんでした。しかし、目が見えるという視覚器の健康は、健康寿命にとって極めて大きな位置を占めていると考えます。そのため、平成28年度第3回定例会で、40歳以降の眼科検診の実施を要望いたしました。その実施は見送られました。眼科検診の意義を区はどう捉えているのか、区のご認識をご説明ください。また、他の会派からも要望がありましたが、その実施に向けて、何か区のほうで準備等、取組みがあれば、もう一步踏み込んでご説明をお願いしたいと思います。

○川島健康課長 目の疾患から全身の疾患、糖尿病や血管病変などが見つかることもございますし、緑内障はゆっくり進行します。それから、自覚症状が少ないということから、早期発見・早期治療が重要になってくるということで、この検診は非常に重要であるというような認識でございます。一步踏み込んでということで、具体的な研究の内容というところになるかと思うのですけれども、先に実施している自治体の取組みを注視していきとっておりましたが、実施方法、それからシステムの構築、効果的な年齢設定など、具体的に平成30年度に医師会と協議に入れればと考えております。

○鈴木（博）委員 皆が要望していることなので、一刻も早い眼科検診の実現を望みまして、次の質問に移りたいと思います。

インフルエンザワクチンです。そろそろインフルエンザの話題が出るシーズンになりました。既に東

京都教育庁情報によれば、9月4日から17日の間に、大田区・多摩市の小学校でインフルエンザ様疾患による学級閉鎖が報告されており、品川区定点報告疾患集計でも、品川区では直近で9名のインフルエンザの患者の届け出が発表されています。今年のインフルエンザは立ち上がり早いかもしれませんが、まず、インフルエンザワクチンとはどのようなワクチンなのか、またどのような効果が期待できるのか、またワクチンの接種方法について、簡単にまとめてご説明をお願いします。

○舟木保健予防課長 インフルエンザワクチンについてお答えいたします。季節性のインフルエンザにつきましては、毎年12月から3月頃にかけて流行します。原因となるインフルエンザウイルスは、毎年変異しながら流行するため、ワクチンは毎年、そのシーズンの流行を予測して製造されています。ワクチン自体は不活化ワクチンとなっています。ワクチンの効果としては、接種後2週間か5カ月程度となっていますので、接種については毎年必要となります。ワクチンの実際の有効性になるのですが、インフルエンザウイルスの感染やインフルエンザの発症そのものを完全に防ぐことはできませんが、重症化や合併症の発生を予防する効果のほうは証明されています。高齢者については特に、ワクチンを接種すると、しなかった場合に比べて、インフルエンザによる死亡を約5分の1、入院を約3分の1から2分の1まで減少させることが期待できると報告されています。また、接種方法についてですが、13歳未満については2回ということで、接種間隔が大体2週間か4週間の間隔を空けてとなっています。13歳以上については、通常は1回の接種となっています。インフルエンザの発生状況から考えますと、大体12月の中旬ぐらいまでに接種が済んでいることが望ましいと言われております。

○鈴木（博）委員 今ご説明があったように、インフルエンザのワクチンというのは、通常、子どもは10月、11月、成人・高齢者は11月から12月に、子どもは2回、成人・高齢者の場合は1回、接種します。したがって現在は、例年ならそろそろインフルエンザのワクチンが各医療機関に供給されて、インフルエンザワクチンの接種が始まるシーズン、時期です。ところが今シーズンはインフルエンザワクチンの生産・出荷が大幅に遅れて、接種を希望しても接種できない人が大量に出る事態になりそうです。区が把握している情報をもとに、今シーズン、インフルエンザワクチンが不足することになった経緯についてご説明をお願いします。

○舟木保健予防課長 今シーズンの季節性のインフルエンザワクチンについては、製造株を毎年、選定してつくと先ほど言いましたけれども、その選定について、途中で選定し直したということがありました。当初、選定した埼玉株というのが、ワクチンの増殖が悪くてうまく生産できなくて、そのままいくと7割程度になってしまうということが明らかになったため、途中で、昨年度の香港株のほうに戻したということで、例年より製造の開始が2カ月程度遅れております。今シーズンのワクチンについては、製造の予定量が昨年の使用料を約4%、製造量としては約10%下回る見込みだということで、厚生労働省から聞いております。

○鈴木（博）委員 インフルエンザワクチンは、国立感染症研究所がワクチン株を選定して、その株を提供されたワクチン製造メーカーがワクチンの原液をつくります。この原液を希釈してワクチンバイアルを作成しますが、各段階ごとで国家検定が行われます。最終的に国家検定に合格したワクチンバイアルが薬剤卸問屋に出荷されて、これが各医療機関、大口の市町村や医師会などに供給されることになります。このワクチンの製造量が、先ほどご説明があったように、今年は大体、供給されるワクチンが80%ぐらいになるのではないかとと言われていまして、しかも10月にはちょぼちょぼ、11月には出ない、12月になるとそこそこの数が供給されるのではないかとされています。したがって、一応、ワクチンのシーズンの10月、11月にはほとんどワクチンが出回らないということになりまして、

まだ話題になっていないのですが、非常にこれは大変な危機的な事態だと思うのですが、区の現状認識はいかがでしょうか。

○舟木保健予防課長 インフルエンザワクチンの製造が遅れているという状況については、8月の下旬頃に、情報については聞いております。その中で、こちらも都を介して国に確認したり、製造会社にも聞いたところによりますと、国からは、10月以降、しばらくの間、毎週の供給については昨年度の需要量を上回る形で、今年度の供給予定量が組まれているとっておりました。特に不足するという事はない。あと、絶対量として不足しないよう、13歳以上の1回接種を原則としてもらえれば、不足感が生じることはないという形で国は言っておりました。また、製造会社にも確認したところ、10月については平年より少ないが、ある程度は流通しているということ。また、例年ですと、やはり流行に合わせて接種していただくということで、10月から11月に多く流通するような形で卸しているということなのですが、今年度については、やはり製造が2カ月近く遅れたということで、12月に多く供給することになるだろうとは言っておりました。ただ、11月もそれなりに流通はする予定だと、製造会社は言っておりました。区で把握している状況は以上です。

○鈴木（博）委員 子どもと、それから大人の場合は任意接種なのでまだ、非常なトラブルはそれなりに少ないと思うのですが、問題なのが高齢者のインフルエンザ予防接種です。高齢者のインフルエンザワクチンは、個人予防を目的とするB類疾患の定期接種であって、実施主体は市町村になります。したがって、ワクチン対象者に現在あるインフルエンザワクチンの供給ができなければ、これは非常に問題になると思います。既に、横浜市のホームページを見ると、横浜市保健所の平成29年度高齢者インフルエンザ予防接種のページには赤字で、「平成29年度は、ワクチンの生産・出荷が遅れていることにより、希望日には接種できず、医療機関にワクチンが納品されるまでお待ちいただくことがあります」という注意書きが挿入されています。定期接種のB類の高齢者にも、任意接種の若年者・成人にも、インフルエンザワクチンの供給が遅れている現状の周知徹底、広報が必要だと思います。横浜市のように、区のホームページや広報紙での事情説明、高齢者インフルエンザワクチンの接種予定者に対して、予診票を送った方々へのご案内、医師会や薬剤師会など関連機関への幅広い広報・協力などを直ちに行うべきだと考えますが、区のご見解と対策はいかがでしょうか。

○舟木保健予防課長 周知等、あと対策等についてですが、製造が遅れている、供給についての状況を区で把握したのが9月に入る直前ということで、定期的予防接種の対象の方々への通知・発送の準備は既に進めておりましたので、発送と同時にそちらの内容をお伝えするという事はできなかった状況です。また、区から国に確認したり、ほかの自治体とも状況確認をしている段階では、今のところ、また予診票も既に送って、区民からの問い合わせの中では、今のところすぐにワクチンが打てなくて困るというような相談は入っておりません。もちろん9月15日付の国の文書で初めて、供給体制について具体的に自治体にはおりてきた状況なので、今後、ワクチンの状況などを注視しながら、必要に応じてすぐに対応できるよう、区も周知については準備して、整えていきたいと思っております。また、インフルエンザの接種にあたっては、必ず接種医療機関に事前に予約して、確認してから受診するようという形で書いておりますので、そういう意味で、今のところ、区民からのお問い合わせが少ないのかもしれませんが、医師会、医療機関とも連携しながら対応してまいりたいと思っております。

○鈴木（博）委員 今シーズンのインフルエンザワクチンは10月に少し出荷され、11月には供給されず、12月に残りのワクチンが出回るという、近年にない異常な年になり、ワクチンを希望したのに打てなかったというワクチン難民が大量に発生しそうな状況です。インフルエンザワクチンがないと

いう類いの、テレビのワイドショーなどのセンセーショナルな報道にあおられた区民がパニックになる前に、区から十分な広報をお願いしたいと思います。

次に、歳入に続いて、おたふく風邪ワクチンの2回接種助成について再度お尋ねします。そもそもおたふく風邪にかからなければ、おたふく風邪によるムンプス難聴は起こりません。歳入でも簡単に触れましたが、品川区はおたふく風邪ワクチンの任意接種助成を行っているために、昨年、おたふく風邪の流行のときも、他の地域に比べて、おたふく風邪の患者、発病数を減らすことはできました。しかし流行そのものを抑えることはできませんでした。もしも品川区がおたふく風邪ワクチンの2回接種の助成を行っていたとしたら、昨年のおたふく風邪の流行はどうなったと区はお考えでしょうか。

○舟木保健予防課長 予想ですが、いろいろな要素があるため難しいとは思いますが、おたふく風邪自体が非常に、不顕性感染が3割程度あるということも多く、そういう症状が出ない不顕性感染の方でもウイルスを排泄して感染源となり得るということもありますので、流行そのものを抑えることはできなかったのではないかと思います。ただ、2回助成することで2回接種する方が少しでも増えれば、発生、患者の報告数自体は減った可能性はあるのかと思っはいます。

○鈴木（博）委員 ムンプス難聴は、おたふく風邪ワクチンを2回接種することにより、おたふく風邪にならなければ起きません。しかも、1回接種より2回接種のほうが、より確実におたふく風邪にかからず、ムンプス難聴を防ぐことができます。ぜひ中央区に続いておたふく風邪ワクチンの接種助成2回を実施することを強く要望したいと思います。今回は要望といたしますが、「予防できる難聴がこんなに多いのが残念だ。行政などの関係者や国民にも広く、このワクチンの重要性を知っていただきたい」という、前回紹介した耳鼻科学会の乳幼児委員長発言も受けとめて、前向きな検討をぜひよろしくお願いしたいと思います。

○鈴木（真）委員長 次に、石田しんご委員。

○石田（し）委員 私からは、152ページ、不妊治療助成制度について、160・161ページ、中小企業IT化推進事業、商店街活性化推進事業、ものづくり活性化事業、これは関連して質問します。それと、159・160ページの観光と創業支援も、関連して質問します。

まず初めに不妊治療助成制度についてですが、不妊治療を経験されたり考えたりした方の96%が、仕事との両立に困難を感じて、そのうちの41%は退職や転職などに追い込まれているということが、不妊支援をするNPO法人Fineというところのアンケート調査で発覚いたしました。特にそのうち、転職や異動など働き方を変えた人のうちの50%が最終的には退職した。職場に不妊治療のサポート制度があると答えた人は6%にとどまって、そのうち、ないと答えた人の大半は支援を希望されたというふうにアンケート結果が出ております。また、ほかの、同じ団体のアンケートの中に、不妊症に悩むカップルを支援する団体が、2013年度にとったアンケートでは、1,993人中1,099人、55.1%の方が100万円以上の治療費がかかったと答えております。不妊治療においては、1つは制度と、もう一つは医療費が高額だということで、まず初めにお伺いしたいのは、企業はサポート体制を整える必要があり、行政は、その企業の制度づくりを支援すべきだと思いますが、いかがでしょうか。また、費用が高額なものというのが1つの大きな課題となっておりますが、この辺も改めて区のご意見をお聞かせください。区が一般の不妊治療をやっているのは知っていますが、特定になると高額にもなりますので、その点をお聞かせください。

それと、160・161ページの、中小企業、そして商店街、ものづくり等々の事業で、いろいろやられていますが、1つ提案を含めてご質問させていただきますけれど、例えば品川区が持つ魅力と最先

端のテクノロジーを駆使して、新しいまちづくりというか、ものをつくっていけないかと。そのうちの一つとして、品川区の魅力としては、アクセスがいいというのはご承知のとおりでありますし、商店街も100以上の商店街があって、戸越銀座や武蔵小山など有数の商店街がある。そして、自民党、沢田前議員も質問されていましたが、五反田バレーが今、急成長ベンチャーが集積地として五反田が存在している。そこで、テクノロジーを駆使して商店街を活性化できないかと思っております。品川区の魅力をまず再開発していく。これは、行政と、例えば金融機関、IT系の事業者が連携して商店街をサポートすることによって、その魅力を発信していく。このことによって、商店街が活性化していく。さらには、このテクノロジーを活用することによって、商店街で働く方々の業務を効率化することが可能になって、いわゆる五反田バレーとしては、地域企業がマスコミ等へ露出することでアピールにもつながっていく。メリットがたくさんありますが、この辺、どのようにお考えになるかお聞かせください。

そして観光・創業支援ですが、武蔵小山駅前が再開発によって、いわゆる飲み屋街がなくなってしまって、多くの方が悲しんでおりました。大井町の東小路のところはいまだに活気あふれるまちになっていて、しかし一方でさまざまな課題がある。そんな中で、ぜひ区として、例えば観光も含めて、古い建物が集積していると、いろいろ防災面でも危険であります。だけど、新しいものをつくって、新しいのだけど古く見せる建て方をすれば、1つの日本の昔ながらの風景を味わうことができ、それは海外から来られた方にも非常に人気の高い施設となります。そして、さらにその施設に入るいわゆる飲食業などは、創業支援として、若い人たちの創業を手助けしていく。例えば二年、三年はそこでお店を構えてもらって頑張ってもらって、その次に、違う、例えばそれこそ区内の商店街などで活躍していただく。そのような流れの、いわゆる屋台村のようなものがつくれないかと思いますが、その点、どのように考えるかお知らせください。

○川島健康課長 不妊治療に対する企業の支援等のお話につきましては、申し訳ございません、非常に重要なことだと思うのですが、私ども状況の把握はできてございません。現在、区が行っております一般不妊治療助成は、非常に件数も伸びているというところですが、先ほども申しましたとおり、東京都の不妊検査助成が開始になったということで、すみ分けを考える必要、それから制度の再構築を検討する必要があるということで、委員がご指摘の、より高額な部分をどうするかという部分も今後検討して、どうするかという部分をしっかりやっていきたいと思っております。

○山崎商業・ものづくり課長 区の非常に利便性の高いアクセス、それから既存の100を超える商店街の魅力、それから五反田バレーに見られるように新たな業務の集積。これはさまざま、今、品川区に起こっている、あるいは存在しているものの全ての資源を、委員がおっしゃった新しいものづくりに活かしていけないだろうかということでございます。私どもも、新しいものづくり、言葉を変えれば、新しい価値を生む、魅力を生むというようなことに置きかえますと、ずばり、「イノベーションシティ品川」というのも、いろいろな展示会のときに、区の魅力を発信する表示をしているというか、PRをして使っております。十分、区としましては、さまざまな資源を可能に、有機的に結びつける場所としてSHIPなどもございますので、しっかり何か工夫して、趣旨を踏まえて取り組んでまいりたいと感じているところでございます。

武蔵小山の関係は、今、まちづくり、再開発事業が進展してございます。既存のまちづくりで行っている、商店街も含めたいろいろな協議会の場で、新しく再開発で生まれる空間を利用して、屋台村と称していただきましたけれども、これも先ほどの答弁と重なりますけれども、種々、エリアの魅力を発揮するべく取り組んでまいりたいと考えているものでございます。

○石田（し）委員　ぜひ、趣旨を踏まえてご検討いただければと思います。

不妊治療なのですが、検討されるということで、ぜひほかの区市町村を参考にして、いわゆる上乘せや、都の制度の漏れているところをフォローできるような制度構築をしていただきたいと思います。実は、私も知らなかったのですが、岩手県の宮古市では、1年間の年度の上限を100万円に設定して、金額の多さが注目を集めているというのもあって、品川区と宮古市は非常に近い関係でありますので、そのようなことも踏まえて、ぜひご検討をお願いいたします。

○鈴木（真）委員長　次に、南委員。

○南委員　153ページの公害健康被害補償事業費、そして同じページの環境費に関連して、飛行機の落下物の問題について質問したいと思います。

まず、公害健康被害、医療費等の扶助の事業をしておりますけれども、2,670人が対象になっているというふうになっておりますけれども、年齢というか、大括りで何人ぐらいいらっしゃるのか。そして、2,670人という数は、この間、減少傾向にあるのか、増えている傾向にあるのか、全体の状況を教えていただきたいと思います。とりあえずお願いします。

○川島健康課長　今、委員がおっしゃった2,670人というのは、まず減少傾向です。年々減っているところがまず1つございます。それから年齢の括りでございますが、0歳から17歳までの方というのが64人、それから18歳から39歳までが617人、それから40歳から59歳までが1,024人、60歳以上が965人という年齢構成になってございます。

○南委員　減少傾向ということのようですけれども、高齢者の方々がお亡くなりになる方も含めて減少傾向なのかと思っております。

それで、公害の認定を受けられた方、あるいはいろいろな打ち切り制度なども出されている中で、新規は申請できなくなっている、そういう制度もありますので、カウントされていない方々の中でもいまだに苦しんでおられる方が何人もいらっしゃるという現実はあると思うのです。そういう中で、今日では国や自動車メーカーが医療費の助成のための財源を出すということをやめて、今は東京都のところだけで医療費助成制度が続けられていると承知しているのですけれども、それも来年の3月で打ち切り、その後はなくなっていくということで、大変深刻な問題になってきていると私は思っているのですけれども、そのあたりの認識をまず伺いたしたいと思います。

それで、来年の4月からは自己負担が当然出てきて、月6,000円までは自己負担、それを超える部分は助成制度として支給されるというふうになってくるのだと思うのですけれども、これでは、なかなか6,000円の負担というのはかなり厳しいのではないかと私は思っておりますけれども、いかがでしょうか。その認識を伺いたしたいと思います。それで、全額負担されていたわけでもありますけれども、そのことによって、患者の中でアンケートをとられるのを見てみると、一番に、お金の心配なく治療に専念できているということで、大変歓迎されている。2つ目に、積極的に治療しようという気持ちになったということで、通院していると。それから、積極的に治療に専念していることでもって症状が改善していると。この3つが、高い、もっとたくさんあるのですけれども、紹介はそこにとどめるわけですけれども、こういう状況があると思って、アンケートでも出されておりますけれども、これは大変いいことではないかと思っているのですが、そういう中で打ち切られるということについて、区の認識、症状がどういうふうになっていくのか、その点についても言及いただければと思います。

○川島健康課長　区の認識ということですが、こちらはやはり対象者の方のサービス低下というか、福祉の低下というところなので、制度は平成26年度に変更になったということですが、その当

時から、都にはそういう意見を多くの区からも申し述べていたと記憶してございます。

それから6,000円の負担感なのですが、こちらはどのぐらいの自己負担額が平均かとか、どのぐらいの金額を皆さん、お支払いになっているかという部分は、東京都のほうが把握していて、私どもが把握できていないというふうなところで、少し実態がわからないということでございます。

○南委員 私は、先ほど紹介したように、お金の心配なく治療できた。治療に専念できる。積極的に治療しようと思う。その結果、症状が改善されたという点で、やはり6,000円を超えたら出るというからいいのではないかという認識は、とんでもないと思うのです。したがって、区も意見を出しているというふうなことですけれども、現実的に意見は出しても、来年の4月からこういう状況になっていくわけですから、これはもっと、本当に23区自治体のところで、23区だけではないわけですが、しっかりと、この状況をストップさせ、今までどおりに継続していけるように努力をするべきだと思っていますが、改めてその点の決意を伺いたいと思います。それで、この原因者となっている自動車会社に対しても、もちろん国に対しても、必要な意見を言うという姿勢が大事なので、ぜひその点についても言及して、見解を教えてくださいたいと思います。

引き続き、落下物について質問したいと思います。航空機による落下物がこの間、報道されただけでも3件あるわけです。ネットで見ると、まだ2017年、今年途中なのに、もう既に14件、重大インシデントとしてネットでも明らかにされています。14件が出ているという状況を品川区としては知っているのか。この事態についてどのような認識を持っているのか、その辺について伺います。

○川島健康課長 この辺、強く意見を申し述べていくというお話ですが、こちら、当初、東京大気汚染公害訴訟の和解条項の中に、もう既に5年後に見直しを行うというような条文が入っていたということで、東京都の意見というのが、本来の制度に戻るといような言い方をしているのです。もともと始まった制度に戻るといような説明がされております。当時、平成26年の条例改正のときにも、区としては意見をいろいろ申し述べたところではあるのですが、こちらの財源がないというふうなところを東京都も言っておりますので、なかなかこれを覆すのは難しいのかというのも正直なところでございます。

○中村都市計画課長 落下物についてですけれども、航空機からの落下物については、常に区としても注視しております。まず航空機の部品、パネル等が落下して、先日、直近では、市街を走行している自動車の屋根に落下するといった事故などもございました。このような中で、区といたしましては、航空機に対する安全な運行について、これは国に対して強く求め、また安全な運行をしていただきたいと考えているところでございます。

○南委員 先ほどの公害健康被害補償のことですけれども、東京都は財源がないというふうなことなのですけれども、5年の期間を区切って始まった助成制度を、運動で5年間、延長したという背景があるということは承知しています。それで、その財源がないということをもってやめるということではならないし、だからこそ原因である自動車会社、メーカーと、国に対して、きちんと財源を求めるといこともあわせてやっていかないと、これはもう本当にひどい話です。ある方は、症状は悪化するばかりで、入院しては、その支払いに無理をして仕事をするという悪循環の人生だったと。そして、新薬は高くて家計に負担が多いので、ステロイド剤にどうしても頼ってしまって、その副作用で骨粗しょう症になって車いす生活になっていると。こんな状況、こういう方もいらっしゃるわけです。それで、きちんとした補償をしないで、車いす生活にまでさせてしまったという、この責任は本当に重大だと思います。それを、お金がないことをもってやめるなどということは許してはならないと思います。した

がって、きちんと国にも言うていただきたいと思いますので、そこを改めて決意を伺いたいと思います。

それから航空機落下物でありますけれども、14件もある中で、これは最低です。ほかの重大インシデントとしていなくても落下物はあるということですから、そういう中で、今までは人命に影響がなかったから、これで済んでいるけれど、影響が出たらどうするのですか。区としては、どういうふうに、その責任を考えますか。航空会社にきちんとした対策を求めている。航空会社はきちんとした対策をやっている。そういうことだけで済ます問題ではないのではないかと思っているのです。改めて、その点の認識を伺いたいと思います。この品川区も上空を通過します。大井町の駅だけではなくて、そのほかのところも、人の往来が激しい、多くあるところをずっと通過してくるわけです。その辺の、人命を守るという意識を、しっかりと私は区長に聞いておきたい。そういうふうに思います。それで、国がとっている対策でゼロになると考えているのかどうか、この辺についても改めて伺います。

○川島健康課長 大気汚染の医療費助成の件につきましては、実際、私どもがお客様と直接接する窓口になっているということもございます。説明会等の中では、その辺の都の担当者等との話の中では、そういう意見は伝えていきたいと思っております。

○中村都市計画課長 まず、落下物につきましては、区といたしましては、非常にあってはならないことだと考えてございます。国では、補償制度がしっかりしているというふうには説明はありましたが、区としましては、この補償制度よりも予防に対する取組みが一番大事だと考えております。国も今後このような予防策をさらに徹底すると説明しておりますけれども、区といたしましても、人命を守る上では、落下物だとか、このような事故についてはゼロにさせていただくというふうに求めていくものでございます。したがって、区としては国にゼロになるように求めていくということでございます。

○南委員 ゼロになる。誰でもそう願っていますけれども、しかし、こういう対策をどんなに二重、三重にかけてもゼロにはならないと思います。ゼロにするにはやめるしかないのです。やめるしかない。やめるということを、私は言うべきだと思っているのです。ずっと私ども共産党は、この問題については、やめろと言ってくれと言いつけてきました。しかし、補償制度がしっかりしている。補償制度がどんなにしっかりしていても、人命に影響が出て死亡でもしたら、「補償制度があるからやむを得ないではないか、我慢なさい」と品川区は言うのですか。改めて、そのところは聞いておきたいと思えます。ゼロにしていくよう求めるということは、具体的にどういうことでしょうか。具体的な対策が出されているけれども、それを徹底すればゼロになると考えているのですか。その辺を聞きたいと思えます。

○中村都市計画課長 まず、補償制度は大事ですけれども、それよりも事故を起こさないという予防策が大事だと、区は考えております。そのような中で、国といたしましても、国では航空機会社の会合ですとか、あるいは航空機メーカーとの会合といったところを通じて情報共有をして、再度同じような事象が起きないように徹底すると。また、駐機中の航空機の現場の検査といったものを、これから強化していくといった取組みを今後行うことによって、このような事故を起こさないようにするという取組みをすると申しているところでございます。区といたしましても、このようなゼロになる取組みを、可能な限り、考え得る限り行っていただくように、国に求めていくべきと考えております。

○南委員 何回会議の中で求めても、そういう方向になっていないではないですか。そして、私どもが区民アンケートを今年の1月にとりましたけれども、飛行に反対したいという理由で落下物の危険を挙げている方が63%もいらっしゃったのです。これは本当に大きい数字だと思います。多くの区民が、落下物の危険も1つの理由にして上空飛行はやめてほしいと求めていること。そして、不十分な対策で、

なくせる見通しが無い、そんな対策を二重、三重にやってもなくなる。こういう状況の中では、やはり、やらなければいけない品川区としての姿勢は、中止を求める、これしかないと思うのです。区民の命、財産を守る上で、中止を求めるということがなぜできないのか。そこを最後に聞いて終わります。

○中村都市計画課長 まず、落下物につきましては、国は今、調査中ということで、その回答が出たときには速やかに報告するというので、区もそれを求めています。

○鈴木（真）委員長 次に、こんの委員。

○こんの委員 私からは、148ページ、予防接種からは、季節性のインフルエンザ予防接種について、2点目に151ページ、3歳児健康診査の中で視力検査について、3点目が152ページの保健所等管理運営費の中で、保健師の人材確保・増員についてお聞きしたいと思います。

まず3点目は、先ほど我が会派の若林委員がお聞きした点で、保健センター所長のご答弁はよくよくわかりまして、大変な業務を保健師の方々は41名の方でされているという現状がよくわかりました。ですので、保健師の皆さんの業務の大変さは見守りつつ、具体的な地域包括ケア、医療と介護の連携を具体的に進めるためにも、どうか人材確保・増員をお願いしたいと要望したい。このように1点、ご答弁が何かあればお願いしたいと思います。

次の質問で、季節性インフルエンザ予防接種ですけれども、この課題についてはこれまで何度か質問させていただきました。既に高齢者に対する予防接種の費用助成は行われていますが、私が取り上げたい課題は、小児のインフルエンザ予防接種についてであります。この予防接種費用をした場合にかかる費用と、それからインフルエンザに罹患して、そして治療費にかかる額。その差をどのように捉えているかというのをまずお聞きしたいと思っております。ちなみに、大人の場合ですと、予防接種をしたときにかかる費用は約3,000円。1回接種ですので、医療機関によって若干費用が異なりますけれども、約3,000円。一方で、インフルエンザにかかってしまったときの治療費というのは、初診料や検査費などを含めて約2,000円かかる。そして、薬代が1,800円ぐらいかかる。そうすると、合計すると3,800円。人によって感染度合いや投薬の日数などに違いがありますので、単純には比較はできないかもしれませんが、概ねその差額は800円。いわゆる治療費のほうが800円高くなるというような状況かと思えます。子どもの場合はすこやか医療費で助成をいただいておりますので、その治療代は幾らかはわかりませんが、概ね、多分、大人と同じような状況でかかっているのではないかと予測いたします。このような現状で、いわゆる医療行政の削減という観点から、この状況を区はどのような認識でどう捉えていらっしゃるのでしょうか。よろしく申し上げます。

○黒田人事課長 それでは、保健師の人材確保について、私からご答弁させていただきます。

今年度の保健師につきましては、何名か採用するというのを計画しておりまして、平成30年の4月に向けて、今、採用の事務を行っているところでございます。いずれにいたしましても、職員配置につきましては、業務における専門職の配置の必要性や、職員の異動等のいわゆるジョブローテーション等も勘案した上で、全体的な使用人員計画を出しておりますので、そのような中でよりよい区民サービスを提供できるように、執行体制については今後も検討してまいりたいと考えてございます。

○舟木保健予防課長 小児の季節性インフルエンザのワクチンの助成についてのご質問です。

インフルエンザワクチンの予防接種には、発症をある程度抑える効果はあり、重症化を予防する効果があるということは、特に高齢者や基礎疾患のある方などでは認められておまして、そういう方々については定期の予防接種となっております。小児に対するものについては有効性が低下するということも言われておまして、国では定期接種化はされていない、検討されていないような現状です。そのよ

うなこともありまして、インフルエンザのワクチン、予防としては、それだけではなくて、ほかにも飛沫感染対策の予防としてマスクをするなどのエチケット、接触感染予防として手洗いの重要性ということ、区としては周知してきたところです。

○こんの委員 保健師のほうは、ぜひよろしく願いいたします。

それで、予防接種のほうですけれども、今のご答弁ですと、私のお聞きした内容のお答えにはなっていないかかと、少し残念だと思いますが、いわゆる医療財政の削減というところで、先ほど私は医療行政と言ってしまったから、今のようなご答弁だったのかもしれないですが、財政削減というところではどのように考えるかということをお答えいただきたいと思っておりました。こうした中で、小児のインフルエンザの予防接種について、必要な免疫力をつけること、発症や重症の予防が期待できるということで、この予防接種費用に対して一部助成あるいは全額助成をする自治体が、実は23区の中で少しずつ増えてきております。既に助成制度を設けている区は、千代田区、渋谷区、新宿区などがありますけれども、本年度10月からスタートする区が、世田谷区、中野区で、この一部助成をスタートさせます。このような動きの中で、都の財政調整交付金というところが、いわゆる23区が始めていくことによって、そのような流れもできてくるかと思うと、次はいよいよ品川区かと期待したいところなのですが、このような各区の動きを見たときに、品川区としては、このインフルエンザの予防接種費用に対する助成制度をどのように考えますでしょうか。

○舟木保健予防課長 インフルエンザの予防接種についてですが、費用対効果については、そういうところを含め、国として定期接種化に向けて検討している中で、検討しているものとなっておりますので、そこについては、まだ区ではわからないような状況です。また、特別区の交付金についてですが、任意予防接種については交付金の対象となっていない、算定項目となっていないと理解しておりますので、そこについてはすみません、こちらではわかりません。医療経済効果については、計算できないような状況です。

○こんの委員 都の財政調整交付金の流れはわかりました。また、定期接種の話が出ましたけれども、当然これは、国のほうでは、まだその検討課題に挙がっていないのは承知しております。ですが、各区でこのような動きが出ているということは、なぜ必要なのか、こういうスタートをさせているのかということ、もう少し研究していただきたいと思います。先ほども接種回数が説明されましたけれども、13歳未満は2回打つ。多子家庭のご家庭、またご家族全員で打つとなると、この感染を防ぐというところで、この予防接種は必要と思いますので、どうか他区の状況も見ながら、品川区のこのような動きを考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○舟木保健予防課長 他区において、インフルエンザ、小児について助成を始めているということは承知しております。区においては、任意接種の助成については、定期予防接種化が検討されているものとか、そういうものを中心に効果があるものとか、そういうことを考えて進めてまいりました。今後の検討については、子どもの健康行政全体を見ながら、また任意接種の助成については、子どもについては、品川区はほかのワクチンについてもほかの区より実施している状況等もありますので、そういうバランスを見ながら総合的に考えてまいりたいと思います。

○こんの委員 ほかの予防接種とバランスを見て考えていくというご答弁をいただきました。ぜひバランスを見て、季節性のインフルエンザも加えてお考えを今後も持っていただきたいと、要望で終わります。

○鈴木（真）委員長 渡部委員。

○渡部委員 159ページの産業経済総務費、観光アクションプラン、商業も絡んでまいります、いよいよ、しあさってになりますと、10月9日は東急の日でございます、池上線90周年の無料運転ということがいよいよ近づいてまいりました。一般質問でもちょうど通告に間に合ったので質問させていただいたのですが、実際、あと3日というところに控えて、この間の東急の動き、区のかかわり方、それで新聞等にも濱野区長ならびに大田区の松原区長などいろいろ登場もしていたりなどということもございましたが、実際、東急の動きですとか区の動き、また商業におきましては商店街等の、9日はこのような動きがあるみたいなものがあれば、改めて教えてください。よろしくお願いします。

○鈴木文化観光課長 東急の10月9日のイベントに関しての区の協力ということでございますが、文化観光課では、沿線でのいろいろな地域のイベントについての支援を行っているところでございます。また、東急からの連絡がありまして、10月9日に合わせまして、10月の1カ月間、池上線と多摩川線の2路線の新しい車両、7000系の車両で、区で観光のPRのために作成しました動画の、池上線に絡みます、五反田のTOCと戸越銀座のPR動画についても、向こうのご協力で無償で放送していただけるということで、さまざまな面でたまたま連携・協力をしているところでございます。

○山崎商業・ものづくり課長 商店街関連の取組みでございます。沿線商連加盟商店街、15商店街でございます。そのうち、例えば戸越銀座でございましたら、銀六商店街では銀六祭を1日延長しまして、イベントなどの実施を予定しております。それから、荏原中延ではキャラクターが登場してというにぎわい創出。それから旗の台では、隠れたまちの神社・地蔵を探してというような、少し何か楽しい企画といたしますか、それで共通商品券をゲットしようというようなことで、さまざま考えております。それから沿道を、統一感のあるということで、街路灯の統一ブロックは、大田区商店街連合会などと連携しながら、12商店街で、枚数にしまして355枚、ばちっと表示をさせていただく予定になっております。

○渡部委員 本当に間もなくで、さまざま動きが出ているのだということと、実のところ心配しているのが、実際、東急の見込みというのが、人数的には普段と変わらないのではないかとぐらいに言っていたのが、これは相当化けるのではないかなどという思いがありまして、そうなりますと、一番恐れるのが、やはり事故などの問題なのですけれども、その辺というのは、各駅、警備についたりなどというのは何かあるのですか。東急で独自にやっているかどうか、わからないのですけれども、もしくは区でも何人か出て回ったりするのかなどと思って、少しその辺だけ気になったので教えてください。

○鈴木文化観光課長 10月9日の1日無料で乗り降りできるチケットの配付等に関しましては、全て東急の事業ということで、区のほうで人的なご協力の要請は来ていないのが現在のところでございます。

○渡部委員 事故がなく終わるといいと思います。また、大崎におきましても、歩いて10分、15分ぐらいで、たしか9日は夢さん橋をやっているのですよね。何かそのようなものを、大崎広小路駅なり五反田駅なりにまた掲示させていただいて、池上線も、1日乗ったけれど、何か少し飽きてしまったといいたいでしょうか、何かもう少しおもしろいことがないのかという方は大崎にも足を運んでいただくなど、例えば品川区の各駅等において品川区のマップでも置いておいて、それこそ歩いていただくとか。例えば課長等におきましても、毎回イベントなどご視察といいたいでしょうか、出ていただいて、大事なというのは、そのとき1発で打ち上げ花火で終わるのではなくて、それをどういうふうにご後、活かしていくかだと思っております。そのような場合、例えば相当な人が出られて、旗の台、荏原中延、戸越銀座等でどのような動きがあるかというのを、ぜひウォッチしていただいて、こういうところが足りない

のだとか、こういうところがいいのだというのを、本当に生で観光協会なり商店街なり感じていただければ、次のまた施策展開にもなるのかと思います。

よく、ネットでつぶやいてなどという話がありますけれども、こればかりはネットでつぶやくのではなくて、現地に赴いて、戸越銀座のあの店はうまいよねなどと、大きい声で、周りの人に聞こえるように言っていただきますと、「あっ、おいしいのかな」とか、そのまちを知らない人はそういうお店に行っていたりします。場合によっては、無料乗車ですから、電車に乗って移動していただいて、次の荏原中延というのは、そういえば駅前のたこ焼きがおいしかったとか、聞こえるようにつぶやいて、リアルつぶやきをぜひ皆さんでやっていただいて、1人だと大変ですから、どなたか2人で行動していただかないと、少し危険な状態になる。冗談はさておき、そのようないい機会だと思いますので、それをどのような活かし方、次に向かって活かしていくかというのを、ぜひこれは考えていただいて、もうご答弁などではなくて、よろしく願いいたします。

それで、次に161ページの海外進出推進事業で、バンコクビジネスサポートセンター運営補助のところなのですが、この事業、今回は金額が出ておまして、ただ、これはビジネスクラブのほうに移っていますから、次からもうこれは表われないのかなどと少し心配していたり。バンコクのサポートセンターの現況はどうなっているのかと、たしかお話を聞いて、ベトナムなどはもう、何となく、やっぴいこうか、いくまいかというところだったけれど、もう手をつけないのか。この後、中国ですとか、さまざまな展開も本当はしたらいいのかなどと思ったのですが、この辺の展開について教えていただければと思います。

○山崎商業・ものづくり課長 バンコクをはじめ、品川区の海外進出推進事業といたしまして、バンコクはたしか平成22年から5年間にわたりまして、地元のメタレックスという製造業を中心とする海外展示会に出展しております。それはイベントでございますけれども、バンコクのビジネスサポートセンターにつきましては、そこを足がかりに、いろいろバンコクへの進出を、拠点にさせていただこうということで、区内企業も戸越に本社のある製造業がそこを拠点にして、実際、バンコクの郊外のアマタナコーン工業団地に工場をつくり、今現在もしっかり操業していただいております。

そのような海外進出の支援の場所としまして、とりわけグローバルな時代でございますので、特にバンコクのみということでは、これからの時代にどうだろうということで、そのような拠点の支援を経て、今後の海外の進出をもう少しグローバルに広げていこうということで、そのような、寄り合い型の丁寧な、所、場所を決めてという方式よりも、現在はJETROの施策と組んだ事業展開を開始しましたり、海外取引相談員の強化ということで、例えば今年度でしたら、インド向けの入札案件のご相談を受けたり、ベトナムに設立した法人の展開を支援。これは支援といいますか、相談。あるいは、マレーシア、フィリピン、ASEAN、中国、台湾、スペイン。諸々の企業の個々のニーズに、海外取引相談員が丁寧にいろいろやりとりをさせていただいているというようなことで、シフトさせていただいているところでございます。

○渡部委員 ビジネスクラブ等とも連携をいたしまして、しっかりと事業の火が消えることなく、さまざまな先読みした施策を行っていただきたいと思います。

最後に1点、答弁はもういただけないと思うので、問題提起といいたまいますか、課題について挙げさせていただきます。先ほど午前中の質疑の中で、公衆浴場のお話をいただきました。もう今わかっているだけで3軒ということですが。記念湯と海水湯と金春湯。それで、実は見えていないところでも、まだ閉館といいたまいますか、閉店するだろうというお話を聞いています。この間、行政は公衆浴場にさまざま

まな支援を行っています。例えば設備補助の補助率を変えて有利にしたりなどありますが、なかなか厳しい状況が続いています。今だからこそ、公衆浴場のあり方、また、この先、公衆衛生の部分ですとか、いわゆる生活保護の方の部分ですとか、どのような形でやっていくかというのを考えるときだと思います。

私たちは、公衆浴場を何とか残していただきたい。ただ、観光観点のような感じで1回入ってくれという形では、これはもうビジネスモデルが無理なので、どのような形で、必要なかどうなのかを含めて、転換期に来ているのかというような課題だけ提案させていただいて、またの機会にさせていただきます。

○鈴木（真）委員長　以上をもちまして、本日予定の審査は全て終了いたしました。

次の会議は、10月10日午前10時から開きます。

本日は、これをもって閉会いたします。

○午後5時15分閉会

委員長　鈴木真澄